

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

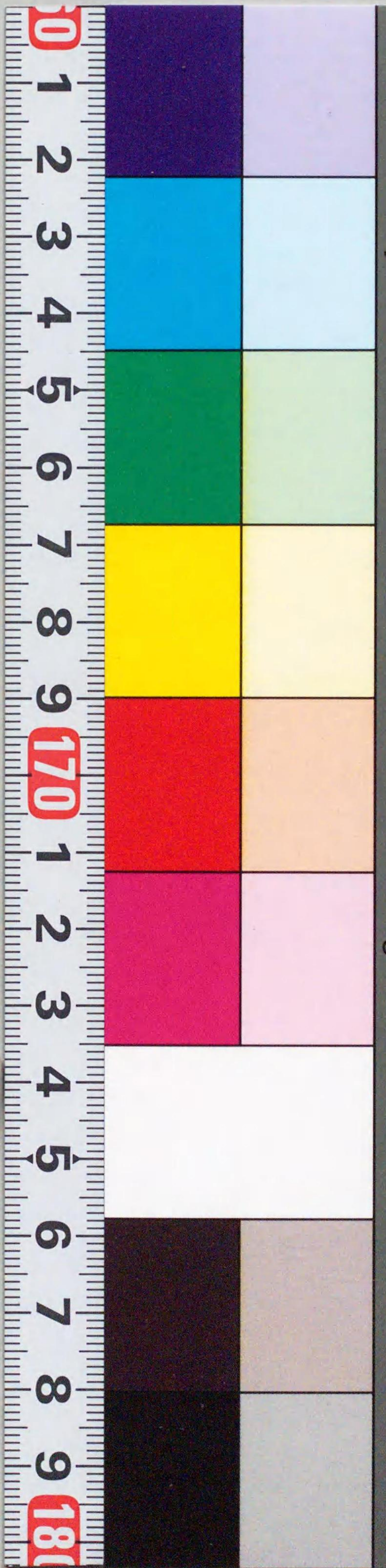
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



DH421-J6



1200901401312

昭和四年二月

(換 贍 寫)

東京近郊
に於ける

青物市場に関する調査

東京市役所

DH421

J6

緒言

本書は曩に出版したる「東京に於ける青物市場に關する調査の姉妹篇とも云ふべく東京市中央卸賣市場法施行區域外都市計畫區域内に於ける青物、魚及生花の各卸賣市場最近の狀況に就き實地調査したる所を輯録せるものなり。本書は上記の調査書と相俟ち初めて大東京に於ける各市場取引の大様を覗ふを得るなり。

固より短期間の調査なるが爲に不備の點あるを免れずと雖も亦以て執務上の好參考たるを失はずと信ずるものなり。

昭和四年二月

東京市商工課



I種
W



1200901401312

東京近郊
に於ける
青物市場に關する調査

目次

第一編	各市場一覽表	一
第一	各市場一覽表	一
第二	各市場取引關係一覽表	三
第三	各市場位置圖	七
第二編	各青物市場概説	九
第一	大井町食品市場	九
第二	大森町青物市場	一三
第三	蒲田青物市場	一六
第四	六郷食品市場	一九
第五	矢口食品市場	二三

第六	池藤組市場	二七
第七	丸新青物市場	三〇
第八	蛇窪食品市場	三三
第九	目黒食品市場	三七
第十	萬寅食品市場	四一
第十一	調布青物食品市場	四三
第十二	第三丸新馬込市場	四九
第十三	世田ヶ谷青物市場	五三
第十四	太子堂 ^(○) 食品市場	五五
第十五	太子堂青物市場	五九
第十六	駒澤青物市場	六三
第十七	玉川食品市場	六七
第十八	松澤食品市場	七〇
第十九	◎杉並食品市場	七三
第二十	共同食品市場	七七

第二十一	萬屋食品市場	八〇
第二十二	丸八食品市場	八三
第二十三	武藏野青物市場	八七
第二十四	下宿青物市場	九〇
第二十五	岩淵青物市場	九三
第二十六	西新井青物市場	一〇一
第二十七	四ッ木食品市場	一〇四
第二十八	葛西食品市場	一〇四
第二十九	小島食品市場	一一七
第三十	荏原青果市場同業組合聯合會規約	一二〇

第三編 各魚市場及生花市場概説

第一	大森魚市場	一二七
第二	東京北魚市場	一三一
第三	蒲田生花市場	一六六

第一編 各市場一覽表

第一 各市場一覽表

一、各青果市場一覽表

市場名	所	在	創立	規	模	問	投
				敷地	建坪	屋	師
大井町食品市場	同	荏原郡大井町一、一三一	明治四二	二五〇	八〇	一	四
大森町青物市場	同	大森町四八三	大正一〇	二〇〇	八九	一	三
蒲田青物市場	同	蒲田町大字北蒲田八一六	大正一三	二〇〇	五	一	一
六郷食品市場	同	六郷町一、〇六四	昭和二	四五	一〇九	一	二
矢口食品市場	同	矢口村大字小林二八五	大正一五	二五	六〇	一	三
池藤組市場	同	池上町堤方九九六	大正元	三〇	五	一	三
丸新青物市場	同	入新井町新井宿一、三〇〇	大正七	一〇〇	四	一	三
蛇窪食品市場	同	荏原町大字下蛇窪八三	大正一三	三八	六	一	四

目黒食品市場	同 荏原町大字戸越一三七	大正一三	二四〇	九	一	二
萬寅食品市場	同 同町大字戸越二九七	大正一四	一五〇	七	一	三
調布青果物食品市場	同 東調布町大字下沼部九三五	大正一三	二八〇	三	一	三
第三丸新馬込市場	同 馬込村字永原三、二〇二	大正一四	二七〇	五	一	六
世田ヶ谷青物市場	同 世田ヶ谷町大字池尻三八二	明治四〇	一〇〇	六	一	五
太子堂食品市場	同 同大字太子堂三三二	大正一五	一〇〇	七	一	二
太子堂青物市場	同 同 同 四四四	大正元	三〇〇	七	一	二
駒澤青物市場	同 駒澤町大字上馬四二	大正九	二七〇	八〇	一	二
玉川食品市場	同 玉川村大字用賀一、五六六	大正一四	一五〇	四	一	一
松澤食品市場	同 松澤村大字松原八三八	大正一四	二八〇	五	一	四
◎杉並食品市場	同 豐多摩郡杉並町大字馬橋一六	大正一五	二五〇	四〇	一	二
共同食品市場	同 井荻町大字萩窪四〇	大正六	五〇	三	一	三
萬屋食品市場	同 野方町大字下沼袋一、一七〇	大正一三	一七三	五	一	一
丸八食品市場	同 井荻町大字下井草七八一	大正一三	一三〇	五	一	一

武藏野青物市場	北豊島郡上板橋町大字江古田二、二四八	大正一五	一三七	三	一	一
下宿青物市場	同 下練馬町大字下宿三	大正一四	一八〇	一五	一	二〇
岩淵青物市場	同 岩淵町大字赤羽三八四	大正八	四〇〇	八〇	一	五
西新井青物市場	南足立郡西新井村大字興野四七三	大正一四	四五四	四三	一	六
四ッ木食品市場	南葛飾郡本田村大字上木下川一四九	大正一二	一、〇〇〇	一四六	七	五
葛西食品市場	同 葛西村大字長島九三六	大正一四	三六	三六	二	〇
小島食品市場	同 同大字下今井四四一	大正元	八〇	一三	一	〇

二、魚市場及生花市場一覽表

市場名	所	先	創立	敷地	坪	間屋數	仲買數
大森魚市場	荏原郡大森町一四六		明治二四	一三三	二八	一	三
東京北魚市場	南足立郡新井村大字本木字堤外耕地三、一八三ノ二外四七番地		大正一五	九、八〇〇	七三	六	七
蒲用生花市場	蒲田青物市場内		大正一五			一	

第一一 各市場取引關係一覽表

一、各青果市場取引關係一覽表


市場名	經營者	使用人	出旅荷	買人荷主	運搬	時間	取荷主ノ引	買人	歩戻	掛倒	取扱	経費	小賣商
大井町食品	個人	7人	静、千、和	100	手四〇〇	朝八—十二	委託	糶	三	一年一萬	高	七月	一〇〇
大森町青物	合資會社	6人	静、千、愛	100	手二〇〇	朝八—十二	委託	糶	三	二萬	取	八月	一〇〇
蒲田青物	組合	3人	千	100	手一五〇	朝八—十二	委託	糶	三	一萬	取	八月	一〇〇
六郷食品	組合	7人	和、静、茨	100	手二〇〇	朝八—十二	委託	糶	三	三萬	取	八月	一〇〇
矢口食品	組合	4人	千、梨、静、茨	100	手一〇〇	朝八—十二	委託	糶	三	總七千	取	八月	一〇〇
池藤組	個人	3人	静	100	手八〇	朝八—十二	委託	糶	三	總五千	取	八月	一〇〇
丸新青物	個人	3人	静、岡、茨	100	手二〇〇	朝八—十二	委託	糶	三	一分	取	八月	一〇〇
蛇窪食品	個人	3人	玉、静、岡、茨	100	手五〇〇	朝八—十二	委託	糶	三	一割	取	八月	一〇〇
目黒食品	株式	4人	和、静、新	100	手五〇〇	朝八—十二	委託	糶	三	一萬五千	取	八月	一〇〇
萬寅食品	株式	5人	和、静、新	100	手四〇〇	朝八—十二	委託	糶	三	總五千	取	八月	一〇〇
調布青果	組合	7人	大、阪、静	100	手一〇〇	朝八—十二	委託	糶	三	一割五	取	八月	一〇〇

第三丸新馬込	青田ヶ物谷	太子堂食品	太子堂青物	駒澤青物	玉川食品	松澤食品	杉並食品	共同食品	萬屋食品	丸八食品	武蔵野青物
個人	個人	個人	組合	組合	株式	個人	組合	組合	個人	個人	組合
4人	2人	2人	3人	5人	1萬五千圓	1人	5人	1人	2人	1人	4人
千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇	手二〇〇
夕六—十	夕六—十	夕六—十	夕六—十	夕六—十	夕六—十	夕六—十	夕六—十	夕六—十	夕六—十	夕六—十	夕六—十
委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託
糶	糶	糶	糶	糶	糶	糶	糶	糶	糶	糶	糶
翌四	翌三	翌三	翌三	翌三	翌三	翌三	翌三	翌三	翌三	翌三	翌三
10萬	4萬	3萬	3萬	3萬	3萬	3萬	3萬	3萬	3萬	3萬	3萬
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18	7	3	7	1	4	5	6
400	400	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	8	11	10	18							


第三 各市場位置圖

二、魚市場及生花市場取引關係一覽表


市場名	經營者	使用人	出旅荷	買人荷主	運搬	時間	荷主トノ引	買人トノ引	歩戻	掛倒	取扱高	經費地代	組合
下宿青物	個人	三	靜	投	手	夕七—九	委託	糶	二	三、〇〇〇	四	三〇〇	
岩淵青物	株式 五萬圓	五	靜	吾	手	朝九—十二 一日—五日休	委託	出	三、五〇〇	每月 四〇〇	一六	四〇〇	
西新井青物	組合	五	靜	吾	手	夕四—九	委託	出	二	一、〇〇〇	七	三、五〇〇	
四ツ木食品	株式 五萬圓全	三二	靜	三	手	朝八—十二 三投、三六分	委託	出	二	—	四〇	約 二、五〇〇	九〇
葛西食品	個人 仲人	—	神田 板橋	—	—	夕五—七	委託	出	三〇〇	二	〇・五	—	
小島食品	個人 仲人	一	京橋ヨリ 買受	三	—	夕六—九	委託	出	一、〇〇〇	五	年一〇〇 二三月	—	
大森魚市場	組合 仲買	二	神、靜、千 ノ他	五〇〇	手	朝五—九	委託	相對	一	五、六分	八千圓	二〇〇	
東京市場	株式 十萬圓	九	築地ヨリ 六割三陸 海道、千、靜 茨、千、靜 小笠原、 臺灣	—	自船	朝五—十一	委託	—	二、三分	一ケ年	二百萬	一〇	
蒲田生花市場	組合	—	千、神 蒲田	—	—	夕六—八	—	—	二	—	一日 三、四萬	家賃 三、〇〇〇	




東京市中央卸賣市場位置圖



東京市中央卸賣市場位置圖





									凡例
中央卸賣市場本分場	市設小賣市場	青物市場	魚市場	東京都市計畫區域	東京市郡界	區町村界	市郡界	府縣界	

尺一分萬十
 米 1000 500 0 1000 2000 3000 4000
 町 10 5 0 10 20 30 1里

第二編 各市場概説

第一 大井町食品市場

一、概況

名稱 大井町食品市場

位置 府下荏原郡大井町一、一三一番地に在り、大井驛は東方約五丁、大森驛は約十丁補装の施されたる幅員六間の道路(玉川線)及幅員二間の道路に面し交通至便なり。

規模 問屋一戸の小市場にして敷地百五十坪、建物は木造亜鉛葺平家建三棟にして賣場七十五坪五合帳場四坪五合なり市場の平面略圖左の如し。

二、沿革

明治四十二年松原榮藏氏組合組織にて大井町濱川に青果市場を設立し大正元年十月現在の地に移轉し高橋鐵三氏之を經營して今日に至れり。

三、組織及經營者

當市場は名義上は組合組織なれども實際は高橋鐵三氏個人經營なり。

四、市場内営業者

高橋鐵三氏問屋業を営み賣子三名、帳場一名、雜役三名を使用す。
當市場に常時出入する投師四名あり。
本市場小賣人組合は現在百二十名の組合員を有す。

五、荷主及買人

本市場に搬入さるゝ蔬菜類は大半神奈川縣及荏原郡農家の出荷にして、神奈川縣七割荏原郡三割に當る。

遠隔の地より直接出荷あるものは静岡、千葉、和歌山、茨城、青森の諸縣にして果物を主とし蔬菜類は約一割に過ぎず。

投師は神田、京橋、千住の各市場より蔬菜を搬入す。

其外東京各市場の間屋より青果を廻送し來る場合あり。

來場荷主は平均一日約百名なり。

買人は大井町の大部分、荏原町、品川町、大森町等の一部にして一日平均六十名の來場者あり。

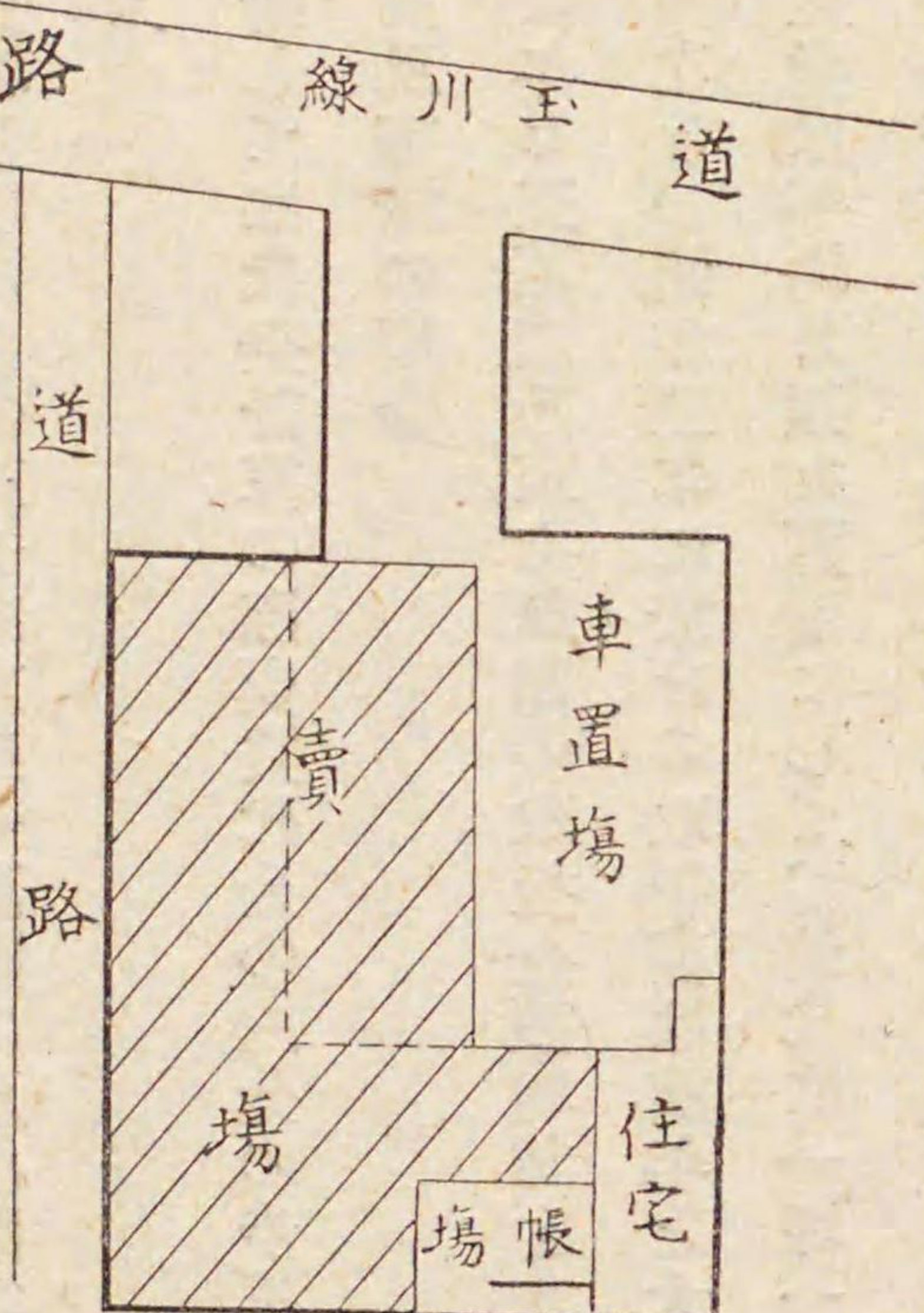
六、運搬

搬入貨物は主として牛車に依り其數平均一日五十臺其他手挽車四十臺。自動車五、六臺、リヤカー四、

五臺の來場あり。

買人は殆んど手挽車を用ひ稍々リヤカーを使用するものあり。

大井食品市場略圖



鐵道便に依る入荷は主として汐留驛着にして少量の貨物は大森驛又は品川驛を經由す着驛より市場迄の運搬は大抵荷馬車に依る。

投師及東京市内問屋より廻送さるゝ貨物は自動車にて運搬するを普通とす。

七、營業時間及休日

當市場は朝市にして午前八時より正午迄但し夏季には午前六時半より正午迄開市す
休日は毎月十六日を公休日とし其外一月は一日、三日、五日、十二月は三十日三十一日休業す。

八、取引方法

問屋對荷主 荷主は總て問屋に委託販賣するものにして來場する荷主に對しては總て現金拂とす。問屋の手數料は一般荷主は一割にして投師は八分とす共に代金支拂の際差引計算をなす。

問屋對買入 賣買方法は符牒を用ひ糶賣とす、代金の決済は翌日拂のもの約三割月末迄に回收を了するもの約五割、他の二割は支拂延滞して回收困難に陥るもの少からず。

毎年掛倒れとなるもの五千圓乃至一萬圓に及び開業以來今日迄の回收不能額約六萬圓の巨額に達したりと云ふ。

買人に對しては代金計算の際賣買代金の三分の歩戻を爲す慣行なり。

九、取扱高及市場の經費

當市場は年々五萬圓乃至七萬圓の取扱金額増加を來し居れり、昭和二年中に取扱を爲したる金額は約三十萬圓なり、昭和三年に於ける取扱高は前年と大差なき見込なり。

市場の經費は平均月額七百圓にして、地代は一坪一ヶ月十八錢の契約なり。

十、市場内の掃除

問屋に於て市場内の掃除を爲し塵芥の搬出は大井町の區に於て之を取扱ひ其經費月額十七圓を要す。

第二 大森青物市場

一、概況

名稱 大森町青物市場

位置 府下荏原郡大森町四八三番地に在り、省線大森驛を距る東南約八丁、京濱電車學校裏停留場へ約一丁、大森驛より京濱國道に通ずる道路澤田通りに面し交通便なり。

規模 敷地の總面積は二百坪にして建物は木造亞鉛葺平家建二棟を賣場帳場及住宅に使用し賣場は八十五坪五合、帳場三坪なり市場の平面略圖は左の如し。

二、沿革

大正九年十二月八日警視廳の許可を受け田中彌吉外六名の合資組織にて青果市場を開設し今日に及び、賣掛金の回收圓滑を缺き爲めに一名の脱退者を出し現在出資者六名となれり。

三、組織及經營主體

合資會社の組織にして資本金九千圓、出資者六名、各金壹千五百圓を出資す、田中彌吉、渡邊順太郎の兩氏代表社員となり雇人六名を置き業務一切を處理し居れり。

四、市場内經營者

會社自ら問屋の業務を行ひ、投師は常時出入するもの三名あり。

五、荷主及買人

荷主 附近生産者の出荷は殆んど神奈川県内の荷は其量極めて少し旅荷は静岡、千葉、愛知等の諸縣より直接出荷ある外苹果は遠く青森縣及北海道より入荷あり。

荷主自ら搬入する荷は總量の約七割を占め、鐵道、自動車及郵便に依るもの約三割に當る而して平均一日の來場荷主は六十名内外なり。

買人 主として大森町の小賣商にして平均百名なり。

六、運 搬

附近生産の出荷は牛車、手挽車及リヤカーに依りて搬入せられ平均一日牛車五臺、手挽車二十臺、リヤカー三十臺の入場あり、投師の入荷は總て貨物自動車に依る。

汽車便に依るもの、内蜜柑、苹果は着驛より貨物自動車に依り其他の貨物は手挽車を用ふ自動車の入場數は平均一日三臺なり。

買人は殆んどリヤカーを使用し其他少數の者は手挽車を用ふ。

七、營業時間及休日

開市は午後六時にして午後九時閉市す但し夏季には午後十時迄閉市時間を延長す。

八、取引方法

休日は毎月十五日を公休日とし其外一月一日、三日、四日、七日、十六日、七月十六日休業す。

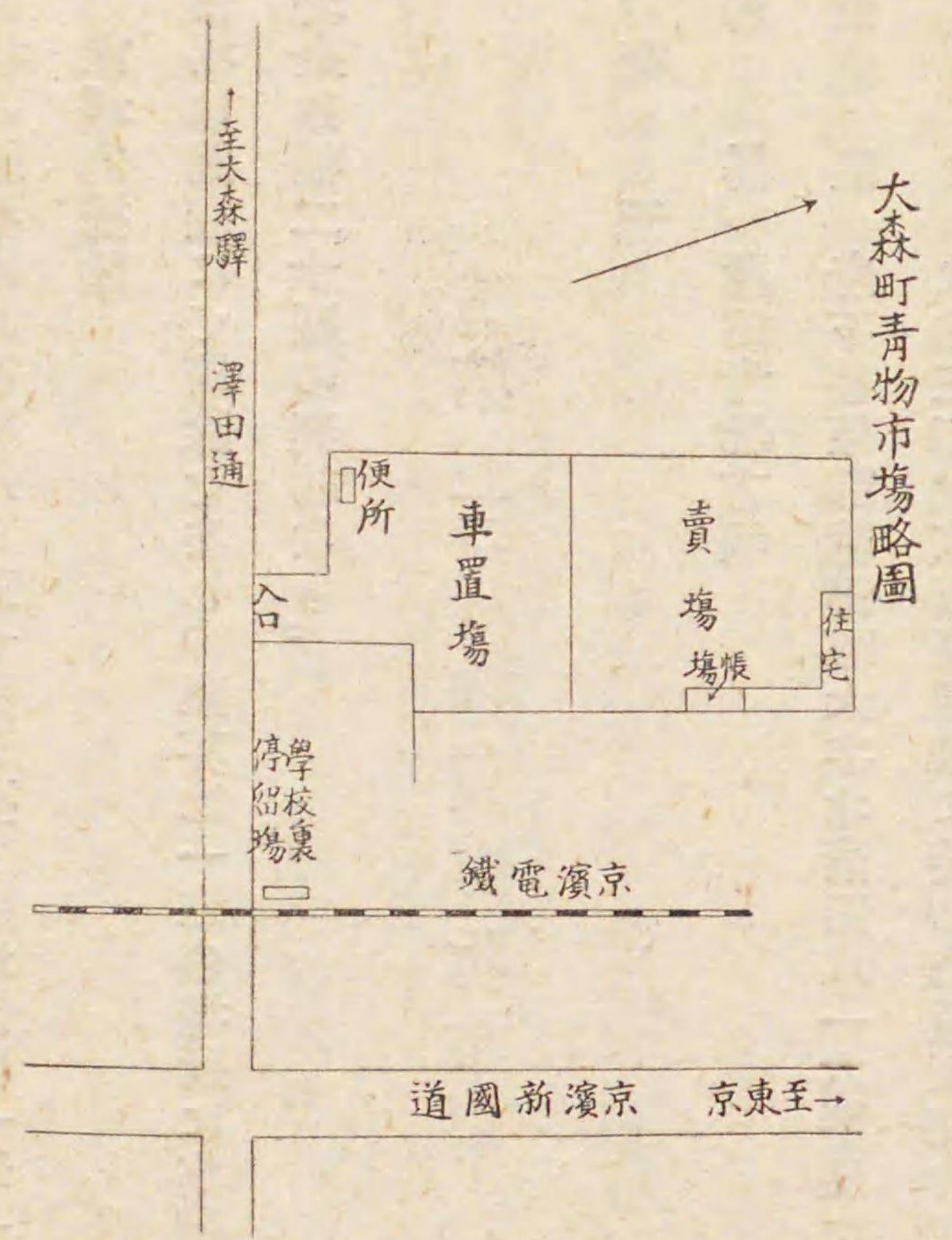
荷主對問屋 荷主は問屋に販賣を委託し差値にて出荷すること殆どなし、問屋は旅荷に對しては賣却の當日精算して送金するを普通とす、近在の荷主は出荷の當日取引終了後代金を受

るものと、次回出荷の際之を受受るものあり。
問屋の手數料は一般荷主に對しては一割とし、投師の荷に對しては八分とす、共に代金支拂の際之に控除する慣習なり。

問屋對買人 賣買方法は符牒を用ひ糶賣とす、代金の決済は翌日拂約三割十四日拂約五割、月末拂約一割にして他の一割は決

濟延滞して回收困難なり、大正九年市場を開設して以來今日迄に掛倒れを生じたるもの既に約二萬圓の巨額に達したりと云ふ。

大森町青物市場略圖



九、取引高及市場經費

取扱高は二、三年來増減なく平均一ヶ月約二萬圓なり、
市場の經費は月額約八百五十圓を要す、地代は一坪一ヶ月十五錢なり。

十、市場内掃除

市場は問屋にて掃除をなし、塵芥は一定の場所に集積し、附近の取扱業者に請負はしめ之を搬出す
其料金月額二十圓の契約なり。

第三 蒲田青物市場

一、概況

名稱 蒲田青物市場

位置 府下荏原郡蒲田町大字北蒲田八一六番地に在り、省線蒲田驛へ約十丁、京濱電車蒲田驛
は約三丁、京濱新國道に接し交通至便なり。

規模 敷地百二十坪、建物は木造亞鉛葺平家建二棟にして賣場五十一坪、帳場三坪物置一坪五
合なり。市場の平面圖は左の如し。

二、沿革

田中八郎氏外五名の組合組織にて大正十三年四月七日市場開設の許可を受け翌月營業を開始せり、
組合長は田中八郎氏にして田中俊藏氏市場の經營に任じ今日に及べり。

三、市場内營業者

組合に於て問屋業を營み賣子一人、雜役一人、帳場一人を使用す。
市場に常時出入する投師は一人あり。

四、荷主及買入

荷主は神奈川縣橋樹郡及川崎市方面の生産者多く總額の約六割を占む。
荏原郡よりは矢口村東調布町より出荷あり。
投師は東京方面より主として果物を搬入す。
其他神田、江東各市場の問屋より貨物の廻送あり。
遠隔地荷主の直接出荷は千葉縣より里芋の搬入あるのみ。

取扱品は蔬菜八割果物二割に相當す。

平均一日來場荷主は三十五名内外なり。

買入は蒲田町、羽田町、大森町の小賣商にして約二十五名の入場者あり。

五、運搬

入荷は手挽車リヤカーに依るもの多く平均一日各十五臺の來場あり其他牛車三、四臺、自動車一、二臺にて貨物を搬入せらる。

千葉縣よりの貨物は省線蒲田驛を經由し荷馬車に依り搬入す。

買人は手挽車、リヤカー相半し各十二、三臺入場す。

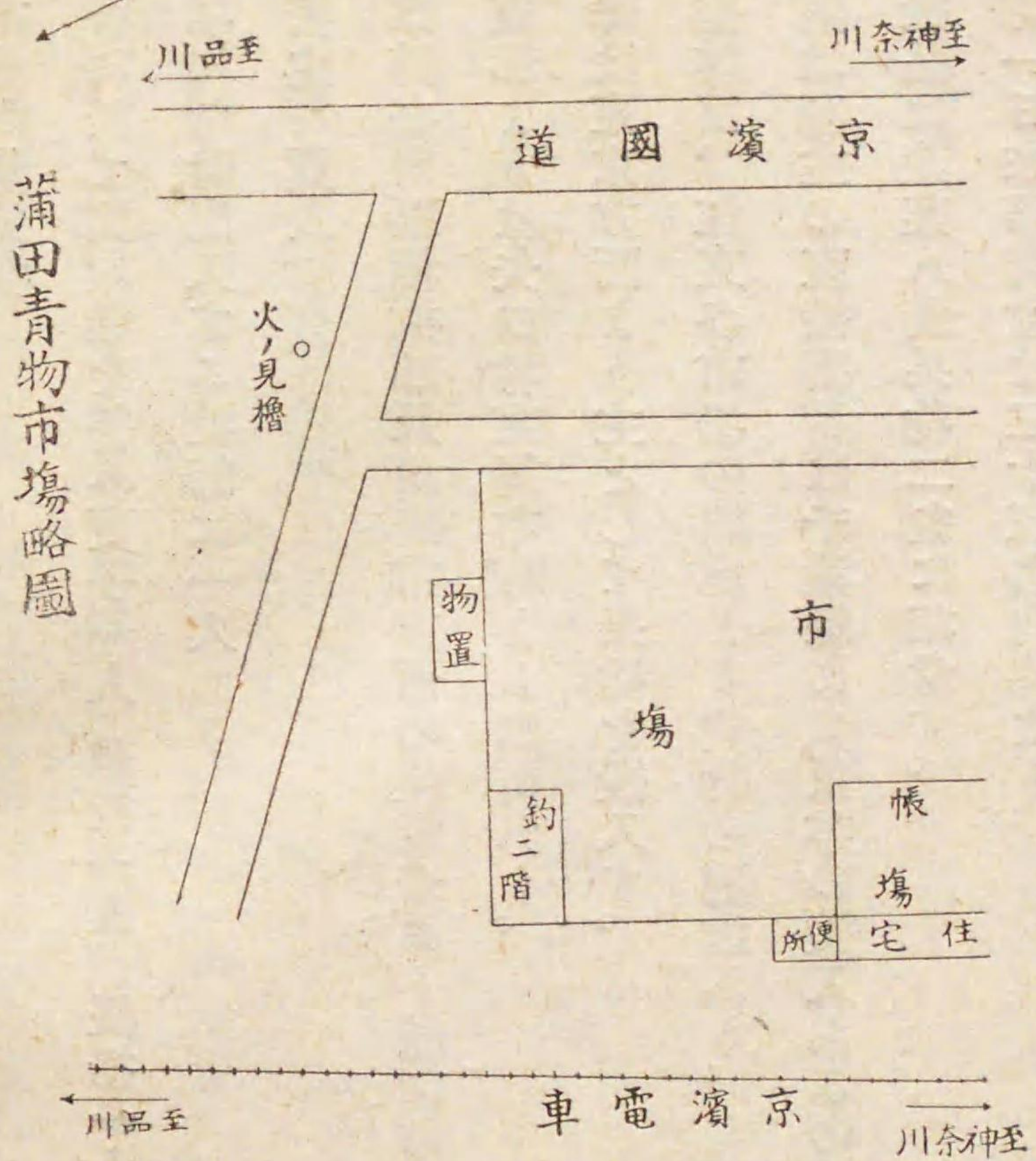
六、營業時間及休日

開市時間は午前十時より正午迄、夏季は午前九時より正午迄。

休日 毎月十六日を公休日とし其外一月一日、三日、四日、十五日、十二月三十日、三十一日休業する習慣なり。

七、取引方法

問屋對荷主 荷主は問屋に對し總て委託販賣を爲し、代金は來場の荷主には取引終了後直に支拂を爲す、問屋の販賣手数料は一般荷主に對しては一割投師の荷に對しては特に八分とし何れも代金支拂



の場合に差引計算を爲す制度なり。

問屋對買人 買人との取引は符牒を用ひ糶賣に依るものにして代金の決済は翌日拂を原則とす。現在翌日計算のもの約一割に過ぎず月末迄に支拂を完了するもの約五割其他は延滞して回収困難なり、昭和二年中に於ける掛倒れの額は約三千圓に及び、開業以來の回収不能の金額は一萬圓を超過する額に達したりと云ふ。

買人に對しては總て三分の歩戻を爲し代金決済の際之を控除する慣行なり。

八、取扱高及市場の經費

取扱金額は昭和元年十一萬圓、二年十萬圓、三年は前年と同様の見込なり。

市場の建築費は二千圓にして經費は月額四百圓を要す、地代は坪十五錢なり。

九、市場内掃除

問屋に於て市場内の掃除を爲し塵芥は衛生組合に託して之を搬出す其經費月額八圓なり。

第四 六郷食品市場

一、概況

名稱 六郷食品市場。

位置 府下荏原郡六郷町一、〇六四番地に在り、省線川崎驛へ約十六丁、同蒲田驛へ約二十三丁、京濱電車六郷土手停留所より約二丁の距離に在り、京濱新國道に面し交通至便なり。

規模 敷地四二五坪、建物は木造亜鉛膏平家建にして、賣場は二棟九十坪、事務所は住宅の一部四坪を之に充て其他牛馬撃留所六坪、塵芥置場三坪、物置四坪、便所二坪あり、建物は總て新築にて賣場床混凝土舗装を施し場内整然として極めて清潔なり、市場の平面略圖は左の如し。

二、沿革

昭和二年三月十七日組合組織にて青果市場開設の許可を受け、同年五月二十三日業務を開始し今日に及べり。

三、組織及經營者

當市場は組合組織にして現在組合員十三名あり、役員は組合長竹内嘉吉副組合長代田朝義須山芳藏の諸氏の外理事二名あり、理事の一名長島新吉氏は營業部長として業務一切を擔當し、使用人は賣子二名、帳名二名、雜役三名なり。

四、市場内營業者

組合自ら問屋業を營む。

當市場に常時出入する投師二名あり。

當市場附屬の小賣商組合は現在二百三十名の組合員を有す。

五、市場及買人

荷主 荷主は、主として附近の生産者にして荏原郡六郷町、羽田町、大森町、東調布町、玉川村及神奈川縣橋村、日吉村並に御幸地方より來る。

旅荷は和歌山、静岡、山梨、茨城、埼玉、千葉の諸縣より直接出荷あり。

投師は神田、京橋、千住の各市場より蔬菜類を搬入し其外市内の問屋より貨物を廻送し來る入荷の割合は近郷のもの七割を占む。來場の荷主は毎日平均七十内以外なり。

買人 買人は六郷町、蒲田町、川崎市、鶴見町等の小賣商人にして平均一日百六十名内外なり。

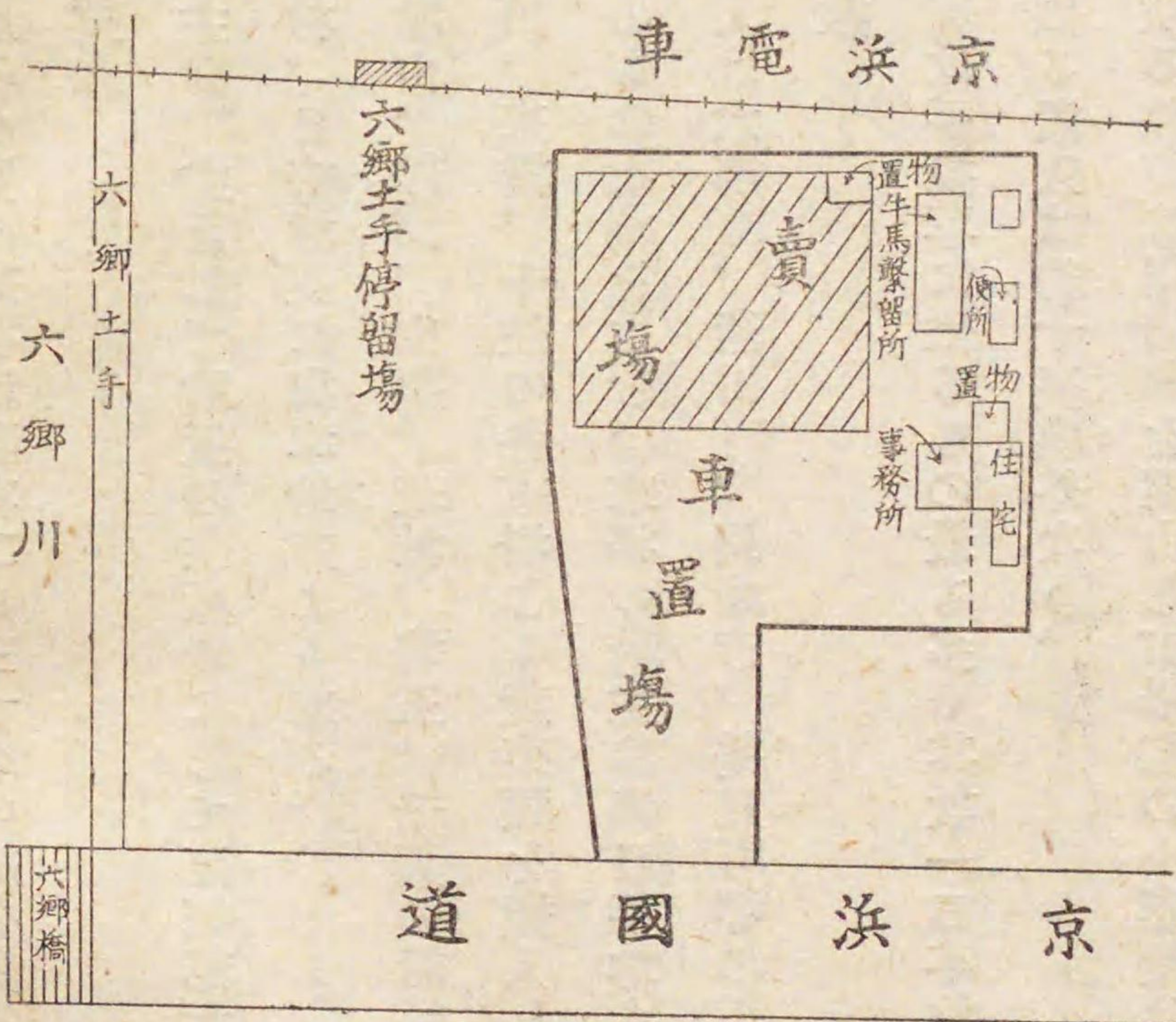
六、運搬

近郷の出荷は手挽車に依るもの最も多く其數一日平均約四十臺なり之に次ぐはリヤカーにして約二十臺半車に依る搬入は約十臺内外なり、

汽車便に依る旅荷は川崎驛を経由し市場迄の小運搬は荷馬車を主とし其他は貨物自動車に依る投師及市内問屋より搬入の貨物は貨物自動車を用ふ。

買人は大半リヤカーを使用し其他は手挽車にて搬出す。

六郷食品市場略圖



七、営業時間及休日

當市場は朝市にして其開市時間は午前八時開市午前十一時閉市す、但し夏季は午前七時半に開市し正午に至りて閉市す。

休日は毎月十六日を公休日とす、其外一月一日、三日、十二月三十日、三十一日、休場す。

八、取引方法

問屋對荷主 總て荷主の委託を受けて販賣するものにして取引終了後直に代金の支拂を爲す、問屋の手數料は一般荷主に對しては一割、投師及問屋の荷に對しては八分とし何れも代金決済の際差引計算をなす。

問屋對買入

符牒を用ひ糶賣を爲す、代金の決済は翌日拂のもの最も多く約五割にして月末計算の

もの約三割なり、賣掛金の回收不能額は約七千圓に達す、總て開業當時に於ける賣掛金にして爾來小賣商人の人選を行ひ資金の回收を嚴重にし取引の改善を謀りたる結果現在にては殆んど掛倒れを生ぜざるに至れり。

買入に對する歩戻金は取引高の四分にして代金決済の際之を控除する慣習なり。

九、取扱高及市場經費

當市場は昭和二年五月末の開業にして、三年三月末日に至る十ヶ月間の取扱金高は二十萬四千五百九十一圓なり、三年中の取扱高は前年に比し數量に於て増加すれども金額は大差なき見込なりと云ふ。取扱數量は平均一日約七千八百貫にして一、二、三の三ヶ月は一日約三千八百貫、他の九ヶ月は一日約九千百貫の取扱を爲す。

市場の經費は月額約八百圓にして地代は一坪一ヶ月十六錢の契約なり。

十、市場内の掃除

場内の掃除は問屋にて之を爲し、塵芥搬出は個人經營の塵芥取扱專業者に請負はしめ、其料金月額九圓を要す。

第五 矢口食品市場

一、概況

名稱 矢口食品市場。

位置 荏原郡矢口村大字小林二八五番地に在り、蒲田驛は東方約四丁、池上電車蓮沼停留所は北

方約一丁の距離に在り、蒲田驛より矢口渡に通ずる幅員二間半の道路に面し交通便利なり。

規模 敷地百二十五坪建物は木造亜鉛葺平家建にして賣場五十坪、帳場八坪、物置一坪半、便所一

坪、建物は新建にして市場内清潔なり。

二、沿革

大正十五年三月十五日資本金壹萬圓の株式組織にて青果市場を創設す、大山市太郎氏其中心となり

當時株主二十三名一株の金額を壹百圓とし七拾圓拂込にて開業し更に三十圓の拂込を徴収するに及び

此拂込に應ぜざる者あり更に株主中には拂込済の金額をも返還を請求する者あり、茲に於て大山氏は

株式を一手に買収し昭和二年四月より大山徳次郎氏と二名の組合組織に改め今日に及び。

三、組織及營業者

組合組織にして大山市太郎氏主として其經營に任ず。

四、市場内營業者

組合に於て問屋業を營み賣子二名、帳場二名を使用す。

當市場に出入する投師三名あり。

五、荷主及買入

當市場の入荷は主として矢口村にして總數量の約七割を占む其他池上町東調布町及神奈川縣より各

少量の出荷あり。

投師は京橋、神田、千住方面より青果を搬入す。

遠隔地荷主の直接出荷及東京方面問屋よりの廻送貨物なし。

搬入貨物は殆んど蔬菜類にして果物は極めて少量なり。

平均一日の來場荷主は約三十名内外なり。

買入は蒲田町、矢口村、池上町の小賣商にして平均一日の入荷者約三十名なり。

六、運搬

搬入貨物は多く「リヤカー」に依り其數平均一日約二十臺其他牛車二、三臺手挽車五臺、自動車二、

三臺の來場あり。

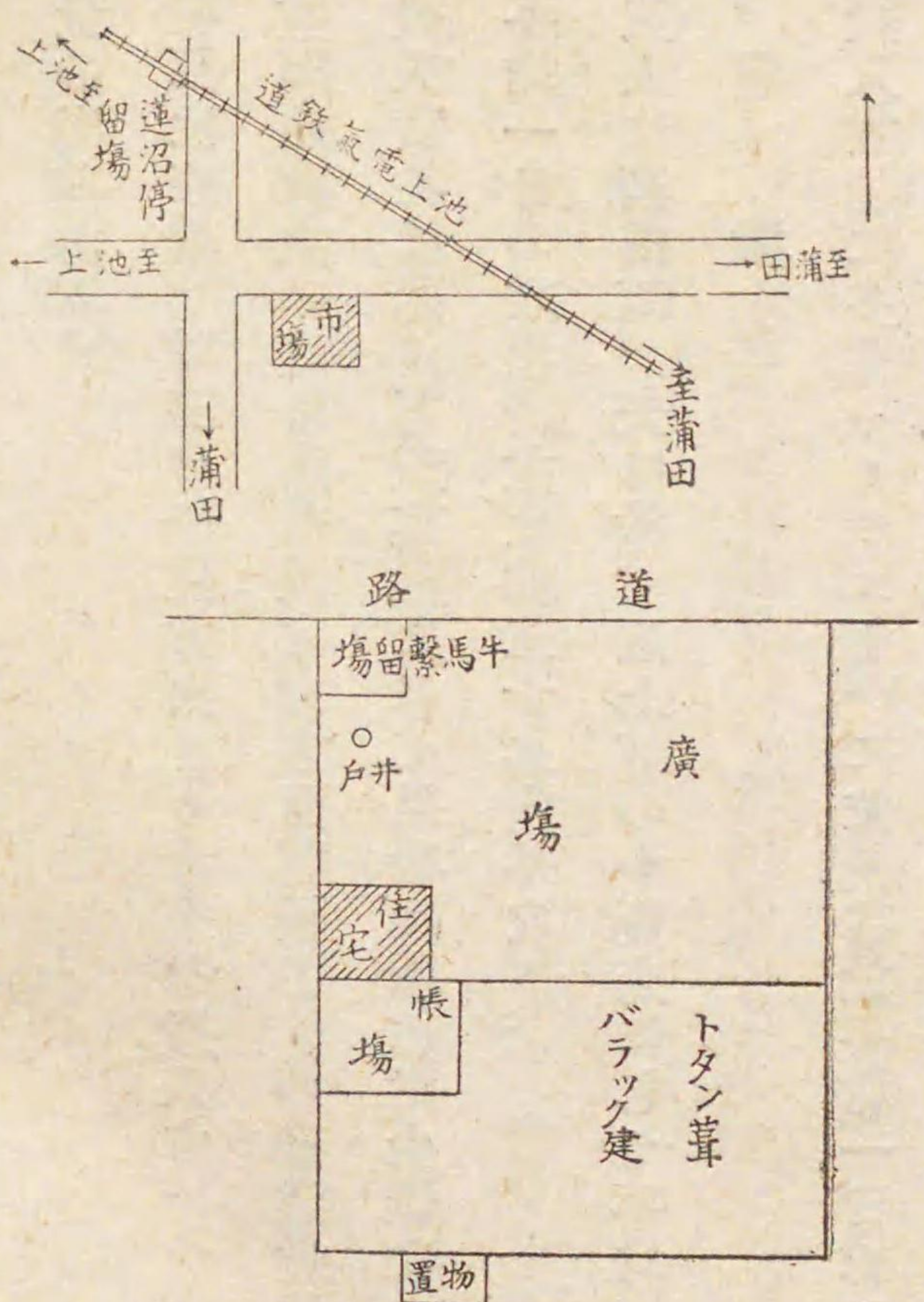
買入は殆んどリヤカーを用ひ其他手挽車五、六臺來場す。

七、營業時間及休日

營業時間は午後七時より九時迄、但し夏季には午後八時より十一時迄。

八、取引方法
休日は毎月十五日を公休日とし其外一月一日、三日、四日、十二月三十日、三十一日休場す。

矢口食品市場略圖



問屋對荷主の取引は總て委託にして現金拂とす問屋の手數料は一般荷主に對しては一割投師の荷は八分なり、何れも代金支拂の際差引計算す。

問屋對買人の取引、符牒を用ひ糶賣とし代金は翌日拂を原則とすれども翌日決濟をなすものは買人の約一割に過ぎず、月末迄に支拂をなすもの約六割月を越ゆるもの約三割にして開業以來の賣掛金掛倒れ五千圓に達すと云ふ。

買人に對する歩戻は從來四分なりしが本

九、取扱高其他
年二月より三分に改む代金決濟の際之を控除する慣行なり。

昭和二年の取扱高四萬圓にして本年度に於ては多少増加の見込なり。

市場經費は一ヶ月約二百圓、地代は坪二十錢なり。

當市場の建物は約二千五百圓を要したり。

當市場は開業後日尙淺く其取扱高を少量にして年々缺損を招きつゝあるも附近の發展著しきが故に

二、三年の後には其取扱高現今の倍額に達する見込なりと云ふ。

十、市場内掃除

市場内の掃除は問屋に於て之を行ひ塵芥の搬出は個人經營の塵芥取扱業者に請負はしめ一ヶ月の經費三圓を要す。

第六 池藤組市場

一、概況

名稱 池藤組市場。

位置 府下荏原郡池上町字堤方九九六番地に在り省線大森、蒲田兩驛共約十五丁の距離にあり大

森町より丸子に通ずる幅員三間の府道に接し丸新青物市場は僅に五丁を距つる位置に在り

規模 敷地二百二十坪、建物は木造亞鉛葺バラック建二棟にして賣場四十坪帳場六坪物置九坪、

外に便所一坪半あり賣場の前方約五十坪の空地を車置場に使用する。

二、沿革

明治四十五年六月五日清水要藏氏外三名の組合組織にて青果市場開設の許可を得て市場を開業せしが組合員中二名の死亡者あり現在にては清水要藏青木とみ二名となれり組合長は清水要藏氏なり。

當市場は此附近に於ける最も古き青果市場にして相當繁榮を來したるも近年に至り入新井町馬込町矢口村、其他隣接町村に相次で市場の新設を見るに至り其影響を受け取扱高の減少を來せり。

三、市場内營業者

問屋 青木とみ家族と共に問屋業を営み賣子一人、雜役二人を雇用す。

投師 常時出入する投師三名あり。

四、荷主及買人

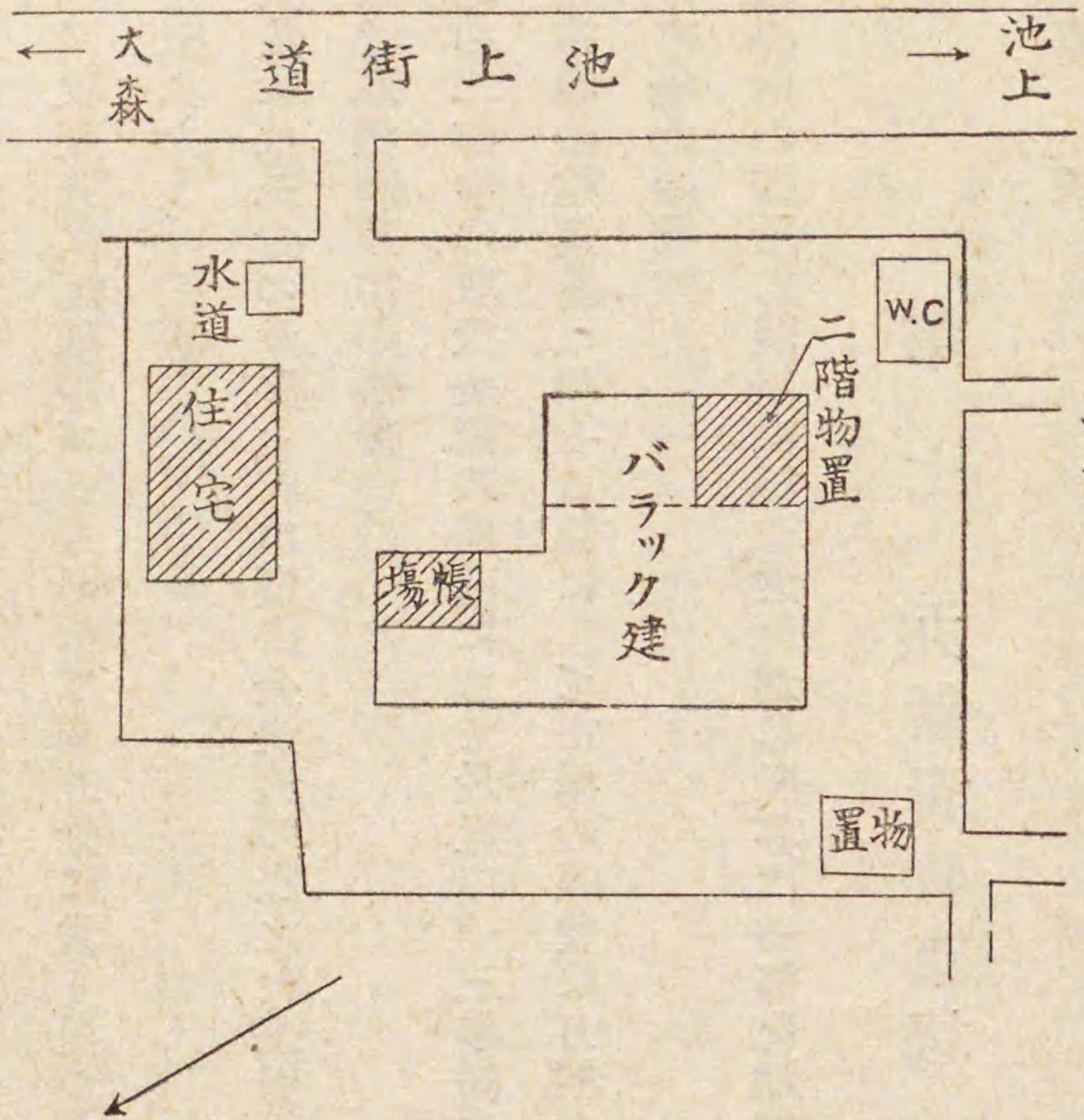
荷主は池上町を主とし馬込町、東調布町、矢口村等の生産にして、旅荷の直接取引あるは静岡縣より蜜柑の入荷あるのみ。

投師は東京方面より蔬菜果物を搬入し其外京橋、神田、千住の問屋より貨物を轉送し來る毎日來場の荷主は平均三十名内外なり。

人は池上町、入新井町、馬込町等の小賣商にして其數平均約四十名なり。

五、運搬

池藤組市場略圖



入荷の運搬は毎日平均牛車八臺、手挽車十臺、リヤカー七、八臺、貨物自動車三臺位の割合にて搬入せらる。

買人は大半手挽車を以て荷物を搬出し其數約三十臺にして其他リヤカー數臺の入場あり。

六、營業時間及休日

開市は午後六時にして午後九時に至り閉市す。

休日は公休日毎月十五日にして其外一月一日より四日迄休業す。

七、取引方法

荷主對問屋の取引は委託にして代金は當日仕切を爲す、委託手数料は賣買代金の一割、投師の荷に對しては八分にして代金支拂の際之を控除

す。

買人對問屋の取引は全部糶賣に依り代金の決済は翌日計算のもの約三割に過ぎず其他は掛取引なり、回収翌月に迄延滞するもの約二割五分に當り従つて掛倒れなるもの年額約一千圓に達する現状なりと云ふ。

買人には三分の歩戻を行ひ賣掛金決済の際之を差引勘定を爲す。

八、取扱高及市の經費

昭和二年中の取扱金額八萬圓にして最近二、三年間は殆んど増減なく三年も同様の見込なりと云ふ
當市場の建築費は約七百圓にして市場の經費は月額六百圓を要す、地代は坪二十錢の契約なり。

九、市場内の掃除

市場内の掃除は問屋に於て之を爲し塵芥は一部を焼却し其他は場内に埋込み處理し居れり。

第七 丸新青物市場

一、概況

名稱 丸新青物市場。

位置 府下荏原郡入新井村新井宿一、三〇〇番地に在り、省線大森驛を距る西南約十丁、大森町

より丸子に通ずる幅員三間の府道に接し交通便利なり。

規模 敷地は百坪を出でず、建物は木造瓦葺平家建一棟四十八坪にして内賣場四十四坪、帳場四坪なり外に亞鉛葺庇五坪あり牛馬繫留所に使用す、賣場の前面約五十坪の車置場あり、平面略圖左の如し。

二、沿革

大正七年三月廿四日白田藤次郎氏外五名の組合組織に依り青果市場を創設し今日に至る現在組合長白田藤次郎氏副組合長田中八郎氏なり。

三、市場内經營者

田中八郎氏家族と共に問屋營業を營み賣子一人雜役二人を雇用す。
當市場に常時出入する投師三名あり。

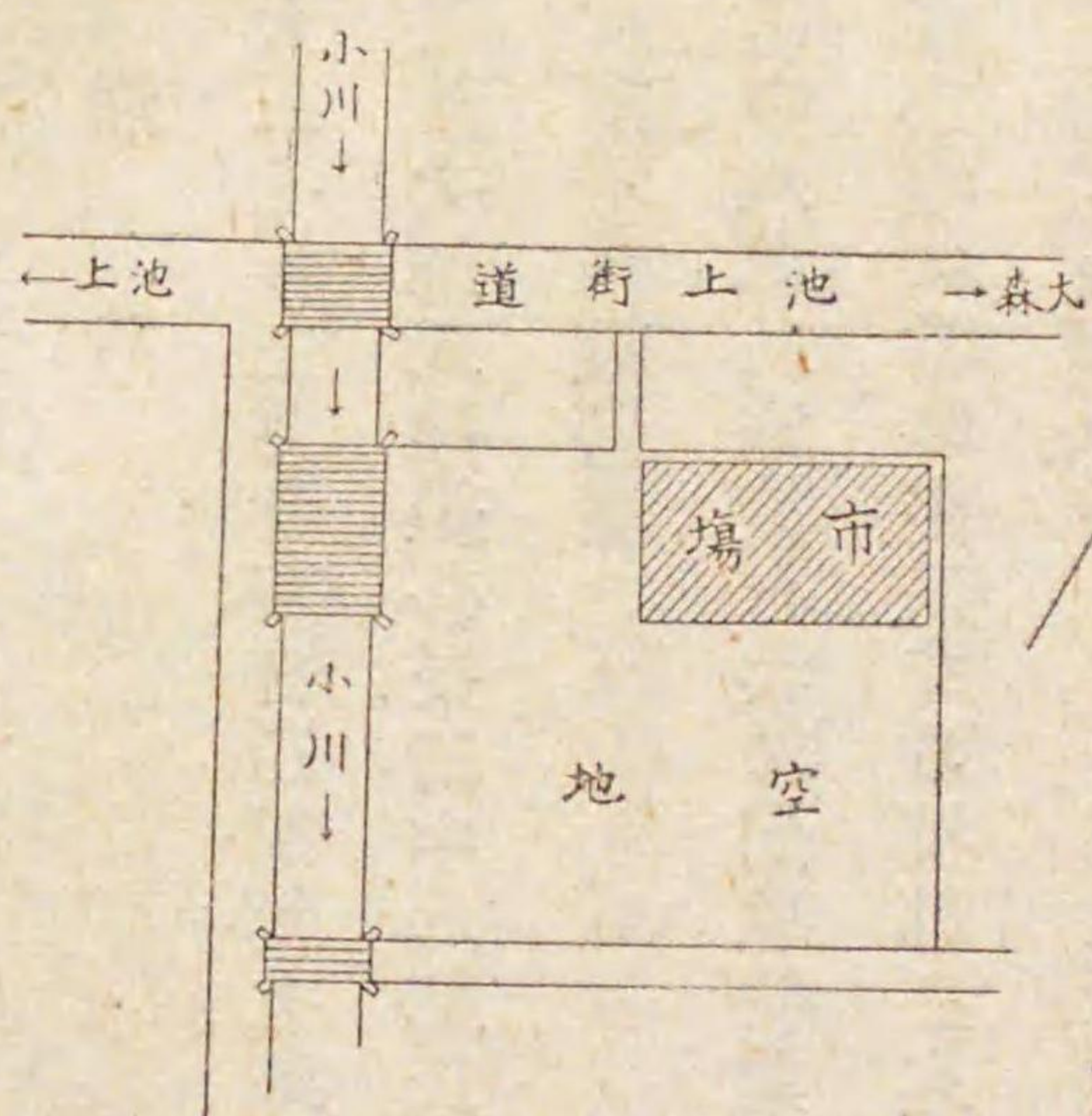
四、荷主及買人

荷主は主として附近の生産者にして馬込町、池上町、東調布町、矢口村及神奈川縣御幸村、日吉村より出荷し來る、旅荷は直接生産地との取引なく、京橋、神田、千住の間屋より轉送し來り又投師に依り搬入せらる、毎日入場する荷主は約四五十名なり。

買人は入新井町、大井町、池上町、馬込町等の小賣商にして來場者は平均一日五十名内外なり。

五、運搬

搬入貨物は牛車、手挽車に依るもの多く其數各一日二十臺内外なり其他貨物自動車四、五臺、リヤカー一五六臺の入場あり。



丸新青物市場略圖

買人は多く手挽車に依り搬出し毎日約三十臺、外にリヤカー約二十臺、牛車二、三臺の割合なり。

六、営業時間及休日

開市時間は午後六時より十時迄但し夏季は午後七時より十一時迄。

休日は毎月十五日を公休日とす其外一月一日、二日、三日、四日、十一日、十六日、七月十六日、十二月三十、三十一日休業を爲す。

七、取引方法

荷主對問屋の取引は總て委託販賣なり、荷主は出荷當日取引終了を待ちて代金を受取るものと次回出荷の際受取るものとあり、問屋の販賣手数料は一般荷主は一割にして投師の荷に對しては八分とし、

何れも代金支拂の際差引勘定をなす。

買人對問屋の取引は糶賣とし代金の決済は翌日拂のもの約一割に過ぎず十五日拂約三割五分月末拂約四割他の一割五分は延滞して回収困難なり。

掛倒れは毎年總取扱金高の二、三分に達したるも買人の人選を嚴重にし取引の改善を謀りたる結果現在にては約一分内外に減少せり。

買人に對しては其賣買代金の三分の歩戻を爲し代金決済に當り之を控除す。

八、取扱高及市場經費

毎年殆んど取扱金額に増減なく昭和二年中の總額は十六萬圓にして三年に於ても同様の見込なり。

敷地は田中八郎氏の所有地にして其買入金額六千圓なり、建物は十名の共有となり其建築費四千圓を要したりと云ふ。

市場の經費は月額約六百圓を要す。此附近に於ける地代は普通坪二十錢なり。

九、市場内の掃除

市場内は問屋に於て掃除をなし塵芥は一部焼却し他は市場内に埋む。

第八 蛇窪食品市場

一、概況

名稱 蛇窪食品市場。

位置 府下荏原郡荏原町大字下蛇窪八三番地に在り、省線大井驛を距る西方約十丁、大崎大森兩驛へは各約二十丁、目黒蒲田電車蛇窪停留所へは約一丁の距離に在り、大井町より洗足方面に通ずる幅員四間の新道路に面し交通便利なり。

規模 敷地は二百十八坪あり、賣場は木造亞鉛葺平家建二棟五十一坪にして事務所は住宅の一部六坪を之に充て其外茶飲所一坪、牛馬繫留所六坪、物置三坪、塵芥置場一坪、便所半坪を設備し賣場床は混凝土の舗装を施し場内清潔なり市場平面略圖左の如し。

二、沿革

大正十三年五月廿二日渡邊啓次郎氏外六名の組合により市場開設の許可を受け荏原町一八二番地に市場を創設したるも經營難に陥り且つ其敷地が鐵道省の用地として買收さるゝに及び櫻井會造氏之を譲り受け大正十五年十月現在の地に移轉し營業を繼續せし以來市場は日に隆盛に向ひ今日に至れり。

三、組織及經營者

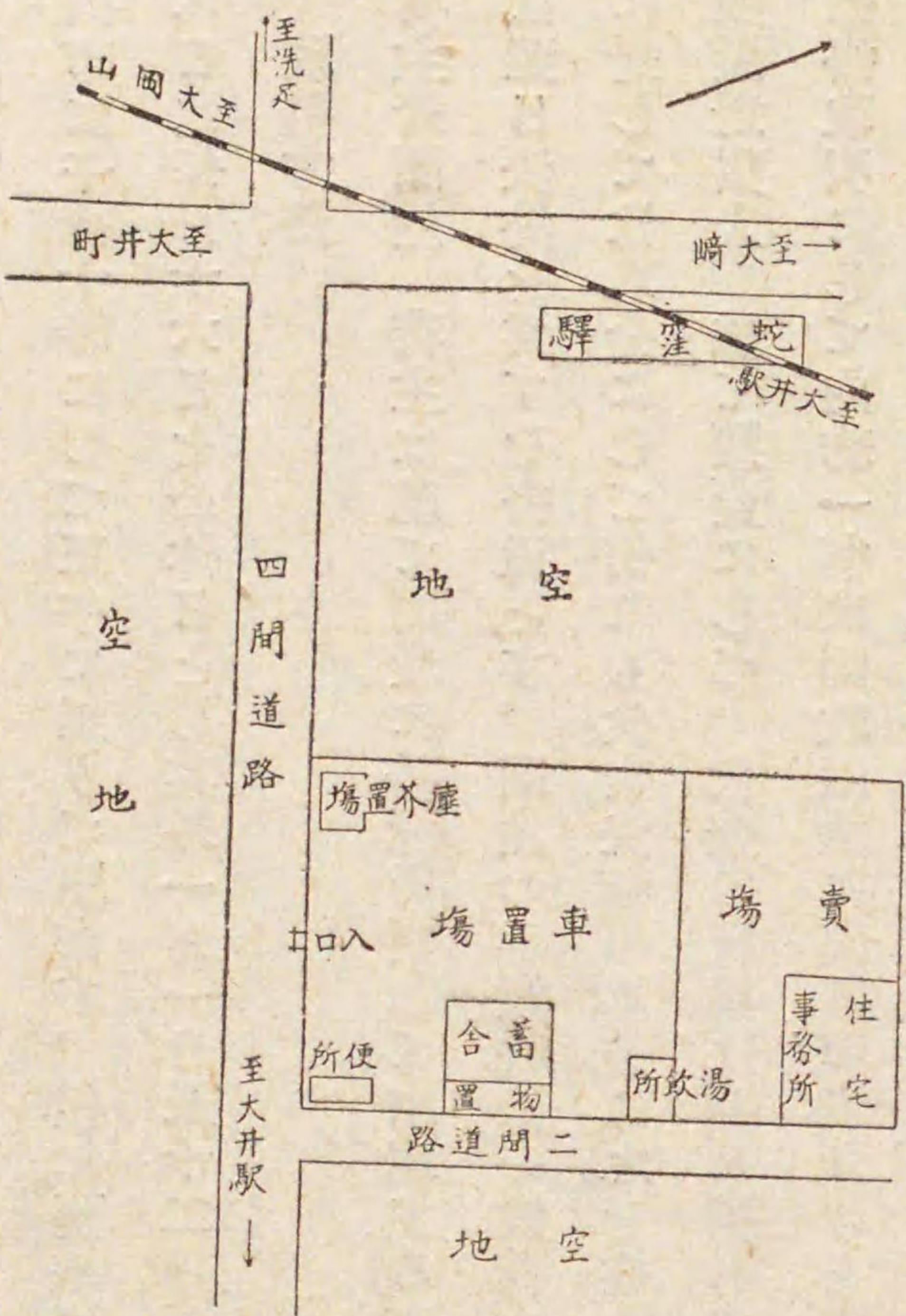
市場は組合組織にして現在組合員は櫻井會造(青果問屋)塚越銀藏(町會議員)伊藤真一郎(地主)白田庄三郎(青果小賣商)の四名なり、櫻井會造氏組合長、他の組合員三名は理事にして櫻井氏業務一切を

處理す。

四、市場内營業者

問屋 櫻井會造氏自ら家族と共に従事するの外雇人三名を置き問屋の業務を爲しつゝあり。

此窪食品市場略圖



投師 京橋、千住の各市場より常時四名の投師出入す。

五、荷主及買入

荷主、主なる出荷地は神奈川縣にして附近の荷は大崎町、大森町等の生産者より出荷あれども其量極めて僅少なり。遠隔地の貨物は静岡、埼玉、茨城の諸縣より直接入荷あり、又神田、京橋の問屋より旅荷を轉送し來るもの相當の量に達す、荷主の數は一日平均十名なり。

買入 荏原町、大井町の小賣商を主とし當時取引あるもの一日六十名内外來場す。

六、運搬

入荷の約五割は牛車を用ひ其數平均一日四十臺に達す、其他貨物自動車五臺、荷馬車五臺、手挽車十臺の入場あり、買人は殆んど手挽車を使用す。

七、營業時間及休日

開市は午前十時にして正午に至りて閉市す、但し夏季は午前七時開市とす。休日は毎月十六日を公休日とし其外一月一日及十二月三十一日休業す。

八、取引方法

荷主對問屋 荷主は總て問屋に委託販賣して來場する荷主に對しては閉市後代金の支拂をなし、其他は翌日決済を爲すを普通とす、問屋の手數料は一般荷主に對しては一割とし投師又は他の問屋の貨物に對しては八分にして何れも代金決済の場合に之を控除す。

問屋對買人 總て糶賣にして、代金の支拂は翌日拂とす、現在翌日支拂を受くる額は約五割に當り他は掛取引にして内約一割は回収困難に陥る現狀なりと云ふ。

買人に對する歩戻金は三分にして代金決済の際差引計算を爲す慣行なり。

九、取扱高及市場の經費

取扱高は年々増加の趨勢にあり昭和二年に於ける取扱金額は十八萬圓にして昭和三年には約二十一萬圓に達する見込なりと云ふ。

右取扱金額の約七割は蔬菜にして三割は果物なり。

市場の經費は一ヶ月約七百五十圓を要し、大正十五年十月以來賣掛金の未回収額既に約二萬圓の巨額に達したりと云ふ。

地代は一坪一ヶ月三十錢の契約なり。

十、市場内の掃除

市場内は問屋に於て掃除をなし、塵芥搬出は其取扱業者に請負はしめ料金月額二十圓なり。

第九 目黒食品市場

一、概況

名稱 目黒食品市場

位置 府下荏原郡荏原町字戸越一三七番地に在り、目黒蒲田電車武藏小山驛へ二丁省線目黒驛へ六丁、幅員二間の道路に面する角地にあり。

規模 敷地は二百四十坪あり、建物は木造亜鉛葺平家建にして賣場七十八坪、帳場兼宿直室六坪、物置三坪、牛馬繋留所四坪五合、塵芥置場一坪あり、車置場は賣場の西側に約百坪及北側に約四十坪あり、市場の平面略圖左の如し。

二、沿革

大正十三年十一月十一日、株式會社組織を以て青果市場開設の許可を受け營業を開始せり、會社の資本金は三萬圓、一株の金額二十圓全額拂込濟にて株主は總て青果業者及附近の生産者にして其數六十名あり社長は樋口顯嗣氏其外取締役七名監査役四名の役員を置き樋口氏主として市場の經營に任じ居れり、開業以來賣掛金の回収圓滑ならず、每期無配當なりしが昭和二年下半年期の決算に於て初めて年一割の利益配當をなし、漸次衰運を挽回しつゝあり。

三、市場内營業者

會社に於て問屋業を經營し賣子一名、帳場一名、雜役二名を雇用す。

投師は常時出入するもの二名あり。

當市場附屬の小賣商組合は現在組合員八十名あり。

四、荷主及買人

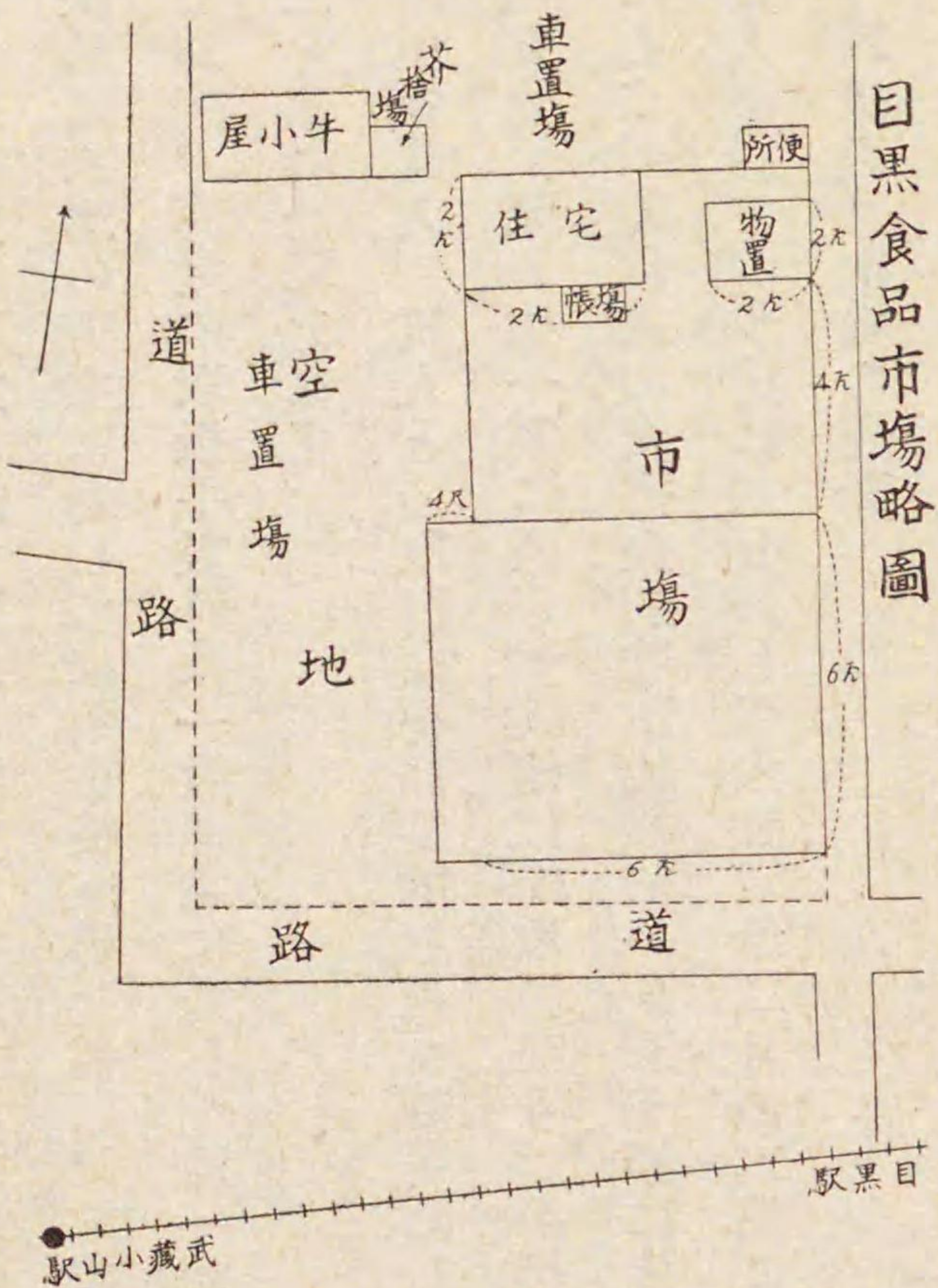
附近生産者の出荷地は府下に於ては碑衾町、馬込町、世田ヶ谷町、東調布町、池上町、玉川村、砧村等にして神奈川縣よりは主として橋樹郡、都筑郡より入荷あり其外北豊島郡よりは期節を限り大根、人參、午旁等の搬入あり而して出荷の割合は府下と神奈川縣とは約相等し、投師は京橋、神田、千住、各市場より荷物を搬入し其他東京方面及郡部市場の間屋より貨物を轉送し來る。

遠隔地荷主と直接の取引あるは和歌山、静岡兩縣より蜜柑、新潟縣より梨、埼玉縣より甘藷、里芋、

等北海道より玉葱、馬鈴薯、青森縣より苹果、静岡、千葉兩縣より玉葱を其重なるものとす。

來場の荷主は平均毎日八十名内外なり。

目黒食品市場略圖



買人は荏原町、大崎町、品川町、馬込町、碑衾町、目黒町等の小賣商人にして平均九十名内外の入場者あり。

五、運搬

附近の荷は殆んど牛車及手挽車に依りて搬入せられ其數各五十臺内外なり其他小數のリヤカー及貨物自動車四、五臺の入場者あり。

旅荷は大崎驛を經由し市場迄の小運搬は貨物自動車に依る。

買人は手挽車を用ふるもの最も多く其數平均五十臺、リヤカー之に亞き約三十臺、其他貨物自動車及牛車各二、三臺に依り荷物を搬出す。

六、營時業間及休日

午後六時開市午後十時閉市す但し夏季は午後十一時に至り閉市す。

休日は毎月十五日を公休日とし其他一月一日及十二月三十一日休業す。

七、取引方法

問屋對荷主 荷主は總て問屋に販賣を委託するものにして指値に依る出荷は其取扱を爲さず、代金の決済は來場の荷主に對しては閉市後支拂を爲し、旅荷に對しては賣買成立の當日仕切をなし翌日送金を爲す、問屋の取扱手数料は一般荷主に對しては一割投師の荷に對しては八分とし共に代金決済の際之を差引計算をなす。

問屋對買人 買人との取引は全部符牒を用ひ糶賣にして相對取引は絶對に行はず、代金の決済は現金拂五分、翌日拂一割に過ぎず其他は掛取引なり、掛倒れは現在に於ては比較的少く年額約一千五百圓にして開業以來の賣掛金回收不能額約一萬五千圓に達したりと云ふ。

買人に對する歩戻は三分にして六月、十二月の二期に其拂戻を爲す慣行なり。

八、取扱高及市場の經費

取扱金高は昭和元年三十二萬圓、同二年二十九萬圓、同三年は約三十萬圓の見込なりと云ふ。

市場の建築費は六千四百圓にして、經費は月額壹千圓を要す、地代は坪五十錢なり。

九、市場内掃除

市場内は會社に於て掃除をなし塵芥は個人經營の取扱業者に請負はしめ之を搬出す其料金月額三十圓なり。

第十 萬寅食品市場

一、概況

名稱 萬寅食品市場株式會社。

位置 府下荏原郡荏原町大字戸越二九七番地に在り省線大崎驛は北方約十丁、五反田驛は東北方約十町、目黒蒲田電車武藏小山驛は西方約八町にして、五反田より東洗足に通ずる道路に面す。

規模 問屋一戸の小市場にして敷地百五十一坪、建物は木造亞鉛葺平家建七三坪にして事務所七坪、物置十五坪、牛馬繋留所三坪、賣場四十八坪なり市場の平面略圖左の如し。

二、沿革

大正四年七月渡邊寅次郎氏個人經營にて市場を開業し營業を繼續し來りたる處渡邊氏死亡の爲め昭和二年三月三十一日株式會社を組織して其業務を繼承し漸次繁榮に向ひ今日に及べり。

三、組織及營業者

株式會社にして資本金十萬圓四分の一拂込にして其株主は大部分本市場に於て取引せる青果業者な

り、其數現在七十六名、重役は社長高橋忠次、専務取締役渡邊さやう、常務取締役加藤重次郎の諸氏にして其外取締役四名、監査役四名あり。

四、市場内營業者

會社に於て問屋業を營み賣子一人、帳場一人、雜役三名を使用す。専屬に來場する投師は一名にして外に常時出入する投師三名あり。本市場小賣人組合あり其組合員現在六十三名あり。

五、荷主及買人

蔬菜類は碑衾町を最多とし其他殆んど近郷の入荷にして遠隔の地より直接搬入さるゝものは多年の取引關係ある大坂府、和泉及靜岡縣より玉葱、キャベツ、梨等極めて少量の入荷あるに過ぎず、總量の約一割に當る。

果物類は本市場の向側に店舗を構へたる果物問屋丁又支店より入荷す。

投師は神田、千住及京橋より蔬菜を搬入す。

來場荷主は平均一日六十名内外なり。

買人は本市場所屬の小賣商組合員を主とし大崎町、荏原町より來場し其數平均一日五、六十名なり。

六、運搬

當市場に入荷する貨物の運搬は主として牛車に依り其數平均一日四十五臺なり其他手挽車十五臺、自動車三臺の割合にて荷物の搬入あり、買人は殆んど手挽車を用ひ稀に「リヤカー」を使用するものあり。

七、營業時間及休日

當市場は朝夕二回開市し其營業時間左の如し。

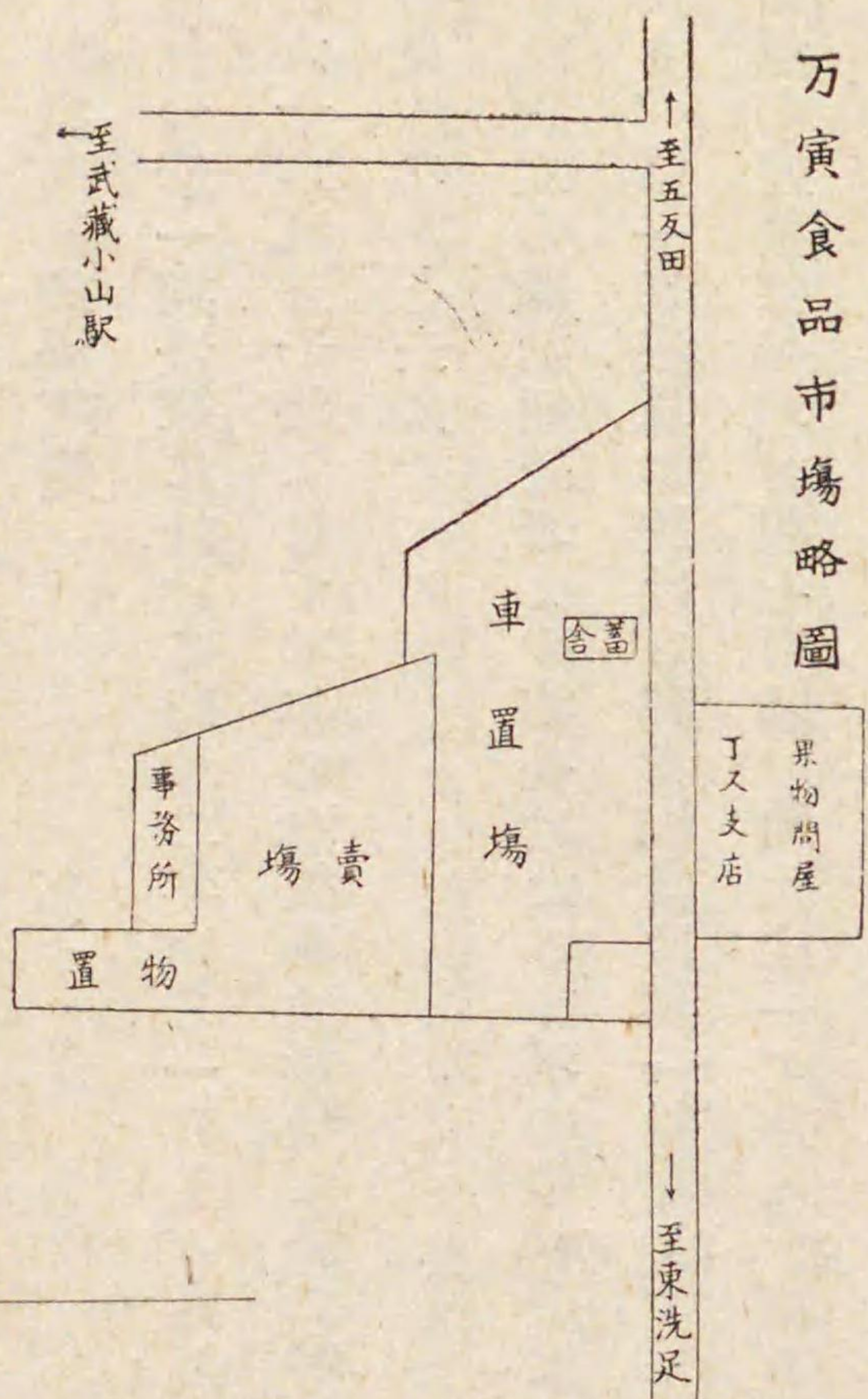
朝市午前九時より十一時迄、夏季は八時より十時迄、

夕市午後六時より八時迄、夏季は六時半より九時半迄。

休日は毎月十五日晚、十六日朝、一月一日、一月七日。

八、取引方法

問屋對荷主 荷主は總て委託販賣にして來場する荷主に對しては總て現金拂とす、問屋手数料は一般荷主は一割、投師は八分とし代金支拂の際差引計算を爲す。



問屋對買人 符牒を用ひ糶賣とす、代金の支拂は翌日拂を主とし、買人の約五割は翌日決済をなし居れり、他の五割は掛賣なれども普通約十日間に回収を完了し、現在にては掛倒れとなるもの殆んど無し、今日迄に賣掛代金の回収不能に陥りたる額は約五千圓に達す。

問屋は買人に對し賣買代金の三分の歩戻をなし代金決済の際之を差引計算をなす慣行なり。

九、取扱高及市場經費

會社の第一期決算に於ける昭和二年四月一日より九月末日に至る六ヶ月間の取扱金額は十五萬八千九百六十六圓五十錢にして本年の取扱高は數量に於て増加を來し居れども其金額は前期に比し多少減少の見込なりと云ふ。

會社設立の際前經營者より譲受けたる市場の權利金は一萬二千圓にして市場の建築費は四千圓を要したり、第一期決算に於ける利益配當は年一割なり。

市場の經費は平均月額七百圓、地代は一ヶ月五十圓の契約なり。

十、市場内の掃除

市場内は會社に於て之を掃除し、塵芥は其一部は焼却し、他は附近の農家に於て肥料として之を搬出す。

第十一 調布市場

一、概況

名稱 調布青果物食品市場。

位置 府下荏原郡東調布町大字下沼部九三五番地にあり省線蒲田驛へ約二十丁池上電車池上大塚停留所へ約六丁目黒蒲田電車丸子多摩川停留所へ三丁田園調布に通ずる幅員六間の道路に面し、市場の北側は丸子多摩川に通ずる幅員二間半の道路に接す、交通至便なり。

規模 敷地は四百坪を借地し其内現在使用坪數は二百八十坪なり、建物は木造亞鉛葺平家建にして賣場二十二坪、帳場二坪物置六坪便所一坪なり、市場の前面空地を車置場に使用す。市場の平面略圖左の如し。

二、沿革

森忠次氏外十名の組合組織資本金九千圓を以て大正十三年九月四日市場開設の許可を受け營業を開始し約一ヶ年間は相當の成績を挙げたりしも其後隣接町村市場新設さるゝに及び競争の結果賣掛金の固定するもの次第に増加し、昭和二年五月迄に其額九千六百圓に達し營業を繼續すること困難となりし爲同月十八日より直井國三郎氏外四名の組合に於て市場を繼承し營業を續けたるも掛賣の習慣は容

易に改むること能はず同年十二月末に至る七ヶ月余の間に於て更に一萬二千圓の賣掛代金固定を來せり茲に於て本年三月より歩戻支給の方法を改め且賣掛金の督促を嚴重に行ひ一時買人との間に紛擾を生じたることあれ共其結果現今に於ては賣掛金の回収迅速に行はるゝに至り漸く窮況を脱するを得たり。

三、組織及經營者

五名の組合組織にして直井國三郎氏組合長となり、監事宮田元治氏専ら市場の經營に當り居れり。

四、市場内營業者

組合に於て問屋業を營み賣子二人雜役三人帳場二人を使用す。

當市場は常時出入する投師三名あり。

當市場附屬小賣人組合は現在百名の組合員あり。

五、荷主及買人

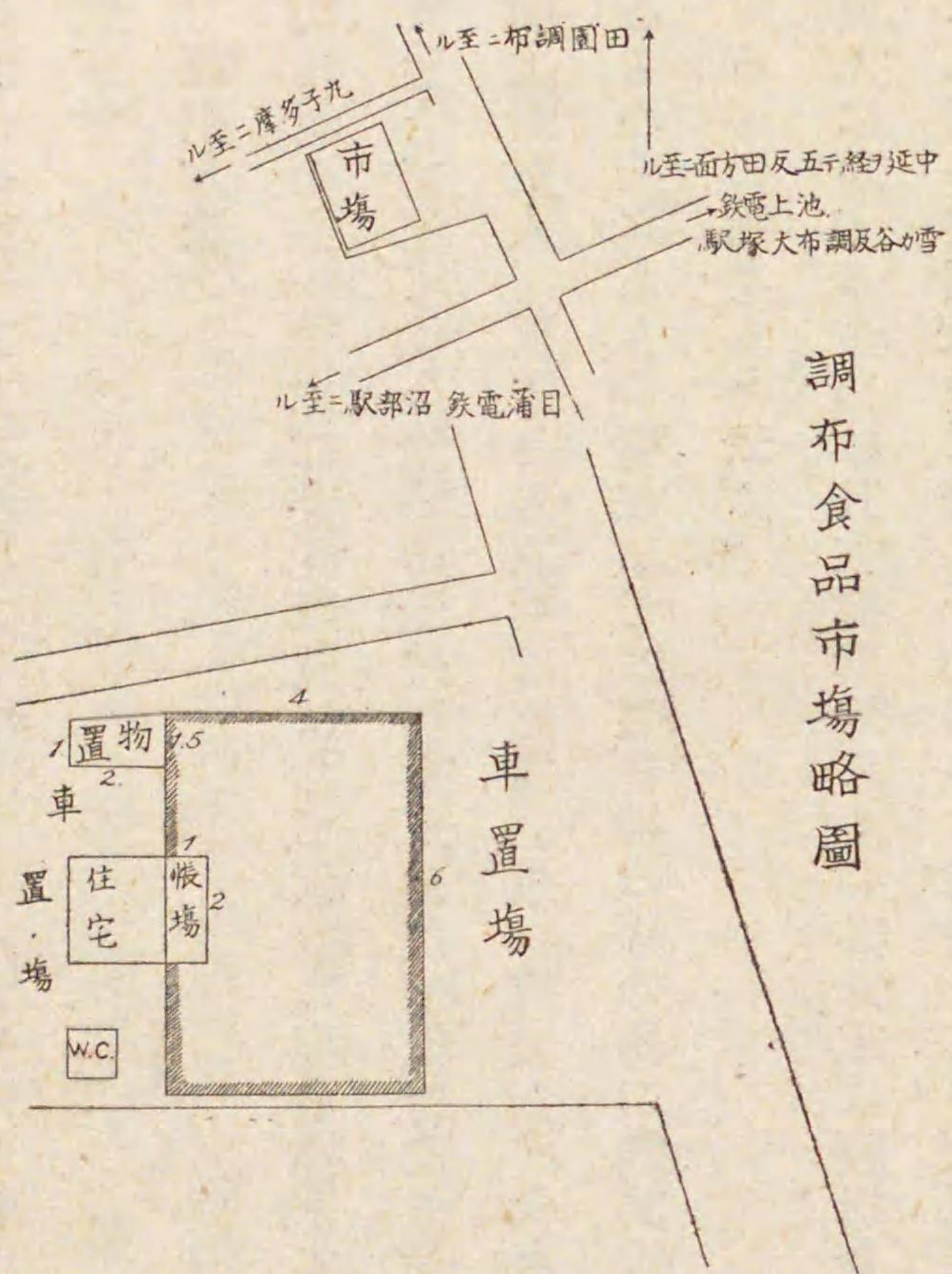
荷主は神奈川縣を主とし約八割を占め荏原郡約二割に當る。

神奈川縣は橋樹郡各町村に亘り蔬菜を搬入する外桃、梨を出荷し遠く登戸稻田村方面に及ぶ、荏原郡にては東調布町、池上町、矢口村玉川村碑衾町より出荷あり。

投師は神田、京橋、千住市場より貨物を搬入す。

其外京橋、神田、千住、川崎各市場の間屋あり主として苹果、夏密柑等の果物を廻送し來る。遠隔地荷主より直接送荷あるは所澤、川越方面より甘藷、里芋等を搬入するのみなり一日平均來物の荷主は六十五人内外なり。

調布食品市場略圖



買人は東調布町、池上町、矢口村、荏原町の小賣商にして平均四十五名の入場者あり。

六、運搬

入荷の約五割は牛車に依り一日約三十臺の入場あり其他リヤカー二十臺手挽車十臺自動車二、三臺の割合なり。

川越、所澤方面の貨物、投師及他問屋より搬入の貨物は自動車に依る。

買人は多く手挽車にして平均一日約三十臺其他リヤカー十臺、自動車二臺(武藏小山方面の買人)來場す田園調布方面より來場の買人は専ら牛車に依る。

七、営業時間及休日

営業時間は午後七時より十時迄。

休日は毎月十五日を公休日とす、其外一月には二日より五日迄十二月には二十九日より三十一日迄休業す。

八、取引方法

問屋對荷主 荷主は委託販賣にして代金は現金拂とす問屋の手数料は一割にして投師に對しては特に九分とす總て代金決済の際差引勘定をなす慣行なり。

問屋對買人 買人との取引は符牒を用ひ糶賣とす代金の決済は翌日拂を原則とし特に月末拂の契約あるもの七名あり、現在にては翌日拂のもの約二割其他は翌月五日頃迄には殆んど回収し賣掛金の固定するもの稀なりと云ふ。

買人に對する歩戻は月末拂契約のもの其月末に賣掛金全部を決済したる場合には二分、翌日拂のものにして一週間以内に決済せる場合は三分としそれ以上延滞の場合には歩戻をなさざる規定なり。

九、取扱高及市場の經費

取扱金高は昭和元年九萬圓、同二年十二萬圓、同三年は十五萬圓の見込なり。

地代は一ヶ月三十五圓五十錢、(此附近の普通地代は坪二十五錢)

一ヶ月の市場經費は給料地代、電燈にて三百四十圓を要す。

市場の建物は三千圓を要したりと云ふ。

十、市場内掃除

市場内の掃除は問屋に於て之を行ひ塵芥は焼却又は肥料として附近農家に搬出す。

第十二 馬込市場

一、概況

名稱 第三丸新馬込市場。

位置 府下荏原郡馬込町字永原三、二〇二番地に在り五反田、大井兩驛へ約二十丁大森驛へ約二

十五丁の距離にあり、市場の前面は大井町より丸子に通ずる幅員三間の道路に接し背後は

同様大井町より丸子に通ずる幅員四間の道路に接す。

規模 敷地二百七十坪建物は木造亞鉛葺ブラック建一棟にして賣場四十坪帳場五坪、車置場は市

場の前面及背後の空地約二百坪なり。

二、沿革

大正十四年三月二日田中八郎、岩井文太郎、白田文太郎三名の組合組織にて市場開設の許可を受け

同年七月廿七日市場を開業したり、田中八郎氏組合長として其經營に當り今日に及べり。

三、組織及經營者

當市場は名儀上組合組織なれども實際は田中八郎氏個人經營なり。

四、市場内營業者

組合名儀にして問屋業を營み賣子二人、雜役一人、帳場一人を使用す。

當市場は常時出入する投師は六名あり。

五、荷主及買人

主なる荷主は荏原郡及神奈川縣の生産者にして其出荷數量は荏原郡六割神奈川縣四割に相當す、荏原郡の出荷は池上町、東調布町、玉川村、碑衾町等より搬入せられ神奈川縣は橋樹郡、都筑郡より出荷あり。

遠隔地よりの直接入荷は千葉縣より土物を送荷し來るのみ。

投師は東京及横濱市場より入荷し、其他江東、神田、赤羽市場の問屋より貨物を廻送し來る、取扱品は蔬菜八割果物二割に當る。

毎日來場の荷主は平均七十名なり。

買人は馬込町荏原町、大井町、碑衾町、池上町の小賣商にして平均一日四十五名の入場者あり。

六、運搬

荷主の出荷は平均一日牛車二〇臺、手挽車三〇臺、リヤカー七、八臺、自動車二、三臺に依り搬入せられ買人は多く手挽車に依りリヤカーを用ふるもの數名あり。

七、營業時間及休日

營業時間は午後六時半より十時迄、夏季は午後七時より十一時迄。

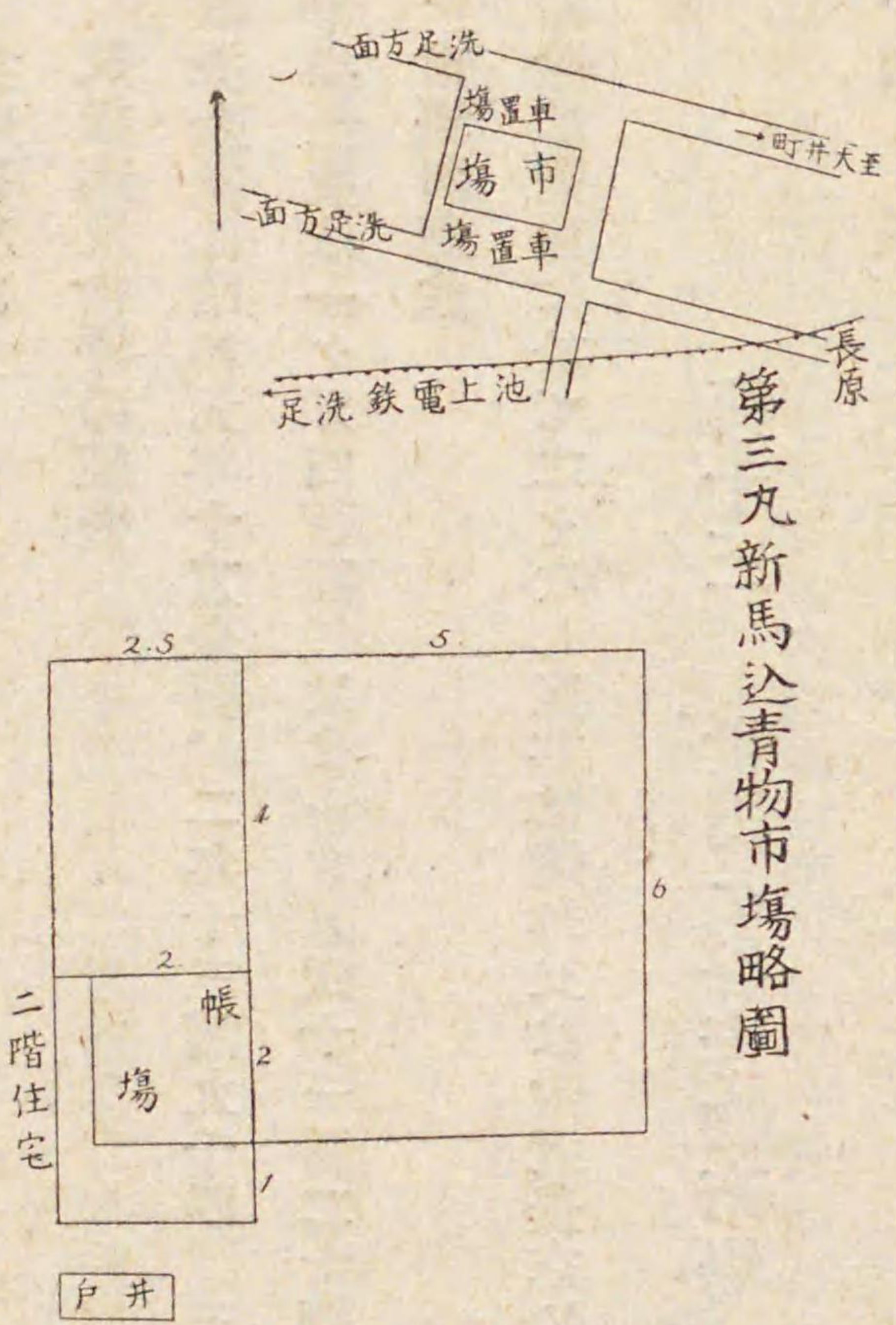
休日は毎月十五日を公休日とし其外一月には二日、三日、四日、十六日、十二月三十一日休業を爲す。

八、取引方法

荷主は總て委託販賣にして來場荷主に對しては現金拂とす問屋手数料は一般荷

主は一割にして投師は八分とす、何れも代金支拂の際之を控除す。

買人との取引は符牒を用ひ糶賣にして代金は翌日拂を元則とすれども從來掛賣のもの多く代金の回収困難なりし爲め歩戻の制度に改正をなし支拂遅延の場合には歩戻を減じ又は全廢し其他督促を嚴重



に行ひ昨今にては買人の約九割は翌日拂他の一割も月末には決済を完了し掛倒れは殆んど見ざるに至れりと云ふ。

歩戻は翌日拂四分、十日以内に決済の場合三分二十日以内に決済の場合二分二十日以上延滞の場合には歩戻をなさず。

九、取扱高及市場の経費

取扱金額は昭和元年十万余圓、二年十三萬九千圓、三年は十六萬圓の見込なり。

市場経費は一ヶ月四百圓、地代一ヶ月四十一圓二十錢なり。

十、市場内掃除

掃除は問屋に於て之をなし塵芥は焼却又は附近農家にて肥料として搬出す。

第十三 世田ヶ谷青物市場

一、概況

名稱 世田ヶ谷青物市場。

位置 府下荏原郡世田ヶ谷町大字池尻三八二番地に在り、厚木街道に面し省線澁谷驛へ十一丁玉川電車池尻停留所は市場の直前にあり。

規模 敷地は僅に百坪に過ぎず、建物は木造亜鉛葺平家建一棟にして賣場五十三坪七合五勺、物

置八坪、帳場二坪、塵芥置場は混泥土造一坪なり、平面略圖左の如し。

二、沿革

橋本基三郎外七名の組合組織にて明治四十年十二月十日青果市場開設の許可を受け資本金三百圓を以て世田ヶ谷池尻三七九番地に市場を開設せり、橋本基三郎氏専ら其經營に當り大正二年現在の地に移轉せり、現在にては組合員六名にして組合長橋本誠一氏副組合長綱島豊吉氏、外理事四名を置き橋本誠一代其經營に當れり。

三、市場内營業者

橋本誠一氏家族と共に問屋業を經營し雜役二名を雇用す。

投師は常時出入するもの五名あり。

當市場附屬の小賣商組合は現在三十八名の組合員あり。

四、荷主及買人

荷主は主として府下及神奈川縣の農家にして其出荷地は府下に在りては世田ヶ谷町、駒澤町、碑衾町、砧村、玉川村、等にして神奈川縣は生田村、稻城村、宮前村、向丘村等より搬入せらる其出荷の割合は府下六割神奈川縣四割に相當す。

投師は京橋、神田、千住の各市場より貨物を搬入し其外神田、京橋の間屋より旅荷を轉送し來る、遠隔地荷主と直接取引なし、來場荷主は毎日平均五十余名あり。

買人は世田ヶ谷町、目黒町、澁谷町等の小賣商にして平均一日五十名内外の來場者あり。

五、運 搬

入荷は牛車に依るもの最も多く手挽車に依る搬入之に次く、平均一日の入場數左の如し。

牛車二十五臺、手挽車二十臺、リヤカー五臺、貨物自動車二臺。

買人は多く手挽車を使用し其數一日約四十臺、其他リヤカーに依り搬出するもの十名内外あり。

六、營業時間及休日

午後六時開市午後九時閉市す但し夏季は午後七時開市して午後十二時に至り閉市す。

休日は毎月十五日を公休日とし其外一月一日、二日及十二月三十一日休業を爲す慣行なり。

七、取引方法

問屋對荷主 荷主は問屋に對し總て販賣を委託し、指値にて出荷すること殆んどなし、來場荷主に對しては閉市後代金の支拂を爲す。問屋の取扱手数料は一般荷主に對しては一割とし投師の荷に對しては八分とす、共に代金支拂の際之を控除す。

問屋對買人 賣買方法は符牒を用ひ糶賣とす、買人に對する歩戻は總て賣買代金の三分にして賣掛

金決済の際差引勘定をなす。

代金の決済は組合員以外のものは總て現金拂とす、組合員に對しては翌日拂を原則とし、半月計算のもの五名、月末計算のもの二名あり、現在翌日拂確實に履行する者は僅に十名に過ぎず其他は内金拂にて延滞を重ねるを常とす、賣掛金の回

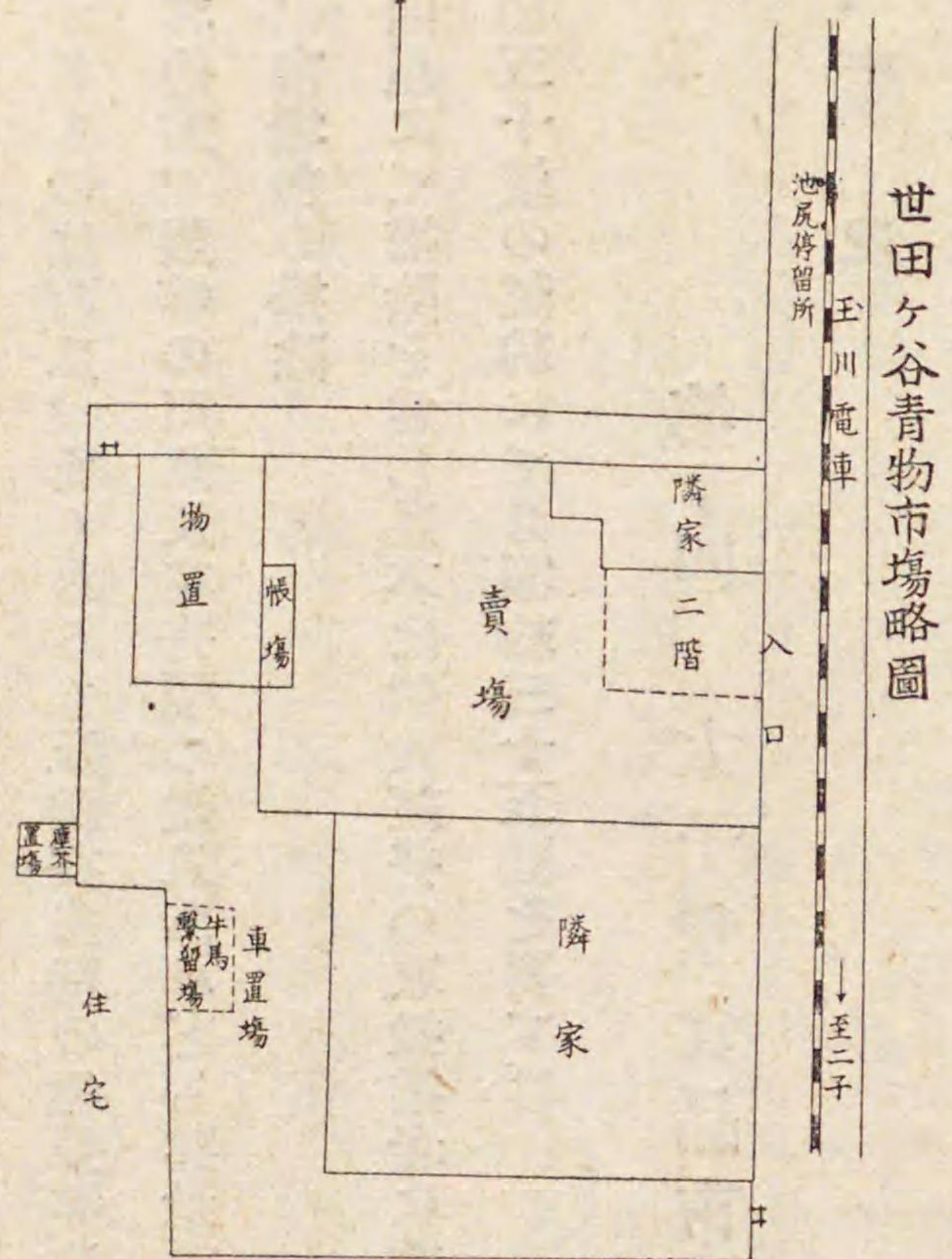
收困難に陥る額は毎年四千圓乃至五千圓に達し市場開設以來の掛倒れは其總額實に十萬圓の巨額に達したりと云ふ。

八、取扱金高及市場經費

取扱金高は大正十四年七萬圓にして昭和元年は附近に新市場開設の爲め五萬圓に減少せり。

昭和二年は八萬圓にして同三年は前年と同様の見込なり。

敷地は橋本氏の私有地にして現今此附近に於ける土地の賣買價格は街道に面する場所に在りては坪七、八十圓より百圓を普通とす、地代は隣接地坪三十錢なり。



市場の經費は月額百五十圓を要し市場税は年額二十五圓、營業税は百八十圓なり。

九、取扱品目

取扱品は蔬菜を主とし總扱高の八割を占め、果物は二割に當る、果物多く旅荷にして附近生産の搬入するものは西瓜、まくわうり及神奈川縣の桃梨等なり。

其他鱒、鰻等の川魚及花卉類の搬入あれども其量極めて僅少なり。

十、市場内の掃除

問屋にて掃除を爲し塵芥は個人經營の取扱業者に委託して之を搬出せしむ其料金は荷車一臺に付金二圓五十錢の契約にて月額約三十五圓を要す。

第十四 太子堂食品市場

一、概況

名稱 太子堂食品市場

位置 府下荏原郡世田ヶ谷町大字太子堂三三二番地に在り、省線澁谷驛へ約二十丁大山街道に面

し玉川電車太子堂停留所は市場の直前に在り。

規模 市場の敷地は僅に百坪を出でず、建物は木造亞鉛葺平家建にして賣場二十五坪帳場半坪、

物置三坪便所半坪あり左に平面略圖を示す。

二、沿革

大正十五年六月七日組合組織にて市場開設の許可を得、同年七月十五日開業せり、組合員は六名にして組合長荻原岩次郎外幹事五名なり、業務一切は荻原氏之を擔當し今日に至れり。

三、市場内營業者

荻原岩次郎氏家族と共に問屋業を經營し雜役二名を雇用す。

當市場に常時出入する投師三名あり。

市場に出入する小賣商にて共和會と稱する組合を組織し現在會員四十名あり。

四、荷主及買入

荷主は世田ヶ谷町、駒澤町、砧村等の生産者を主とし、神奈川縣橋樹郡より出荷あり其出荷の割合は府下約六割神奈川縣約四割に相當す。

投師は主として神田市市場より荷物を搬入す、遠隔地荷主及他問屋よりの出荷なし、取扱品は蔬菜八割果物二割に當る。

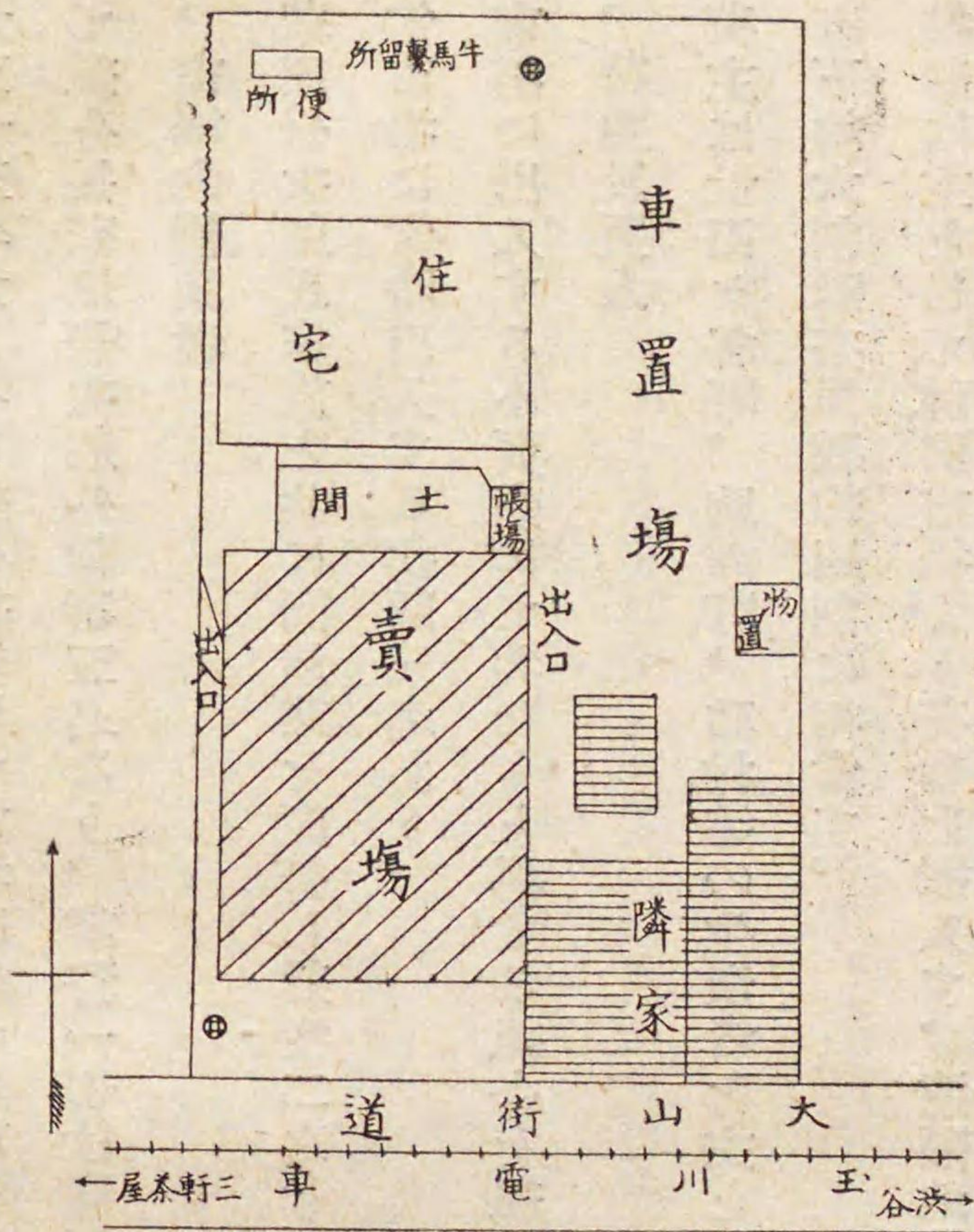
來場荷主は平均三十五名内外なり。

買入は世田ヶ谷町、駒澤町、目黒町の小賣商にして入場者平均四十五名内外なり。

五、運搬

荷主の出荷は殆んど牛車及手挽車に依り、リヤカー及貨物自動車は各一、二臺に過ぎず。

太子堂食品市場略圖



買人は手挽車及リヤカーに依りて搬出す。

六、営業時間及休日

開市は午前九時にして正午閉市す、夏季にありては午前七時開市し正午閉市す。

休日は毎月十六日を公休日とし其外一月一日及十二月三十一日休業す。

七、取引法

問屋對荷主の取引は委託にして、代金は當日仕切を爲し、販賣手数料賣買代金の一割を控除す但し投師の荷に對しては手数料

を八分とす。

問屋對買人の取引は總て耀賣とす、代金の決済は翌日拂約二割にして其他は掛取引なり従つて掛倒

れとなるもの少からず、開業以來の賣掛金回收不能額約三千圓に及べりと云ふ。

買人に對しては賣買代金の三分の歩戻を爲し代金支拂の際之を差引勘定を爲すを普通とすれども

二、三の小賣商に對しては年末に於て取纏め支拂を爲す契約あり。

八、取扱高及市場經費

取扱金高は昭和二年十一萬圓にして三年は多少減少の見込なりと云ふ。

市場の建築費は壹千圓にして、經費は月額三百五十圓を要す地代は坪十五錢なり。

九、市場内掃除

問屋の雜役をして掃除を爲さしめ塵芥は取扱專業者に託して搬出す其料金一ヶ月金五圓の契約なり。

第十五 太子堂青物市場

一、概況

名稱 太子堂青物市場。

位置 府下荏原郡世田ヶ谷町字太子堂四四番地に在り玉川電車三軒茶屋停留所を距る西方約一

丁、登戸及調布方面に通ずる幅員四間の道路に面す。

規模 市場に使用中の敷地は三百十坪あり、建物は木造亜鉛葺バラック建一棟にして賣場五十九坪、物置十二坪なり、帳場は住宅の一部を使用し車置場は市場の背後約二百坪の空地を之に充つ、市場の平面略圖左の如し。

二、沿革

大正元年十一月二十日森長太郎氏外數名の組合組織に依り青果市場開設の許可を受け現在市場の東方約一丁厚木街道に面する約七十坪の敷地に於て市場を開業せしが賣掛金の固定の爲め經營難に陥りしを以て大正五年五月島田三之助氏を組合長に推して市場の業務を繼承し翌大正六年現在の地に移轉し今日に至れり。

三、市場内營業者

問屋 島田三之助氏家族二名と共に問屋業を營み賣子一名、雜役二名を雇用す、

投師 常時出入する投師は二名あり。

當市場附屬の小賣商組合は現在七十名の組合員あり。

四、荷主及買人

附近生産者の出荷は世田ヶ谷町駒澤町、玉川村、砧村等より搬入され、神奈川縣よりは蔬菜の外梨、桃の出荷あり其割合は府下八割、神奈川縣二割に相當す。

遠隔地荷主の直接出荷は大宮方面より甘藷、里芋、馬鈴薯等の外西新井町方面よりキャベツの送荷あり。

投師は京橋、神田兩市場より蔬菜果物を搬入し來り、神田、京橋の問屋より玉葱、キャベツ、果物等を廻送し來る。

來場の荷主は毎日平均六十名内外なり。

買人は駒澤町、世田ヶ谷町の小賣商を主とし一日約五十名内外の入場者あり。

五、運搬

附近生産者よりの出荷は主として牛車に依りて搬入せられ其數一日平均二十臺内外なり其他毎日手挽車約三十臺、リヤカー約十臺、貨物自動車約五臺の入場あり。

買人は手挽車に依るもの多く其他リヤカーに依りて搬出するもの十餘名あり横濱方面へ搬出さるゝ荷物は貨物自動車に依るを常とす。

六、營業時間及休日

午後八時開市午後十一時閉市す。

休日は毎月十五日公休とす其外一月一日二日四日及十二月三十日三十一日休業を爲す。

七、取引方法

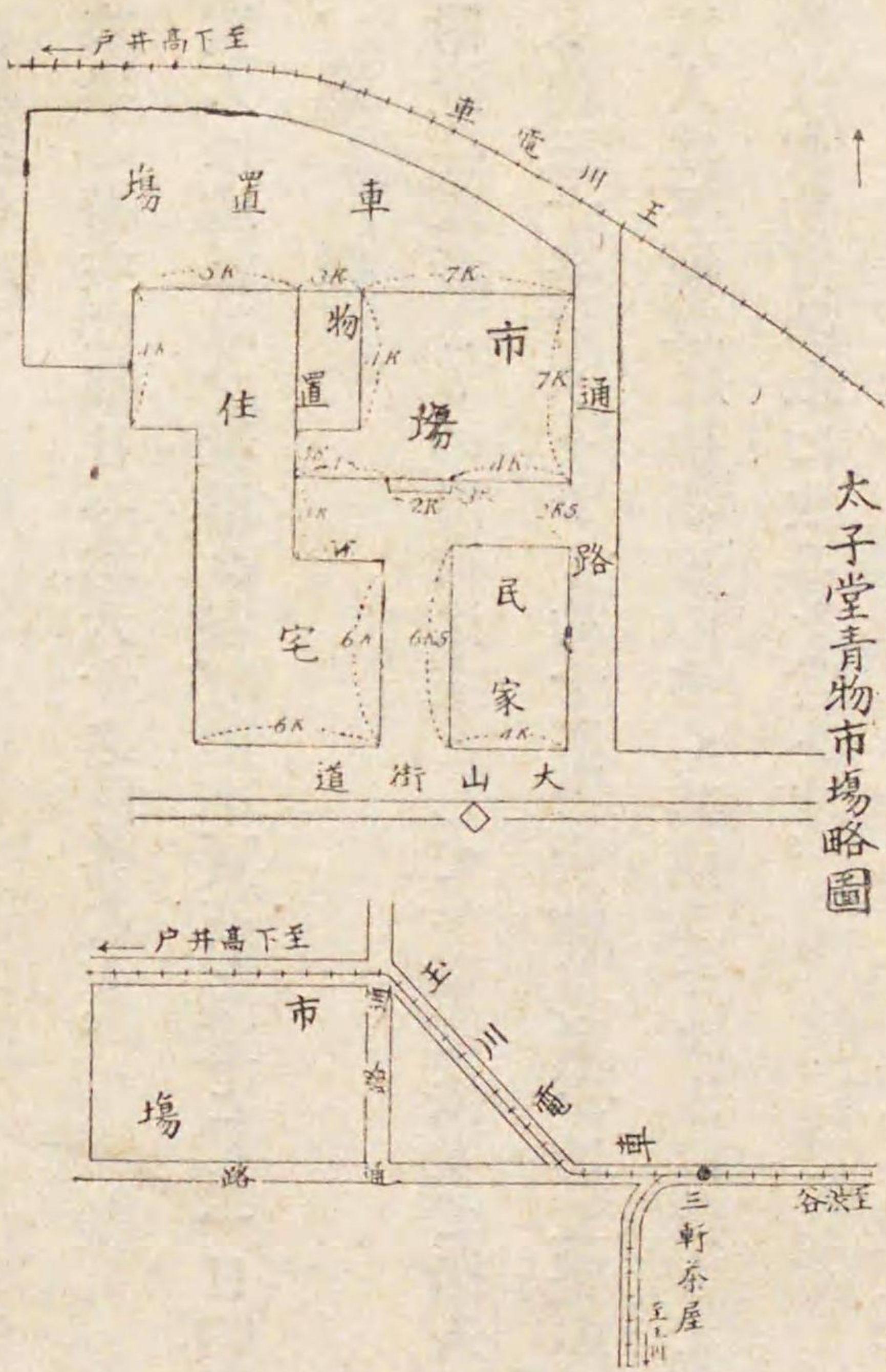
荷主は總て販賣を委託するものにして代金は現金拂とす、問屋の販賣手数料は一般荷主に對しては一割投師の荷に對しては特に八分とす何れも仕切勘定の際之を控除す。

買人との取引は全部糶賣なり賣掛金の決済は翌日拂を原則とすれども現在にては翌日拂のもの僅に二名にして約二十名は月末計算なり、其他のものは内拂にて決済の延滞を來すを常とし従て回收不能に陥るもの多く其金額昭和元年に約四千圓昭和二年に三千圓に及び大正五年より昭和二年に至る十二年間に約三萬圓の巨額に達したりと云ふ。

買人に對しては代金計算の際賣買代金の二分の歩戻を爲す制度なり。

八、取扱高及市場の經費

取扱金高は昭和元年及二年は各十萬圓にして三年も大差なき見込なり。
車置場二百坪は昭和二年に買入れ其價額坪六十圓なり。
借地二百三十坪の地代は坪十錢の契約なり。



市場の經費は月額五百圓を要す。

九、市場内の掃除

市場内は問屋にて掃除を爲し塵芥は車置場の一隅へ埋込み處理し居れり。

第十六 駒澤青物市場

一、概況

名稱 駒澤青物市場。

位置 府下荏原郡駒澤町大字上馬四二番地に在り、省線澁谷驛へ二十五丁、玉川電車三軒茶屋停留所を距る東方約二丁、幅員九尺の道路に面す、太子堂青物市場を距る僅に三丁の位置にあり。

規模 敷地二七〇坪、建物は木造亜鉛葺バラック建一棟にして賣場六十二坪、物置十四坪、帳場及待合所は住宅の一部を充て各二部あり左に平面略圖を示す。

二、沿革

高山末吉氏外數名相謀り株式會社組織を以て青果市場開設の計畫を立て大正九年七月十三日其許可を得て營業を開業せり、會社の資本金は一萬圓、一株の金額二十圓、全額拂込済、株數五百株にして

株主は青果業者及生産者其大半を占め其數五十名あり、社長高山末吉氏外取締役五名監査役一名の役員を置き營業を續けしも賣掛金の固定するもの多く且つ市場の經費嵩み爲めに經營難に陥り每期殆んど無配當状態なりしが昭和二年末に至り資金缺乏の爲め増資を計畫せしも株主中反對を唱ふるもの多く昭和三年三月終に會社を解散し、組合組織に改め高山末吉氏組合長に任し専ら市場經營に當り今日に至れり、現在組合員は七名なり。

三、市場内營業者

組合に於て問屋業を經營し賣子一人、帳場二人、雜役二人を雇用せり。

投師は常時出入するもの二名あり。

當市場附屬の小賣商組合は現在組合員五十三名あり。

四、荷主及買人

荷主は附近の生産者を主とし其出荷地は世田ヶ谷町、駒澤町、碑衾町、玉川村及神奈川縣橋樹郡及都築郡等なり。

投師は神田、京橋市場より貨物を搬入し其他神田、京橋の間屋より旅荷の廻送あり。

遠隔地荷主の直接出荷は静岡縣より果物、千葉縣より菘豌豆等の送荷あるのみ。

出荷の割合は府下六割、神奈川縣二割其他二割に相當し、取扱品は蔬菜六割果物四割に當る、來場

の荷主は平均毎日五十名内外なり。

買人は世田ヶ谷町、駒澤町、目黒町の小賣商人にして平均一日約六十名なり。

五、運搬

搬入貨物は主として牛車に依り總數量の

約七割を占む、手挽車之に次ぎ約二割其他

はリヤカー及自動車に依り荷出せらる。

買人は手挽車及リヤカーを使用し其數相

半す。

六、營業時間及休日

午後六時開市午後九時閉市す但し夏季は

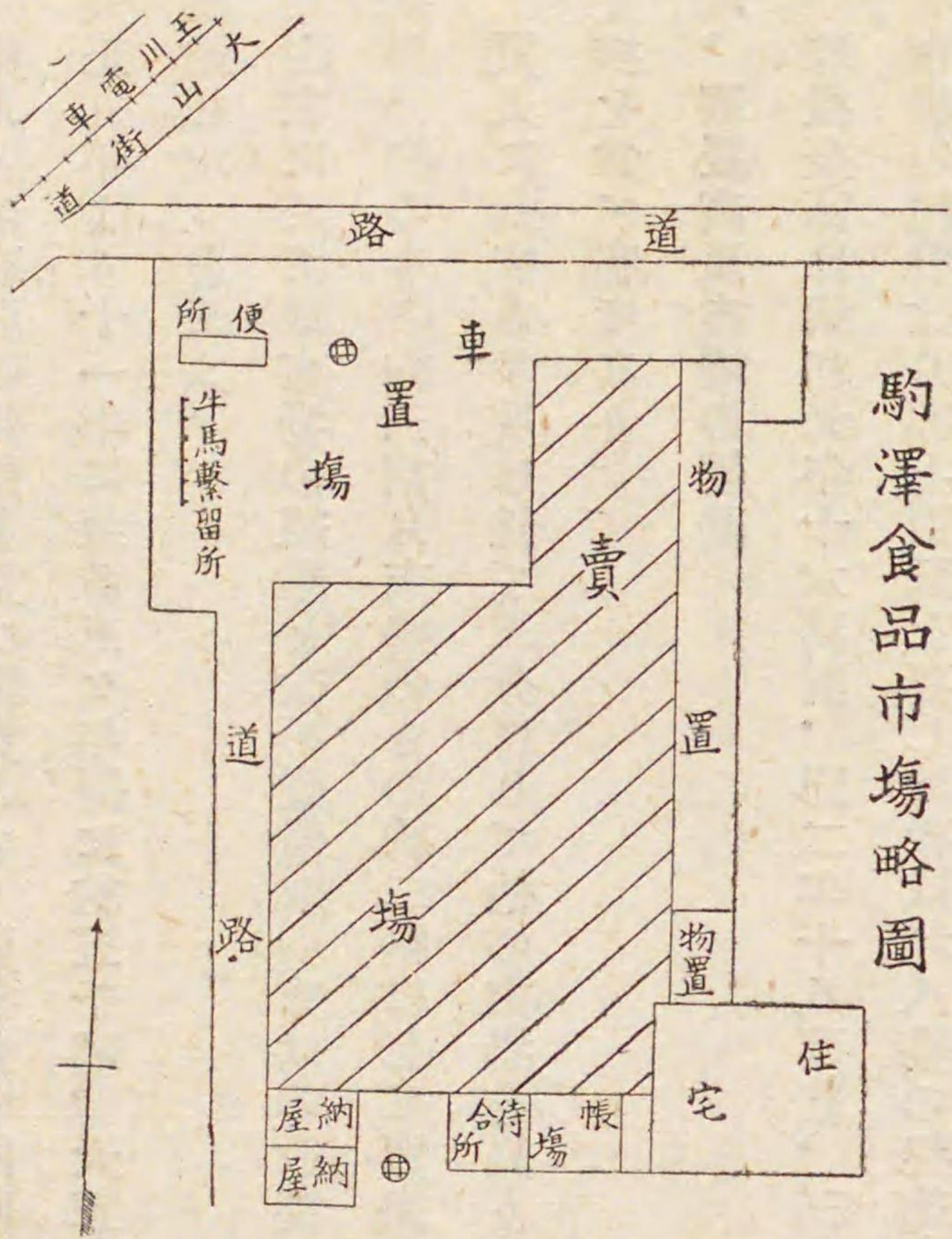
午後七時開市し午後十一時に至り閉市す。

休日は毎月十五日を公休日とし其他一月

には一日、二日、十二月には三十一日休業

を爲す。

七、取引方法



荷主は問屋に對し總て委託販賣を爲す、代金は現金拂を原則とし問屋の手數料は仕切金の一割にして投師の荷に對しては特に八分とす、共に代金決済の際差引勘定を爲す。

買人との取引は符牒を用ひ糶賣とす、賣掛金の回收不能額は市場開設二、三年間は最も多額にして大正九年より十一年に至る三ヶ年間に約五千圓、大正十二年以降昭和二年に至る五ヶ年間に約三千圓に達したりと云ふ。

現在に於ては市場の組織を改め銳意取引方法の改善を謀りたる結果翌日拂約二割十日拂のもの約三割半月拂のもの約三割月末拂のもの約二割にして賣掛金の甚しく延滞するもの殆んどなしと云ふ。

買人に對する歩戻は總て三分にして他の市場と異り代金支拂の都度其拂戻を爲さず年末に取纏め其支拂を爲す制度なり。

八、取扱高及市場の經費

取扱金高は昭和元年十六萬圓、同二年十八萬圓、三年は二十萬圓に達する見込なりと云ふ。

市場の經費は月額七百圓を要し地代は坪八錢の契約なれども現在此附近の地代は普通三十錢乃至四十錢なり、場市の建物は坪四十圓を費したり。

九、市場内の掃除

市場は問屋に於て之を掃除し塵芥は組合組織の取扱業者に請負はしめ毎日之を搬出す其料金月額金

十圓なり。

第十七 玉川食品市場

一、概況

名稱 玉川食品市場。

位置 府下荏原郡玉川村大字用賀一五六六番地に在り、玉川電車用賀停留場を距る一丁、幅員四間の厚木街道に接す。

規模 敷地百五十坪、建物は木造亞鉛膏平家建四十坪にして内賣場三十六坪、物置四坪、帳場は住宅の一部三坪を之に充つ、其外釣物置五坪及物置小屋洗場、塵芥置場、便所を設く、市場前面の空地約五十坪を車置場に使用す、市場の平面略圖左の如し。

二、沿革

大正十四年十一月十八日株式會社組織にて市場開設の許可を受け十五年二月廿日營業を開始せり、會社の資本金は一萬五千圓、一株の金額二十圓、全額拂込済にして株主は附近の生産者其大半を占め總數七十名あり、會社の役員は取締役五名、監査役二名にして高山末吉氏社長に就任し専ら其經營に當り居れり。

三、市場内營業者

會社に於て問屋業を經營し賣子兼帳場一名、雜役一名を雇用す。
投師は常時出入するもの一名あり。

當市場附屬の小賣商組合は現在四十名の組合員あり、

四、荷主及買人

荷主は主として附近の生産者にして玉川村、砧村、世田ヶ谷町及神奈川縣橋樹郡より出荷あり、
投師は京橋神田市場より時々貨物を搬入し來る其外駒澤市場を通して神田京橋方面より青果の廻送あり、遠隔地荷主と直接の取引なし、來場荷主は一日平均三十名内外なり。

買人は玉川村、駒澤町、世田ヶ谷町の小賣商にして神奈川縣よりも少數の來場者あり平均一日三十餘名なり。

五、運搬

荷物の搬入は牛車及手挽車を用ふるもの最も多く總取扱高に對し各約四割を占め其他はリヤカー及貨物自動車に依り入荷す、買人は手挽車を主としリヤカー之に亞ぐ。

六、營業時間及休日

開市は午後六時閉市午後九時とす但し夏季は午後七時開市午後十一時に至り閉市す。

七、取引方法

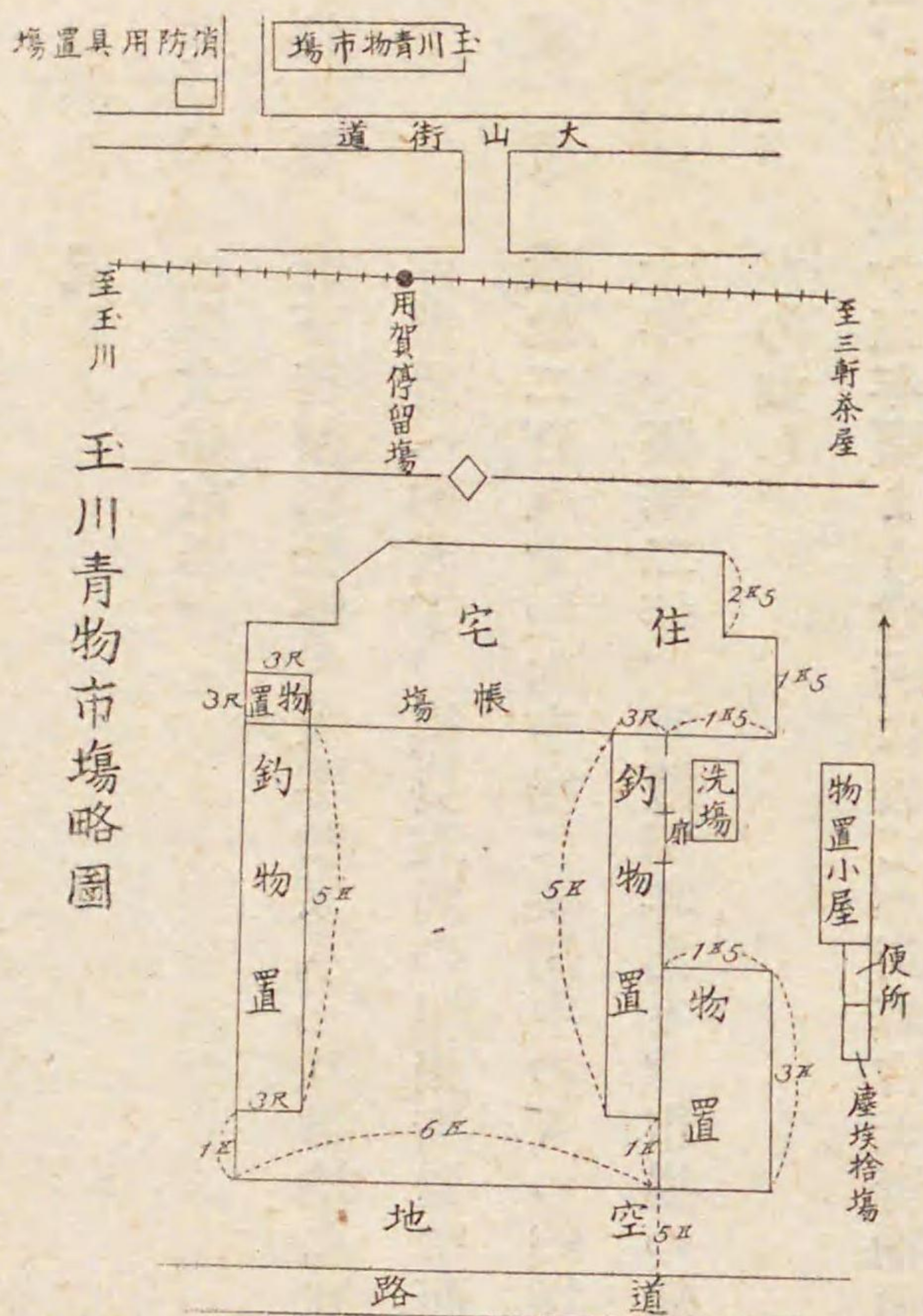
休日は毎月十五日を公休日とし其外一月一日二日及十二月三十一日休業を爲す。

荷主は總て問屋に委託販賣を爲し、代金は取引終了後支拂を爲す、問屋の販賣手数料は一割とし、

代金支拂の際差引勘定を爲す但し投師の荷に對しては手数料を特に八分とす。

買人との賣買方法は符牒を用ひ糶賣とし代金は翌日拂を原則とすれ共十日拂、半月拂又は月末計算のもの多く賣掛金の回收困難にして昭和二年中の掛倒れは約二千圓開業以來の回收不能額五千圓に達すと云ふ。

買人に對する歩戻は總て三分にして年末に取纏めて支拂を爲す制度なり。



八、取扱高及市場經費

取扱金高は昭和元年七萬圓、同二年七萬圓、同三年は八、九萬圓に増加の見込なりと云ふ。

市場の建築費は坪四十圓にして市場の經費は月額三百圓を要す、地代は坪八錢なり。

九、市場内掃除

市場は問屋に於て之を掃除し塵芥は附近の農家にて肥料として搬出す。

第十八 松澤食品市場

一、概況

名稱 松澤食品市場。

位置 府下荏原郡松澤村大字松原八三八番地に在り、新宿驛を距る約一里半、京王電車下高井戸停留所へ約五丁、幅員五間の甲州街道に面す。

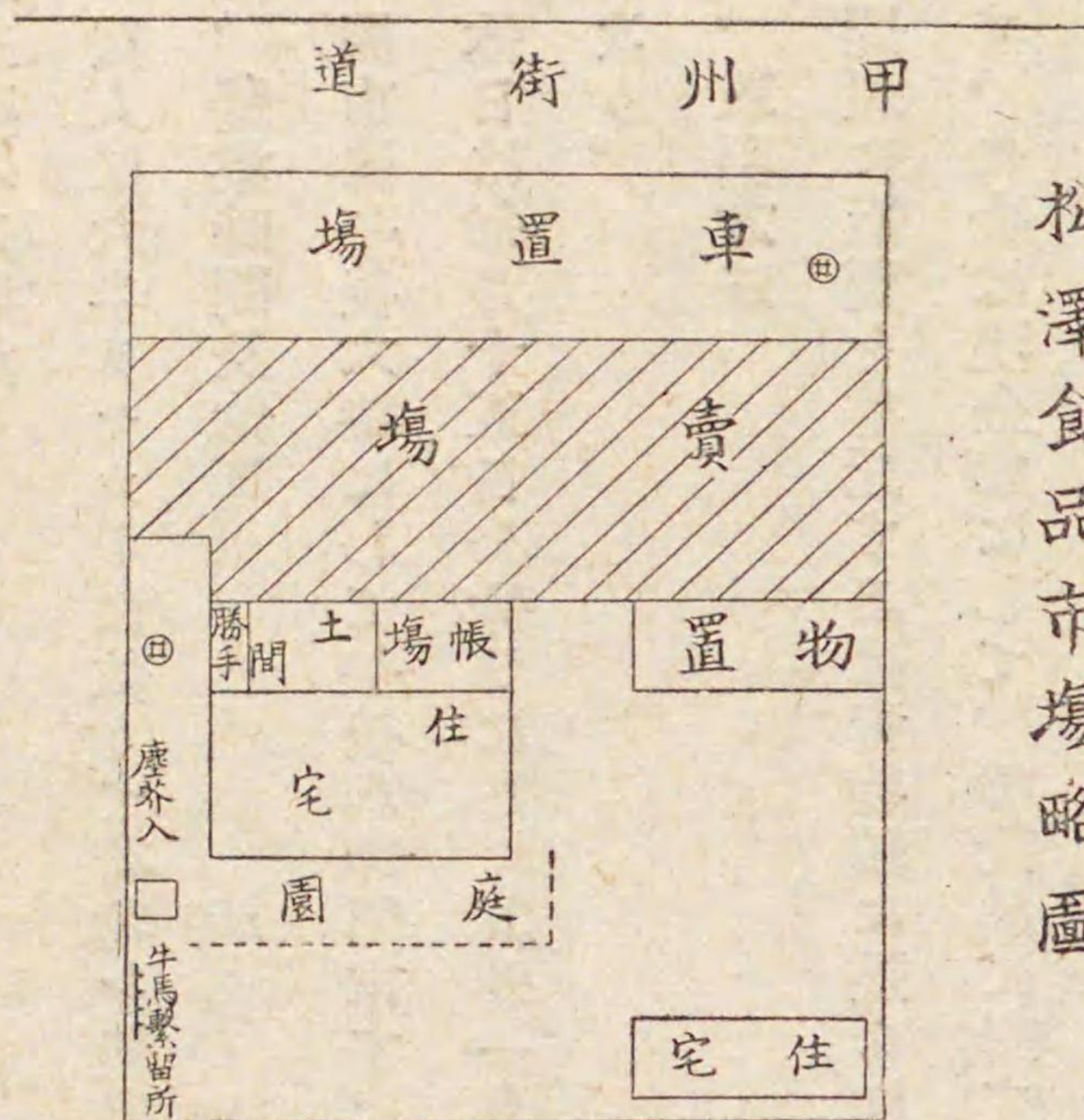
規模 敷地二百八十坪内市場に使用中のもの約坪百なり、建物は木造亞鉛葺平家建にして賣場五十坪、帳場二坪、物置四坪あり、市場の前面約四十坪の空地を車置場に使用す、平面略圖左の如し。

二、明治三十五年頃より當所に於て小川春吉氏青物類の仲買業を營みたるが、大正十三年に至り附近の生産者及小賣業者と相謀り組合組織を以て青果市場開設の計畫を立て同十四年一月十六日其許可を得て業務を開始せり、現在組合員は三十七名にして、小川春吉氏組合長に就任し業務一切を擔任し居れり。

三、市場内營業者

小川春吉氏家族と共に問屋兼仲買業を經營し雜役一名を雇用す。投師は常時出入するもの四名あり。

松澤食品市場略圖



四、荷主及買入

荷主は殆んど附近の生産者にして其出荷地は松澤村、千歳村、世田ヶ谷町、和田垣内町、高井戸町等なり其他神奈川縣稻城村方面より少量の入荷あり。投師は松戸、川口町方面より貨物を搬入し來る、其外神田、江東、品川の間屋より貨物の廻送あり、遠隔地荷主と直接の取引

なし、來場の荷主は平均一日四十名内外なり。

買入は松澤村、代々幡町、和田垣内町、澁谷町、世田ヶ谷町の小賣商にして入場者約三十五名なり。

五、運 搬

入荷は牛車に依るもの最も多く取扱高の約五割を占む其他リヤカー及手挽車之に亞き貨物自動車も二三臺の入場あり。

買人は大半リヤカーに依りて荷物を搬出し約七割に當り其他は手挽車に依る。

六、營業時間及休日

開市は午後六時にして午後八時閉市す、夏季にありては午後七時半開市して午後十一時閉市す。休日は毎月十五日公休日にして其外一月一日、二日、四日、五日及十二月三十一日は休業を爲す慣習なり。

七、取引方法

問屋に販賣を委託するは青物類に限られ、筍、馬鈴薯、玉葱等は委託の入荷なく問屋に於て買入を爲す、代金は現金拂にして、委託品に對する問屋の手數料は一般荷主は一割投師の荷に對しては八分とし、何れも代金支拂の際之を控除す。

買人との取引は委託品たる青物は糶賣にして問屋の買入に係る貨物は總て相對取引なり。

代金の決済は現金拂のもの約一割、翌日拂約一割、其他は掛取引なり、掛倒れは平均、二、三分に當り昭和二年には約六百圓の回收不能額あり、開業以來の掛倒總額は約三千圓なりと云ふ。

買人に對しては賣買代金の二分の歩戻を爲し代金支拂の際差引計算を爲す。

八、取扱高市場經費

取扱金は委託に依るもの昭和元年二萬圓、同二年二萬五千圓、同三年は多少前年に比し増加の見込なりと云ふ。

其他相對取引に依るものは毎年約六千圓にして毎年増減なし。

市場の建築費は三千五百圓を要したり、市場の經費は月額二百五十圓にして地代は坪十五錢の契約なれども現在附近に於ける地代は普通二十五錢なり。

九、市場内掃除

市場は問屋にて之を掃除し塵芥は組合組織の取扱專業者に請負はしめ之を搬出す其經費月額三圓なり。

第十九 杉並食品市場

一、概 況

名稱 ①杉並食品市場。

位置 府下豊多摩郡杉並町大字馬橋一六番地に在り、省線新宿驛へ約一里半、同高圓寺驛へ八丁、

西武鐵道馬橋停留所へ二丁、幅員五間の青梅街道に接し、三間道路に面す。
 規模 敷地二百五十坪建物は木造亞鉛葺平家建一棟にして賣場三十二坪、帳場は住宅の一部三坪
 を使用し其他物置三坪、湯沸場二坪二五あり車置場は賣場の前面道路を距て約五十坪あり。

平面略圖左の如し

二、沿革

大正十五年二月十八日組合組織にして青果市場開設の許可を受け營業を開始せり、組合員は五名にして組合長對田和吉氏外會計係一名、監査役三名なり、對田和吉氏業務一切を擔任し今日に及べり。

三、市場内營業者

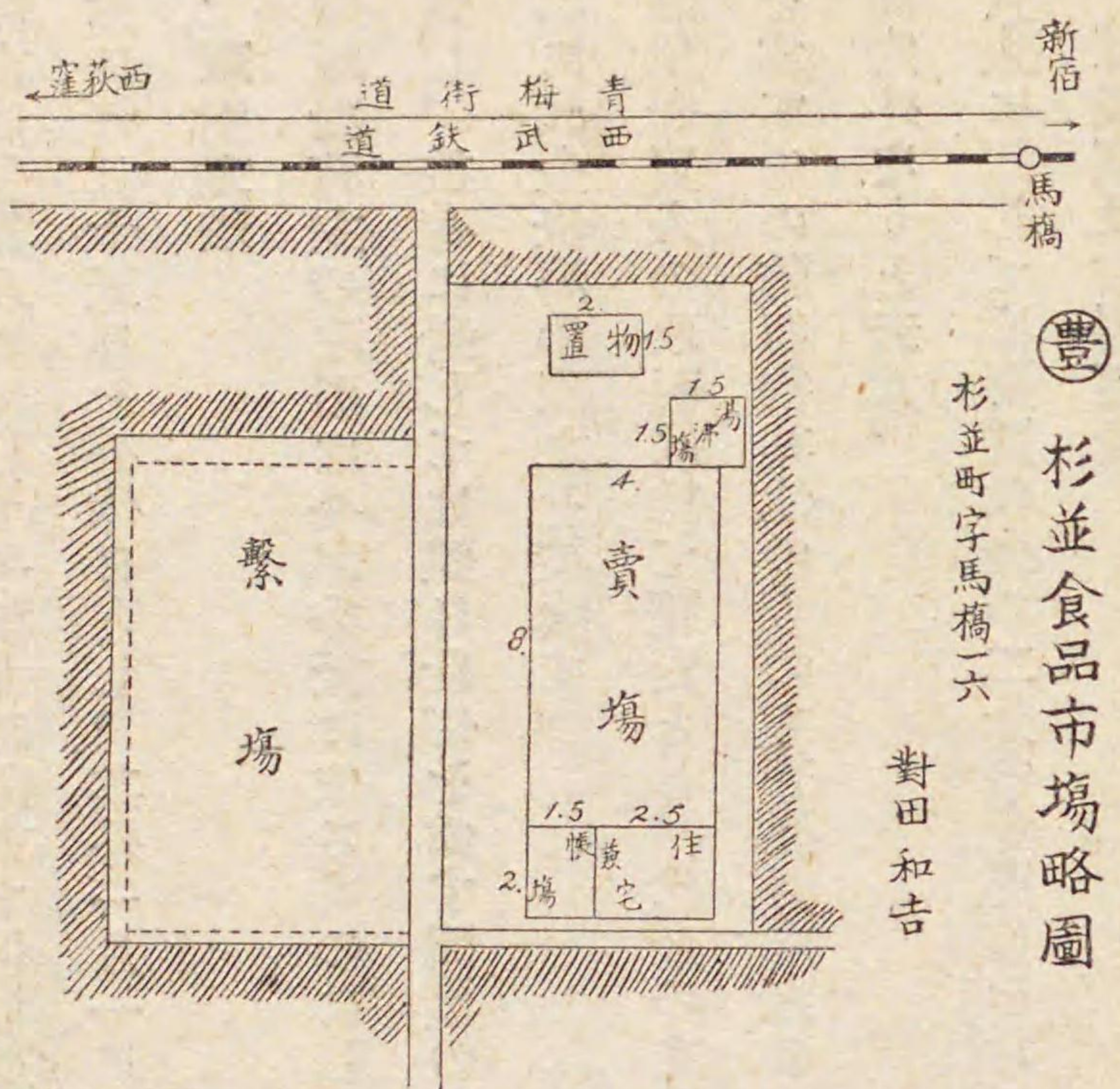
組合に於て問屋業を經營し賣子一名、帳場二名、雜役二名を雇用す。
 常時出入する投師は二名あり。

當市場出入の小賣商にて組合を組織し小賣商實業組合と稱し四十八名の會員あり。

四、荷主及買人

荷主は主として附近の生産者にして其出荷地は杉並町、野方町、久留米村、井荻村、高井戸村、保谷村、和田堀内町等なり、投師は松戸方面より荷物を搬入す、其外神田、京橋の間屋より貨物の廻送あり。
 旅荷の直接取引あるは北海道の馬鈴薯、青森縣の萃菜、山梨縣の葡萄、静岡縣の密柑等なれども其量

何れも多からず、當市場取扱品目は蔬菜及果物にして、蔬菜は其九割を占め果物は僅に一割に過ぎず。
 來場の荷主は平均約六十名なり。



杉並食品市場略圖

買人は中野町、杉並町等の小賣商にして
 平均一日約七十名の入場者あり。

五、運搬

附近の生産者は牛車及手挽車に依るもの
 多く其數平均牛車十二、三臺、手挽車二十
 五臺なり。

其外リヤカー約二十臺、貨物自動車二、三
 臺の入場あり。

北海道及青森縣よりの出荷は秋葉驛に着
 し、山梨縣、静岡縣の貨物は新宿驛を經由
 す、着驛より市場迄の小運搬は貨物自動車

に依る。

買人は多くの手挽車を用ひて荷物を搬出す其數毎日約五十臺あり、リヤカー之に亞ぎ約二十臺の入

場あり。

六、営業時間及休日

開市は午後八時にして午後九時閉市す但し夏季は午後十時に至り閉市す。
休日毎月十五日を公休日とし、其外一月一日より三日迄休業す。

七、取引方法

問屋對荷主の取引は全部委託に依るものにして、代金の支拂は來場荷主に對しては取引終了後支拂を爲し、旅荷に對しては翌日仕切を爲す問屋の販賣手数料は一般荷主は一割、投師に對しては八分とし共に代金決済の際之を控除す。

問屋對買人の取引は總て糶賣とし、代金の支拂は翌日拂を原則とす、現在翌日拂一割三日目毎に決済を爲すもの約四割其他のものも普通月末迄に支拂を完了し掛倒れは比較的少く毎年三、四名其金額百圓内外なりと云ふ。

買人に對しては賣買代金の二分の歩戻しを爲し之を六月十二月の二期に支拂を爲す制度なり。

八、取扱高及市場經費

取扱金高は昭和元年五萬圓、同二年七萬圓、同三年は十萬圓に達する見込なりと云ふ。
市場の建築費は三千圓にして、經費は月額約四百圓を要す、地代は坪十二錢なり。

九、市場内掃除

問屋に於て市場の掃除を爲し塵芥は個人經營の塵芥取扱業者に請負しめ毎日搬出す其料金月額金十圓の契約なり。

第二十 共同食品市場

一、概況

名稱 共同食品市場。

位置 府下豊多摩郡井荻町大字荻窪四〇番地に在り、省線荻窪驛を距ること僅に二丁、青梅街道に面す。

規模 敷地僅に五十坪、建物は木造亞鉛葺バラック建一棟にして賣場十二坪物置十坪、其他何等の設備なし。

二、沿革

大正六年十二月二十八日二十二名の共同事業として青果市場の許可を受け開業せり、組合長は朝倉五平、和田市五郎兩氏を経て現在にては池田清藏氏を擧げて組合長とし業務一切を擔任せしむ、組合員は漸次減少して現在七名となれり、當市場は大正十三年火災に罹りたるも一部修理を施したる儘に

て今日に至れり、最近青梅街道擴張の議起り市場敷地の一部を道路に編入さるゝことなり、同町大字上井草十二番地六十八坪の敷地に移轉の計畫を立て其出願中なり。

三、市場内營業者

組合にて問屋業務を営み雜役一名を雇用す。

投師は常時出入するもの三名あり。

小賣商組合は十二名の組合員あり。

四、荷主及買人

荷主は附近の農家を主とし井荻町、杉並町、高井戸町、武藏野町、田無町、保谷村等より出荷あり神奈川縣よりは稻城村より梨を搬入す。

投師は千葉縣市川、八幡、船橋及千住方面より出荷し、又神田、京橋の間屋より旅荷の廻送あり遠隔地荷主と直接の取引あるは山梨縣より桃、柿、葡萄、埼玉縣深谷の葱、千葉縣船橋の葉物等なり、來場荷主は平均二十名内外に過ぎず。

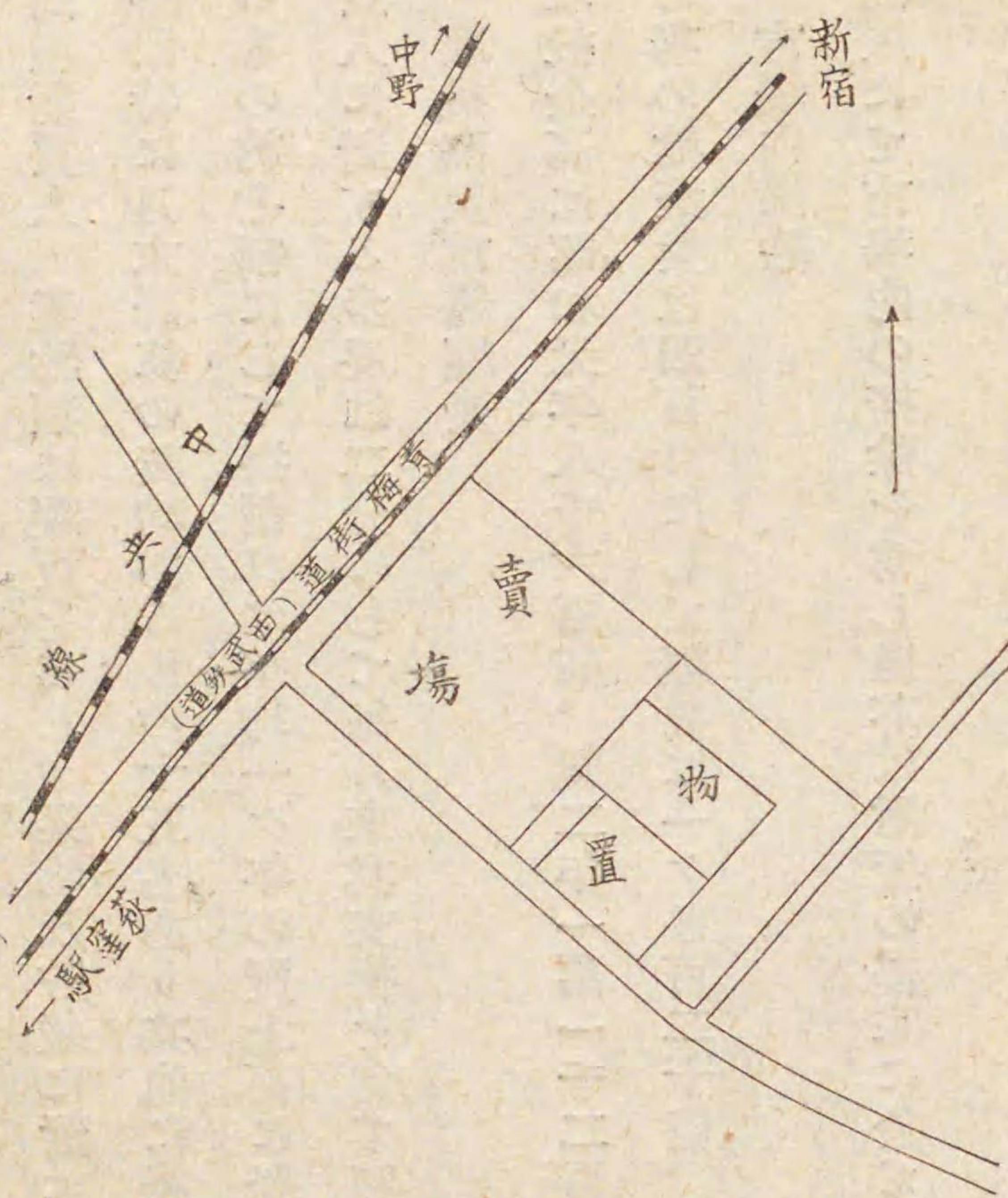
買人は井荻町、杉並町の小賣商人にして一日二十名内外の入場者あり。

取扱品の割合は蔬菜、果物各五割に當る。

五、運搬

附近の荷主は毎日牛車五臺手挽車及リヤカー各十臺内外に依り荷物を搬入し、旅荷は山梨縣、埼玉縣よりの出荷は荻窪驛經由、市場迄は手挽車に依り運搬せらる、千葉縣の貨物は普通貨物自動車を用

共同食品市場略圖



ひ神奈川縣の出荷は手挽車に依る、投師及問屋の荷は總て貨物自動車にて搬入す。買人は手挽車及リヤカーに依り搬出し其數各十臺内外なり。

六、營業時間及休日

營業時間は午後七時より九時迄、夏季は午後六時より十一時迄取引を爲す。

休日は毎月十六日及一月一日にして十二月は休業せず。

七、取引方法

問屋對荷主 委託販賣は葉物類を主とし其他の貨物は多く差値にて出荷せられ仕切

勘定は附近の荷主に對しては當日又は次回出荷の際支拂を爲す、旅荷に對しては賣却の翌日之を決済

す、問屋の手数料は一割とし、問屋及投師の荷に對しては八分とす、共に代金支拂の際控除する習慣なり。

問屋對買人 葉物類は糶賣を爲し、果物及貯藏に耐ふる蔬菜類は相對取引に依るを常とす、代金の決済は特に月末計算の契約あるもの十五名あり其他に對しては翌日拂を原則とす、現在翌日決済をするもの約七割にして掛倒れは平均一ヶ年の賣上高に對し二分に達すと云ふ。

買人に對する歩戻は二分にして毎月末其支拂を爲す制度なり。

八、取扱高及市場經費

取扱金高は昭和元年八千六百圓、同二年一萬一千二百圓、三年は前年と同様の見込なりと云ふ。

市場の建築費は四百圓にして經費は一ヶ月百二十圓、地代は坪十錢の契約なり。

九、市場内掃除

問屋にて市場内の掃除を爲し塵芥は附近の農家に於て肥料として搬出す。

第二十一 萬屋食品市場

一、概況

名稱 萬屋食品市場。

位置 府下豊多摩郡野方町大字下沼袋一、一七〇番地に在り、省線中野驛及西武鐵道沼袋驛各へ七丁、幅員三間の道路に面す。

規模 敷地一七二坪、建物は木造亜鉛葺バラック建一棟にして賣場四十五坪、帳場一坪、物置四坪、便所一坪あり、平面略圖左の如し。

二、沿革

仁平久米次郎外四名の組合組織にて青果市場設置の出願を爲し大正十三年十一月十一日を以て其許可を受け同十四年二月營業を開始せり、仁平久米次郎氏組合長に擧げられ業務一切を擔當し今日に及ぶ。

三、市場内營業者

仁平久米次郎氏家族と共に問屋業を經營し雜役二名を雇用せり。

投師は常時出入するもの一名あり。

當市場附屬の小賣商組合あり現在組合員三十四名なり。

四、荷主及買人

荷主は殆んど附近の生産者に限られ其出荷地は野方町、井荻町、石神井村、久留米村、保谷村等なり、投師は松戸方面より隔日に荷物を搬入す、旅荷の直接出荷及他の問屋との取引なし。

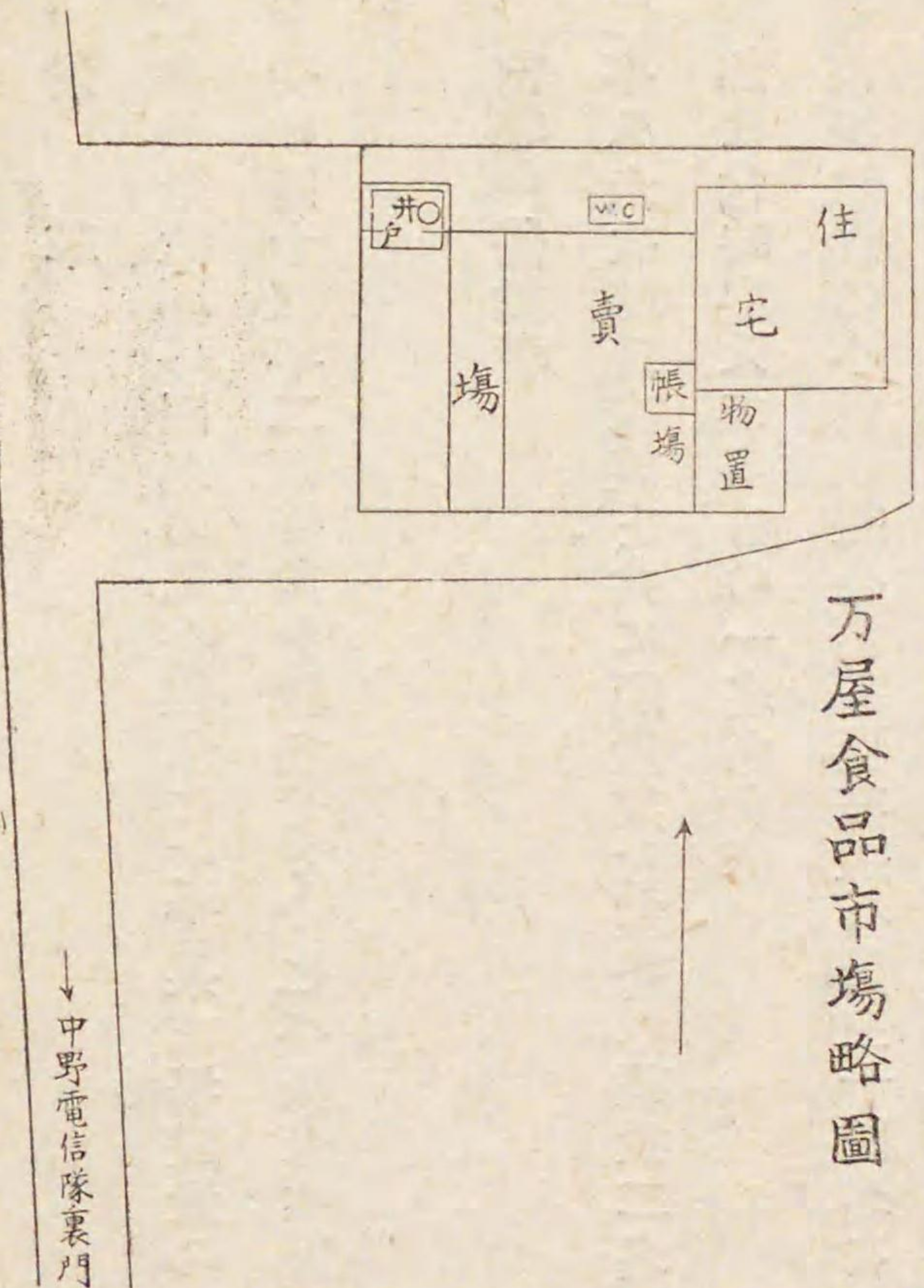
來場の荷主は平均毎日約二十名なり。
買人は杉並町野方町の小賣商にして一日二十名内外の來場者なり。

五、運搬

生産者の荷物は殆んどリヤカーに依りて搬入せられ、投師の出荷は貨物自動車に依る、買人は手挽車及リヤカーを使用し其數相半す。

六、営業時間及休日

営業時間は午後八時より九時迄を普通とし夏季には午後十時迄營業することあり。休日は公休毎月十五日にして其外一月は一日より五日迄及十二月三十一日休業を爲す



万屋食品市場略圖

七、取引方法

問屋對荷主の取引は總て委託販賣なり、其手数料は一割にして投師の荷は特に八分とし、代金現金拂にして手数料は差引勘定を爲す。

問屋對買人の取引は糶賣とし代金は翌日拂を原則とすれども月末計算の契約あるもの五名あり、現在翌日拂のもの大半を占め月末迄には殆んど回収を了し、甚しく代金支拂の延滞するものなしと云ふ。

買人に對する歩戻は賣買代金の二分とし六月十二月の二期に其支拂を爲す慣行なり。

八、取扱高及市場經費

取扱金高は昭和元年四萬圓、同二年三萬六千圓、同三年は前年と増減なき見込なりと云ふ。

市場の建築費は二千圓にして經費は月額約二百圓を要す、地代は坪二十五錢の契約なり。

九、市場内掃除

市場は問屋にて之を掃除し塵芥は組合組織にて設けたる塵芥捨場へ問屋自ら搬出す、組合に對しては年額金五圓を支拂ふ契約なり。

第二十二 丸八食品市場

一、概況

名稱 丸八食品市場。

位置 府下豊多摩郡井荻町字下井草七八一番地に在り西武鐵道下井草及井荻兩驛を距る北方約七

丁、省線荻窪驛へ二十丁の距離にあり、田無町を経て所澤に通ずる幅員四間の道路に面す。

規模 敷地一二〇坪建物は木造亜鉛葺平家建掘立小屋にして賣場十九坪、物置四坪、帳場二坪にして其他何等の設備なし。

二、沿革

大正十三年七月一日組合組織にて青果市場開設の許可を受く、當時組合員二十二名にて各自金三十圓を出資し江口金六氏其代表者となり營業を開始せしが業務不振の爲め更に資金の必要に迫り、江口金六西村伊勢太郎氏等之を繼承して營業を續けしも經營困難に陥り大正十五年五月野畑直吉氏外三名にて市場を借入れ市場の發展を計りしも業務擧らずして組合員脱退して現在にては野畑直吉氏個人の經營となれり。

三、市場内營業者

野畑氏問屋業を營み雜役一名を使役す夏季は二、三名使用人を増員す。

當市場に常時貨物搬入の投師は一名なり。

當市場の小賣商組合は現在三十七名の組合員あり。

四、荷主及買人

附近は蔬菜殊に大根の産地にして夏季より初秋に亘り貨物多きも其他は極めて閑散なり出荷は附近の生産者に限られ遠隔地との直接取引なし。

出荷地は井荻村、練馬村、石神井村、大泉村、片山村、久留米村、保谷村、田無町等にして來場の荷主は夏季には一日三、四十名に達すれども其他の季節には十數名に過ぎず。

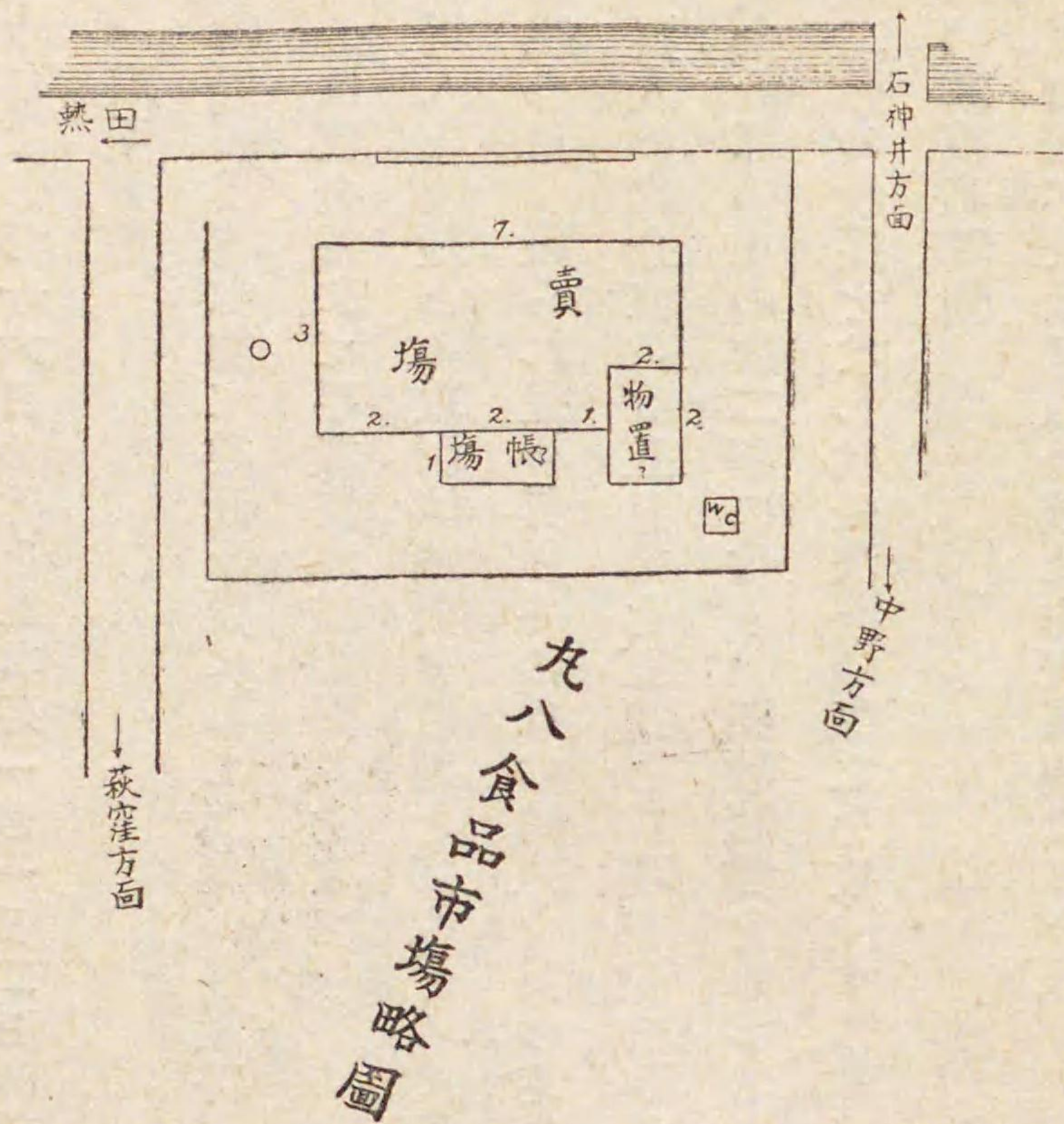
投師は神田市場より葉物類及果物を搬入す、夏季は板橋及千住より投師の入荷あり。

附近の出荷は總取扱量の七割を占め東京其他の方面より搬入のもの三割に當る。

買人は中新井町、中野、荻窪、吉祥寺、田無町等の小賣商及投師にして夏季に在りては取扱量の約五割は投師に依り東京方面へ搬出せらる買人の入場數は夏季には三十名に達するも其他の時期に於ては十名内外なり。

五、運搬

荷主は多く手挽車を使用し約五割を占め其他



リヤカー四割半車一割に當る。

買人は手挽車及リヤカーを用ひ其數相半す。

六、営業時間及休日

営業時間は普通午後七時より十時迄にして夏季には午後六時より十一時迄とす。
 休日は毎月十六日公休とし其外一月一日二日休業す。

七、取引方法

附近の出荷は總て委託販賣にして問屋の手數料は普通一割とし投師の荷に對しては特に八分とす。
 代金は現金拂にて手數料は差引計算をなす。

買人と問屋との取引は糶賣を原則とすれども果物は多く相對取引はる、糶に参加するものは小賣
 商組合員に限られ組合員以外のもは組合員の名義を以て買入をなし組合員其責任を負擔す。

買人の代金支拂は翌日拂を原則とす現在翌日決済をなすもの約三割月末拂のもの約五割にして即日
 現金計算のもの約二割に當り、回收延滞を來すもの往々あれども掛倒れは殆んどなし、買人に對して
 は二分の歩戻をなし代金決済の際之を控除する慣習なり。

八、取扱高其他

昭和三年取扱見込金額は約五萬圓なり。

市場の經費は月額約五十圓にして地代及家賃として一ヶ月十三圓十錢を要す。
 地代は坪六錢なり。

九、市場内掃除

市場は問屋に於て掃除をなし塵芥は市場内へ埋込み處理す。

第二十三 武藏野青物市場

一、概況

名稱 武藏野青物市場。

位置 府下北豊島郡上板橋町大字仁古田二、一四八番地に在り、目白より所澤に通ずる幅員四間
 の道路に面し武藏野鐵道仁古田、東長崎兩驛へ各七丁、市場西側は西武鐵道沼袋驛に通ず
 る幅員三間の新道路に接し沼袋驛迄約二十丁の巨離あり。

規模 敷地一三七坪建物は木造亞鉛葺平家建一棟建坪數三十坪にして内五坪を住宅に使用し賣場
 二十四坪五合、帳場五合、牛馬繫留所は約二坪、便所は半坪にして淨化装置の構造なり、
 平面略圖左の如し。

二、沿革

大正十五年八月十四日組合組織にて市場開設の許可を受け同年十月一日營業を開始せり組合員は四
 名にして組合長田口馬之助氏他の三名の組合員は監事に就任し今日に至る。

三、經營者及市場内營業者

問屋は吉川英吉氏其經營に當り、自ら賣子となり他に雜役三名、帳場一名を使用す投師は松戸方面より一人常時出入す。

四、荷主及買人

荷主は殆んど附近の生産者にして上板橋町練馬村、赤塚村、石神井村及埼玉縣浦和在岩槻方面より出荷あり。

投師は主として松戸方面より貨物を搬入し其他神田市場の問屋より果物及土物類を廻送し來る場合あり。

荷主の入場者は平均三十五名なり。

買人上板橋町、練馬村、長崎町の小賣商人にして平均一日十五名の來場者あり。

五、運搬

附近生産者の出荷は手挽車及リヤカーに依り埼玉縣よりの入荷は總てリヤカーを用ふ。投師及問屋の貨物自動車に依るもの多し。

買人は主として手挽車を用ひ、リヤカーを使用するものも少からず。

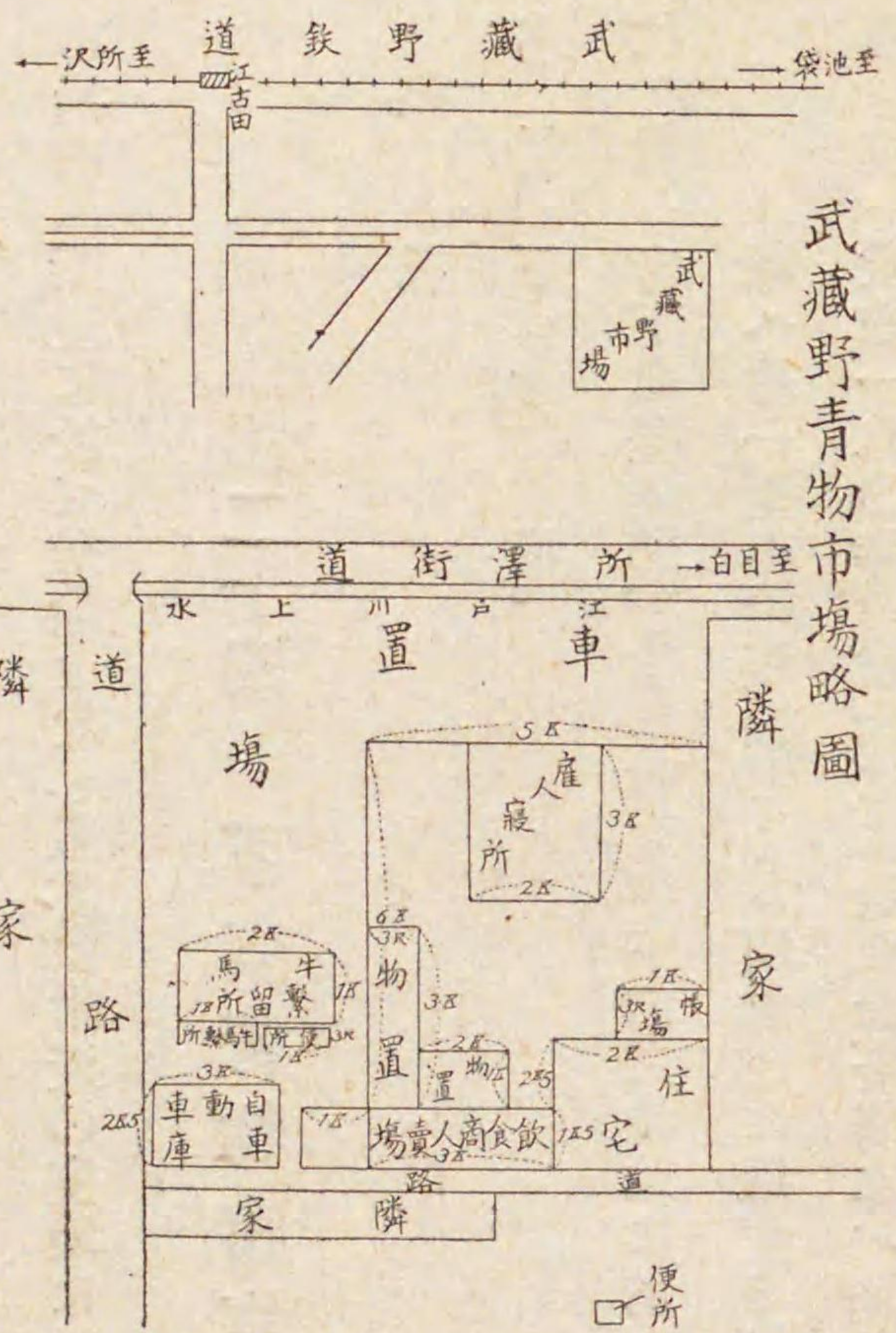
六、營業時間及休日

營業時間は午後八時より九時半迄、但夏季は午後七時半より十時半迄とす。

休日は毎月十五日を公休日とし其外一月一日、三日及十二月三十一日休業す。

七、取引方法

武藏野青物市場略圖



當市場の出荷は總て委託販賣にして問屋の手數料は一般荷主は一割投師は八分とす代金總て現金拂にして手數料は毎月差引計算を爲す。

買人との取引は總て符牒を用ひ糶賣にして代金は翌日拂を原則とす、現金翌日決済をなすもの三割乃至五割にして月末迄には殆んど回收され、翌月に繰越となるもの約三分に當る、開業以來の掛倒れ約四百圓なりと云ふ。

買人に對する歩戻は二分にして代金支拂の際差引勘定を爲す慣行なり。

八、取扱高其他

取扱金高は昭和二年六萬圓、三年は前年と大差なき見込なり。

市場の經費は一ヶ月三百五十圓を要す。

地代は坪二十五錢なり、市場の建築費は二千二百圓を要したり。

九、市場内掃除

市場内は問屋に於て掃除をなし塵芥は附近の窪地に投棄す。

第二十四 下宿青物市場

一、概況

名稱 下宿青物市場。

位置 府下北豊島郡下練馬村大字下宿三番地にあり、東武鐵道東上線上板橋驛へ四丁、省線池袋

驛へ約一里半、板橋町より川越市に通ずる幅員四間の道路に接す。

規模 敷地一八〇坪、建物は木造亞鉛葺堀立バラック十五坪の賣場あるのみにして其他何等の設備なし。

二、沿革

新井勘五郎氏外五名の組合組織を以て青物市場開設の計畫を立て大正十四年十二月三日其許可を受

く新井勘五郎氏組合長に就任し經營の任に當り今日に及ぶ。

三、經營者及市場内營業者

新井勘五郎氏問屋業を營み自ら賣子となり外に雜役二名、帳場一名を使用す。

荷主及買入 荷主は上練馬、下練馬の兩村を主とし、旅荷の出荷なし。

來場の荷主は平均一日三十五名内外なり。

買入は多く投師にして當市場の貨物を東京方面へ搬出す、其他板橋町方面より小賣商の來場あり平均一日投師二十名、小賣商十名の入場者あり。

五、運搬

荷主は牛車を主とし他は手挽車を用ふ。

買入は殆んど手挽車に依る、投師は自動車を用ふるもの多く平均一日五臺の入場あり、

六、營業時間及休日

營業時間は午後七時より九時迄とす。

公休日は毎月十五日とす。

當市場は生産地にして附近に消費地なり出荷は夏季より秋季に限られ且つ其貨物も大部分は東京方面へ搬出されつゝあり従て市場は毎年一月より五月末迄休業を爲し居れり。

七、取引方法

取扱品は蔬菜類に限られ總て委託販賣なり、代金は現金拂にして問屋の取扱手数料は一般荷主は一割、投師の出荷に對しては八分とし何れも差引勘定を爲す慣行なり。

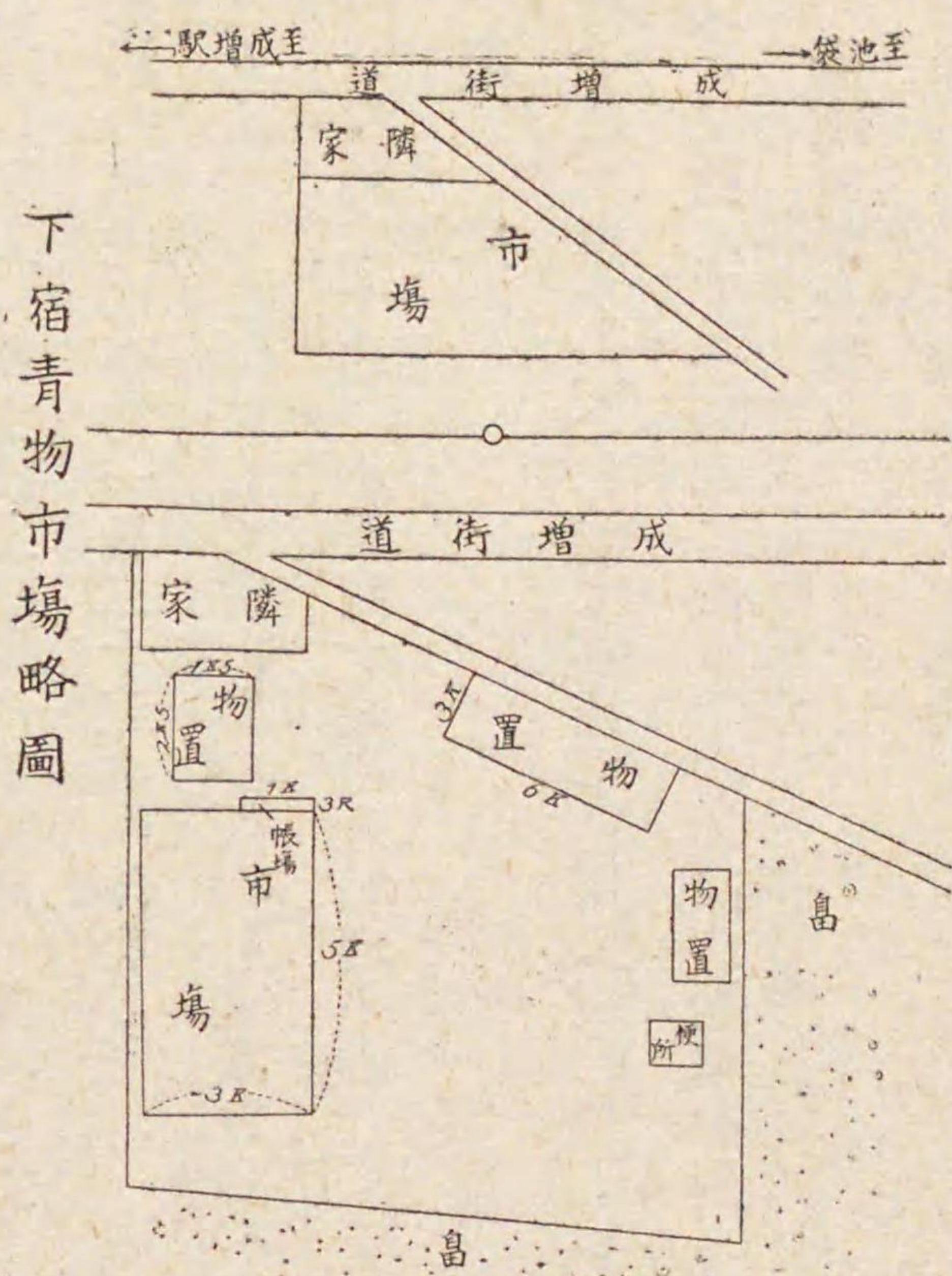
問屋と買人との取引は糶賣にして、代金は翌日拂を原則とすれども開業當初は賣掛金の固定するもの多く一ケ年間に約三千圓の回收不能額あり、昭和二年に至り取引方法漸次改善され翌日決済を了するもの大半を占むるに至れりと云ふ。

買人に對しては代金計算の際賣買代金の二分の歩戻を爲す。

八、取扱高及市場經費

取扱金高は昭和元年中は平均一日三百圓、同二年は平均二百圓にして三年は大約前年と同様の見込なりと云ふ。

市場の建築費は四百七十圓にして經費は月額約三百圓を要し地代は坪十五錢なり。



下宿青物市場略圖

九、市場内掃除

市場内は問屋に於て掃除を爲し塵芥は附近の農家にて肥料として搬出す。

第二十五 岩淵青物市場

一、概況

名稱 株式會社岩淵市場。

位置 府下北豊島郡岩淵町大字赤羽三八四番地に在り、省線赤羽驛の西北約五丁、幅員二間の道路に面す。

規模 敷地四百坪を有し規模廣大なり、建物は木造亜鉛膏平家建一棟及木造亜鉛膏二階建一棟にして平家建は賣場及物置に使用し賣場六十坪物置十四坪あり其外賣場の前面及南側に四十坪の日除の設備を施し賣場に使用せり、糶賣場は二ヶ所に之を設く、二階建は住宅にして階下二坪を事務所とし三坪を湯飲所とす、市場の平面略圖左の如し。

二、沿革

大正八年松澤録次郎氏外十六名の發起により資本金五萬圓の株式會社を設立し青果市場開設の計畫を立てしが、京場開設の出願は小山新七氏外十名の組合組織とし大正九年七月一日警視廳の許可を受

く、而して市場の經營は前記株式會社にて之に當り、今日に及べり。

三、組織及經營者

市場は株式會社に於て經營に當ると同時に問屋の業を行ふ、資本金は五萬圓にして壹株の金額五圓四分の一拂込一萬二千五百圓を以て運轉しつゝあり、株主は荷主及青果業者は極めて少數にして其數現在百十一名なり、社長は小山新七氏其外取締役六名監査役三名の役員を置く。

四、市場内營業者

會社に於て問屋業を營み各役員其業務に従事する外賣子一名帳場二名、雜役二名を雇用す。投師は常時出入するもの五名あり。

當市場附屬の小賣商組合は現在三十二名の組合員あり浦野徳次郎氏を組合長に擧ぐ。

五、荷主及買人

荷主は附近の生産者を主とし岩淵町及埼玉縣北足立郡一圓より出荷あり、投資は神田、千住及板橋方面より荷物を搬入し來る。

旅荷の直接取引あるは静岡縣より少量の果物の送荷あるのみ。

荷主の來場者は平均一日約五十名なり。

買人は岩淵町を主とし十條、板橋方面の小賣商にして平均五十名内外の入場者あり。

取扱品の割合は蔬菜約九割を占め果物は僅に一割に過ぎず。

六、運搬

附近の荷主はリヤカーを使用するもの最も多く牛車及手挽車之を亞く、投師は貨物自動車に依りて荷物を搬入するを常とするも手挽車を使用する場合あり。

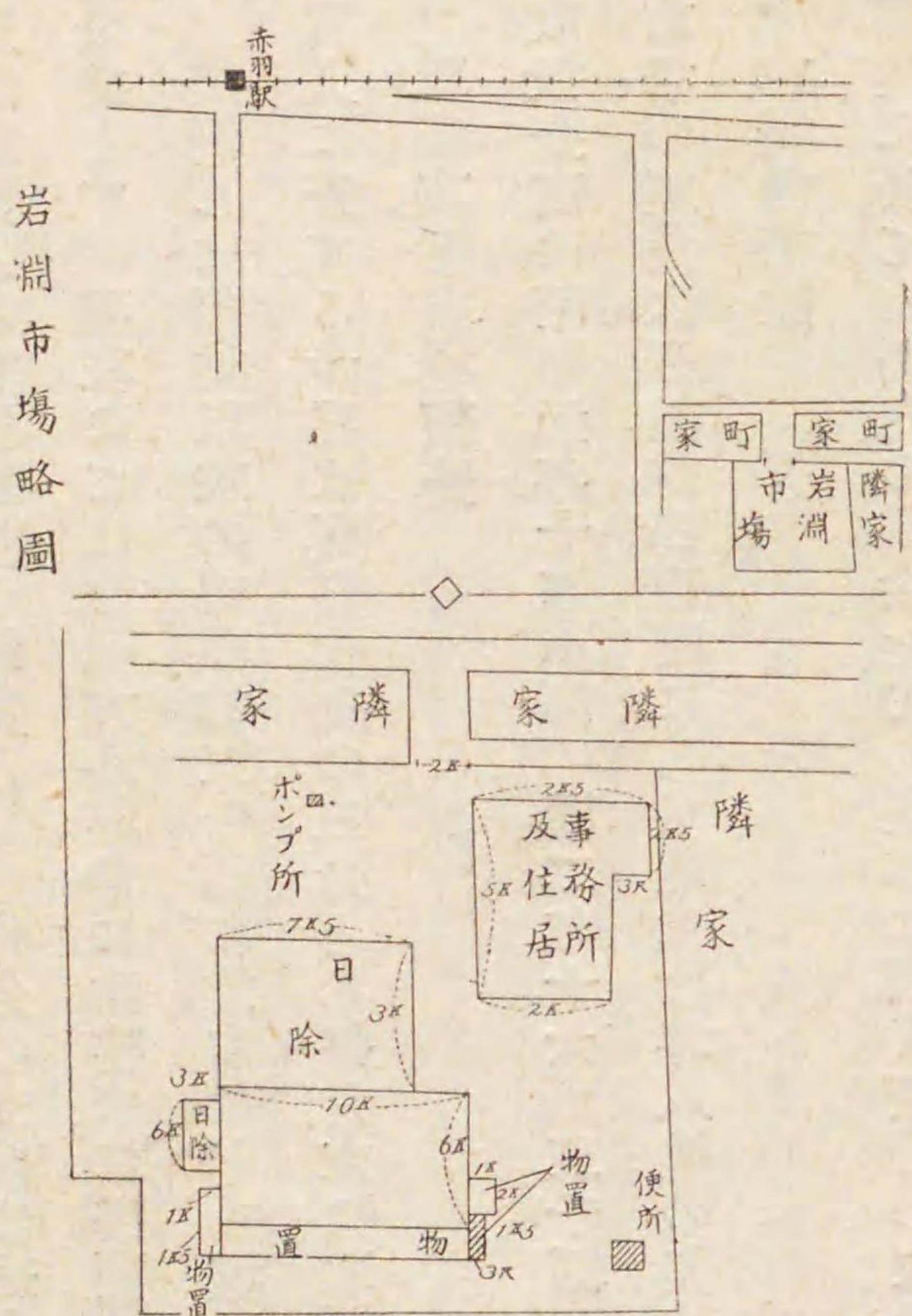
埼玉縣よりの出荷はリヤカー又は手挽車に依るもの多きも葱、里芋等少量のものは汽車便にて赤羽驛を經由し小運搬は手挽車を使用す。

買人はリヤカーに依るもの約七割を占め其他は手挽車を用ふ。

七、營業時間及休日

開市は午前九時にして正午閉市す。但し六月より八月末迄は午前八時開市し正午に至り閉市す。休日は毎月十六日より公休日とし其外一月一日、三日、十二月三十一日は休業を爲す。

八、取引方法



岩淵市場略圖

問屋對荷主の取引は荷主は總て問屋に對し委託販賣を爲し其手数料は仕切金の一割とし投師の者に限り八分とす、其に代金支拂の際之を控除す、代金の決済は來場荷主に對しては閉市後直ちに其支拂を爲すも當日支拂を受くるものと次回出荷の際之を受取るものとあり。

問屋對買人の取引は總て糶賣とし、代金の支拂は組合員は翌日拂とし組合員以外の買人に對しては現金拂とす、現在にては取引方法非常に改善され掛賣は極めて僅少にして約九割は翌日迄に決済を了す、掛倒しは開業以來の總額約五千圓に達すれども現今にては年額約四百圓なりと云ふ。

買人に對する歩戻は賣買代金の三分とし毎月末に取纏め支拂を爲す慣行なり。

九、取扱高及市場經費

取扱金高は昭和元年十五萬圓、同二年十六萬五千圓、三年は前年に比し増減なき見込なりと云ふ。

市場の經費は月額約四百圓にして地代は坪八錢の契約なり、諸税金は年額六百圓を要す。

十、市場内掃除

問屋に於て市場内の掃除をなし塵芥は個人經營の取扱業者に託して搬出す其經費月額金八圓を要す。

十一、會社ノ定款及最近ニ於ケル收支計算

株式會社岩淵市場定款

第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ株式會社岩淵市場ト稱シ本社ヲ東京府北豐島郡淵町ニ置ク
- 第二條 本會社ハ農産物、海産物及肥料賣買並ニ仲介之ニ附隨スル事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
- 第三條 本會社ノ資本總額ハ金五萬圓トス
- 第四條 本會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿三十ヶ年トス
- 前項ノ期間ハ株主總會ノ決議ヲ以テ延長スルコトヲ得
- 第五條 本會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル時事新報ニ掲載ス

第二章 株 式

- 第六條 本會社ノ株式總數ヲ一千株トシ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス
- 第七條 本會社ノ株券ハ記名式トシ一株券五株券ノ二種トス
- 第八條 本會社ノ株金第一回拂込ハ一株ニ付金十二圓五十錢トシ第二回以後ノ拂込金額及時期ハ必要ニ應シ取締役會決議ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル者ハ其拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日迄金百圓ニ付キ一日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支拂ヒ尙延滞ニ因テ生シタル損害ヲ負擔スルモノトス
- 第十條 本會社ノ株式ヲ賣買讓渡セントスル時ハ双方其株券ノ裏面ニ署名捺印シ本會社所定ノ書式ニヨリ名義書換請求書ヲ提出シテ株式名義ノ書換ヲ請求スヘシ
- 第十一條 株券ヲ毀損若クハ喪失シタル者ニシテ再交附ヲ請求スル時ハ本會社ハ其事實ヲ證明シ得ル書類ヲ徴シタル後請求者ノ費用ヲ以テ三日間本會社ノ公告スル新聞紙ニ公告シ滿三十日ヲ經テ異議ヲ申出ツル者ナキ時ハ新株券ヲ交付スヘシ
- 第十二條 新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ手数料トシテ新株券一株ニ付キ金三十錢名義書換ヲ請求スル者ハ株券一枚ニ付キ金十錢ヲ支拂フヘシ

第十三條 本會社ハ毎決算期末日ノ翌日ヨリ定時總會終結ノ日マテ株券ノ名義書換ヲ停止ス臨時株主總會召集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其總會終結ノ日迄亦同シ

第十四條 株主ハ住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ツヘシ株主ノ法定代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ添ヘ其氏名住所印鑑ヲ本會社ヘ届出ツヘシ

第十五條 外國ニ居住シ又ハ居住セントスル株主ハ適當ナル代理人ヲ日本帝國内ニ置キ其旨本會社ヘ届出ツヘシ日本國內ニ居住スルモ郵便到達七日以内ノ地域ニ在ラサルトキハ右地域内ニ假住所ヲ定メ本會社ニ届出ツヘシ
前段ノ届出ヲナサザル時ハ本會社ハ諸般ノ通知ニ關シ其責ニ任セサルモノトス

第三章 役員

第十六條 本會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役七名以内、監査役三名以内

第十七條 取締役ハ本會社ノ株式三十株以上監査役ハ同二十株以上所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第十八條 取締役ノ互選ヲ以テ社長一名、専務取締役一名ヲ選任ス取締役會ノ決議ニヨリ相談役及顧問ヲ囑託スル事ヲ得

第十九條 取締役ノ任期ハ三ヶ年監査役ノ任期ハ二ヶ年トス但シ任期満了ノ時其任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會未ダ終結セサル時ハ其終結ニ至ル迄其任期ヲ伸張ス

第二十條 取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生シタル時ハ臨時總會ヲ召集シ補欠選舉ヲ行フ其補欠員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス但現在法定數ヲ欠クコトナク業務ニ差支ナキトキハ次ノ改選期マテ其補欠選舉ヲ延期スルコトヲ得

第二十一條 取締役ハ任期中自己所有ノ本會社株式三十株ヲ監査役ニ供託スルモノトス
取締役退任後ト雖モ在任期間ノ計算ニ付株主總會ノ承認ヲ經タル後ニ非レハ返還セサルモノトス

第二十二條 役員ノ報酬ハ創立總會又ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第四章 株主總會

第二十三條 本會社ノ株主總會ハ定時及臨時ノ二種トス定時總會ハ毎年六月十二月ノ兩度ニ之ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク

第二十四條 總會ノ議長ハ社長之ニ當リ社長事故アル時ハ他ノ取締役之ニ代ル

第二十五條 株主總會ハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他ノ議事ニ涉ルコトヲ得ス

第二十六條 株主總會ノ議事ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ノ外ハ出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

第二十七條 役主總會ノ決議ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主二名以上記名捺印ノ上本會社ニ保存スルモノトス

第二十八條 株主ハ所有株式一株毎ニ一個ノ議決權ヲ有ス

第二十九條 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セントスル時ハ其代理人ハ本社ノ株主タルコトヲ要ス

第五章 計算

第三十條 本會社ノ計算ハ毎年五月末日及十一月末日ヲ以テ之ヲ爲シ財産目錄、貸借對照表、營業報告及損益計算書ヲ作り監査役ノ調査ヲ經テ定時總會ニ提出シ承認ヲ得ルモノトス但取締役會ノ決議ニヨリ初期計算ニ限り次期計算ト合併スルコトヲ得此場合ニ於テハ第二十三條ノ定時總會ヲ省略スル事アルヘシ

第三十一條 本會社ハ每期總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ前期繰越金アル時ハ之ヲ合シテ左ノ通り處分ス

- 一、法定積立金 百分ノ五以上
- 一、固定資産消却積立金 百分ノ五以上
- 一、株主配當金 若干
- 一、賞與金 百分ノ十以下

計算ノ都合ニ依リ純益金ノ一部ヲ別途積立金及後期繰越金トナス事ヲ得

第三十二條 利益配當金ハ毎期末現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

第六章 附 則

第三十三條 當定款ニ定メナキ事項ハ總テ法律命令ノ規定ニ依ルモノトス
第三十四條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立費用ハ金五百圓以內トス

大正八年十二月十一日

當會社ノ第十五回決算報告書左ノ如シ

貸借對照表(昭和二年十一月三十日現在)

未拂込株金	三七、五〇〇、〇〇	株	積立金	五〇、〇〇〇、〇〇
建物	五、九一一、一九	積	却積立金	一、〇〇〇、〇〇
什器	六一六、八五	償却積立金	一、三〇〇、〇〇	
貸付	五、四四四、五六	未拂仕切金	二九八、五〇	
現金	六六六、三九	前期繰越金	二〇二、四一	
預金	三、三八二、三九	当期純益金	七二〇、四七	
合計	五三、五二一、三八	合計	五三、五二一、三八	

損益計算書(自昭和二年六月一日 至同年十一月三十日)	損失ノ部
手數	四、五六七、一二
雜益金	二〇八、一二
合計	七二〇、四七

利益金處分方法

当期純益金	七二〇、四七
前期繰越金	二〇二、四一
合計	九二二、八八
之ヲ處分スルコト左ノ如シ	
積立金	一〇〇、〇〇
償却積立金	七〇、〇〇
株主配當金	六三〇、〇〇(年一割強)
後期繰越金	一二二、八八

合計

第二十六 西新井青物市場

一、概 況

名稱 西新井青物市場。

位置 府下南足立郡西新井村大字興野四七三―四七八番地に存り東武鐵道西新井驛へ約五丁千住

大橋に通ずる幅員三間の道路に面す。

規模 敷地四百五十四坪あり、建物は木造亞鉛葺平家建にして賣場三十六坪、帳場六坪、住宅七

坪便所半坪あり平面略圖左の如し。

二、沿革

五名の組合組織にて出資金五千圓を以て青果市場開設の計畫を立て大正十四年十一月十三日警視廳の許可を受け同年十二月三日營業を開始せり、組合長山崎賢一氏、副組合長福田忠三郎氏にして現在組合員一名を増員して六名となれり、山崎賢一氏業務一切を擔任し今日に至れり。

三、市場内營業者

組合に於て問屋業を營み賣子一名、帳場二名、雜役二名を雇用す。
當市場に常時出入する投師は六名あり。

四、荷主及買人

荷主は總て附近の生産者にして其出荷地は西新井村、伊興村、梅島村、江北村及埼玉縣鳩ヶ谷在、浦和在等なり、其他投師は果物、人參、牛蒡、練馬大根等を搬入し、東洋、江東兩市場の間屋より果物の廻送荷あれども共に其量少額なり。

當市場附近は蔬菜殊に漬菜の生産地にして其出盛り期に於ては荷主の來場者一日百名乃至二百名の多數に達することあれども普通七十名内外なり

買人は主として西新井村千住町、王子町、板橋町、岩淵町等の小賣商にして其數平均五十名内外なり

り漬菜類は投師に依り神田、京橋、東洋、江東の各市場へ搬出せらる。

五、運 般

附近の荷主は牛車又は手挽車を用ふるもの多くリヤカー之に亞く、投師は多く手挽車に依り其他は貨物自動車を用ふ、買人は手挽車を主とし少數のものは牛車を用ふ。

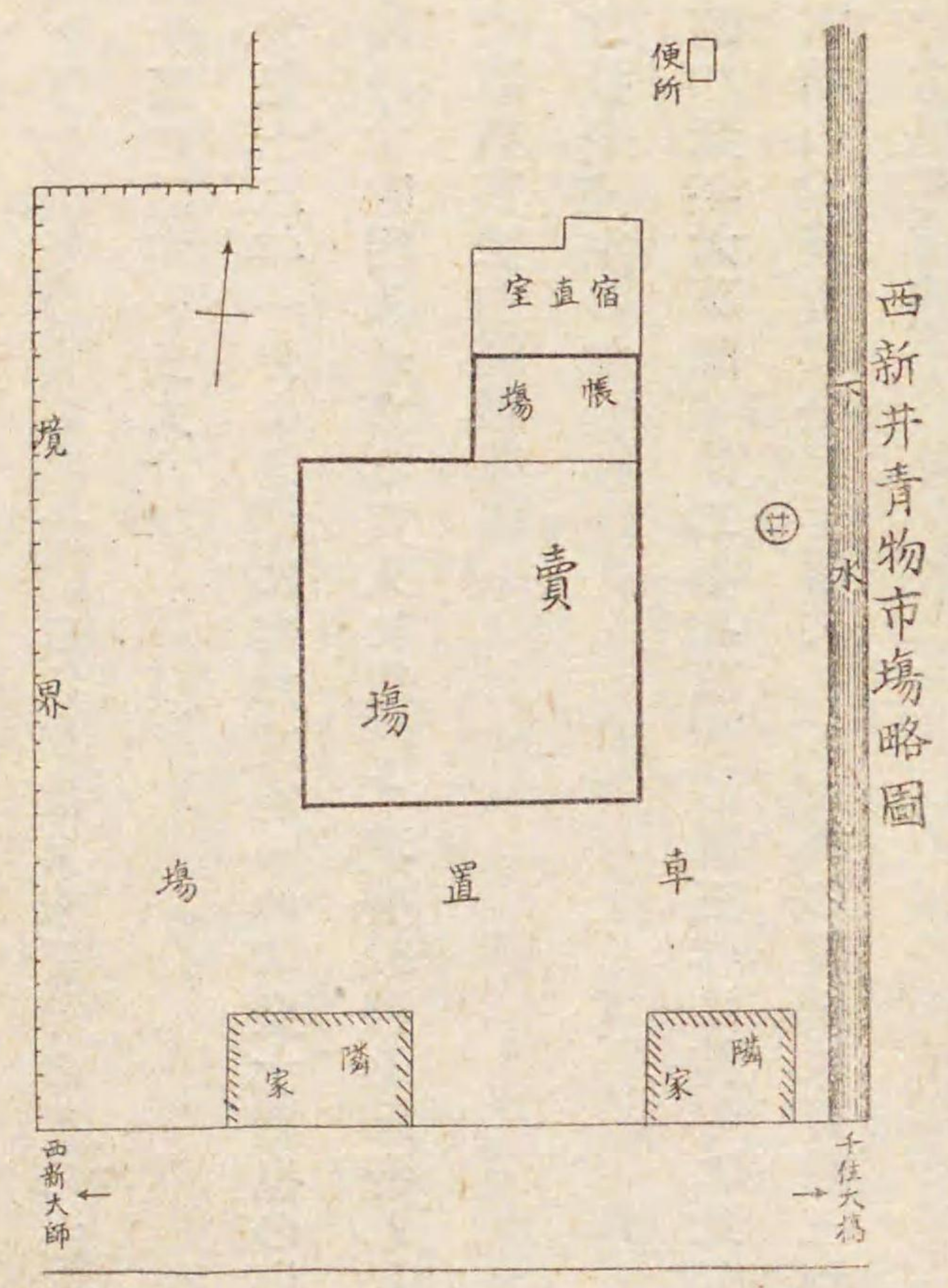
六、營業時間及休日

營業時間は午後四時より九時迄とし、夏季は午後五時より十時迄とす。

休日は毎月十五日公休日とし其他一月二日、三日及十二月卅日、卅一日は休業を爲す

七、取引方法

問屋對荷主の取引は全部委託販賣にして代金の決済は當日又は請求に應し仕拂を爲す。
問屋の手數料は賣上代金の一割にして投師の出荷に對しては特に八分とし何れも代金支拂の際差引勘定を爲す。



問屋對買人の取引は總て糶賣とし買人に對する歩戻は賣買代金の二分なれども投師に對しては三分とし共に代金決済の際之を控除する慣行なり。

買人の賣掛金支拂は翌日拂を原則とす、現在翌日拂のもの約三割にして其他は普通四、五日間に決済を了し少數のものは十四日拂又は月末計算のものあり、掛倒れは毎月三、四名あり其金額一ヶ年約壹千圓に達すと云ふ。

大正十五年一月より糶に参加するものは金十圓也の保證金を供託し賣買終了後直ちに精算する規定を設け常時出入せざる買人に對して現金取引を勵行し居れり。

八、取扱高及市場經費

取扱金額左の如し

昭和元年六萬圓、同二年七萬圓、同三年は前年に比し増減なき見込なりと云ふ。

市場の建築費は金二千圓にして市場の經費は月額三百五十圓を要す地代は坪十二錢なり。

九、市場内掃除

市場内は問屋に於て之を掃除し塵芥は附近の窪地に投棄す。

第二十七 四ツ木食品市場

一、概況

名稱 株式會社四ツ木食品市場。

位置 府下南葛飾郡本田町大字上木下川一四九番地に在り、荒川放水路北岸堤防に向ひ千住より行徳に通ずる幅員三間の道路に面す京成電車四ツ木驛へ約五丁總武本線小岩驛へ約二十丁の距離に在り。

規模 敷地は約壹千坪あり、建物は總て木造亞鉛葺平家建にして總建坪二百八十坪に達し規模廣大なり、賣場九十七坪にして之に接して建坪九十一坪五合六戸の問屋店舗兼住宅あり、其東側に建坪四十四坪六合にして四戸の店舗あり其他事務所十一坪、休憩所七坪五合、牛馬繫留所三十坪及洗場を設備し給水タンクを設け之に貯水し各必要の個所に引用す、市場の平面略圖左の如し。

二、沿革

大正十二年十一月十六日關根政太郎氏外三名の組合組織に依り青果市場開設の許可を受け營業を開始せり當時市場内に三戸の問屋ありしが漸次發展の機運に向ひ問屋數五戸に増加し取引高及出入荷主、商人の増加を來したるを以て市場の建物設備の改善擴張の必要に迫り、各問屋、荷主及青果業者等相謀り大正十四年十二月資本金五萬圓の株式會社を創立し問屋の營業權及建物を會社に買收し賣場及問屋店舗を改築擴張して今日に至りたるものにして業績日々隆盛に向ひつゝあり。

三、組織及經營主體

株式會社に於て市場の經營に當ると同時に問屋の業務を行ふ、會社の資本金は五萬圓にして全額拂込濟なり、株主は荷主及小賣商其大半を占め現在株主數は約二百名なり、役員は社長瀧澤隆三、專務取締役恩田林藏、堀井健太郎、取締役鈴木明吉、永山悌太郎、監査役野口彌八、石川市造の諸氏にして總て會社の業務を擔當し別に書記三名を置く。

四、市場内營業者

會社が問屋業務を經營すれども從來の問屋名を存置し現在七戸の問屋店舗あり、各主任者を置き各別個に荷主及買人との取引を行ふ。問屋の主任は帳場を掌り賣子八名、雜役十四名を之れに分屬せしむ、問屋の商號は左の如し。

鈴木屋、三友商店、岩喜屋、小松屋、小川屋、龜辰、細金。

當市場に常時出入する投師は五名あり。

當市場附屬の小賣商組合は四ツ木市場陸會と稱し會長は塚本留吉氏にして、會員は現在九十名あり。

五、荷主及買人

荷主の出荷地は府下南葛飾郡一圓、千葉縣の大半、埼玉縣北葛飾郡、南埼玉郡を主とし就中千葉縣は遠く習志野方面に及び出荷最も多く埼玉縣は川越、所澤より土物類の出荷を主とす遠隔地荷主と直

接取引あるは静岡縣より夏蜜柑等少量果物の送荷あるのみなり。

投師は江東、千住、板橋方面より貨物を搬入す、其他江東市場の問屋より旅荷を廻送し來ることあり。

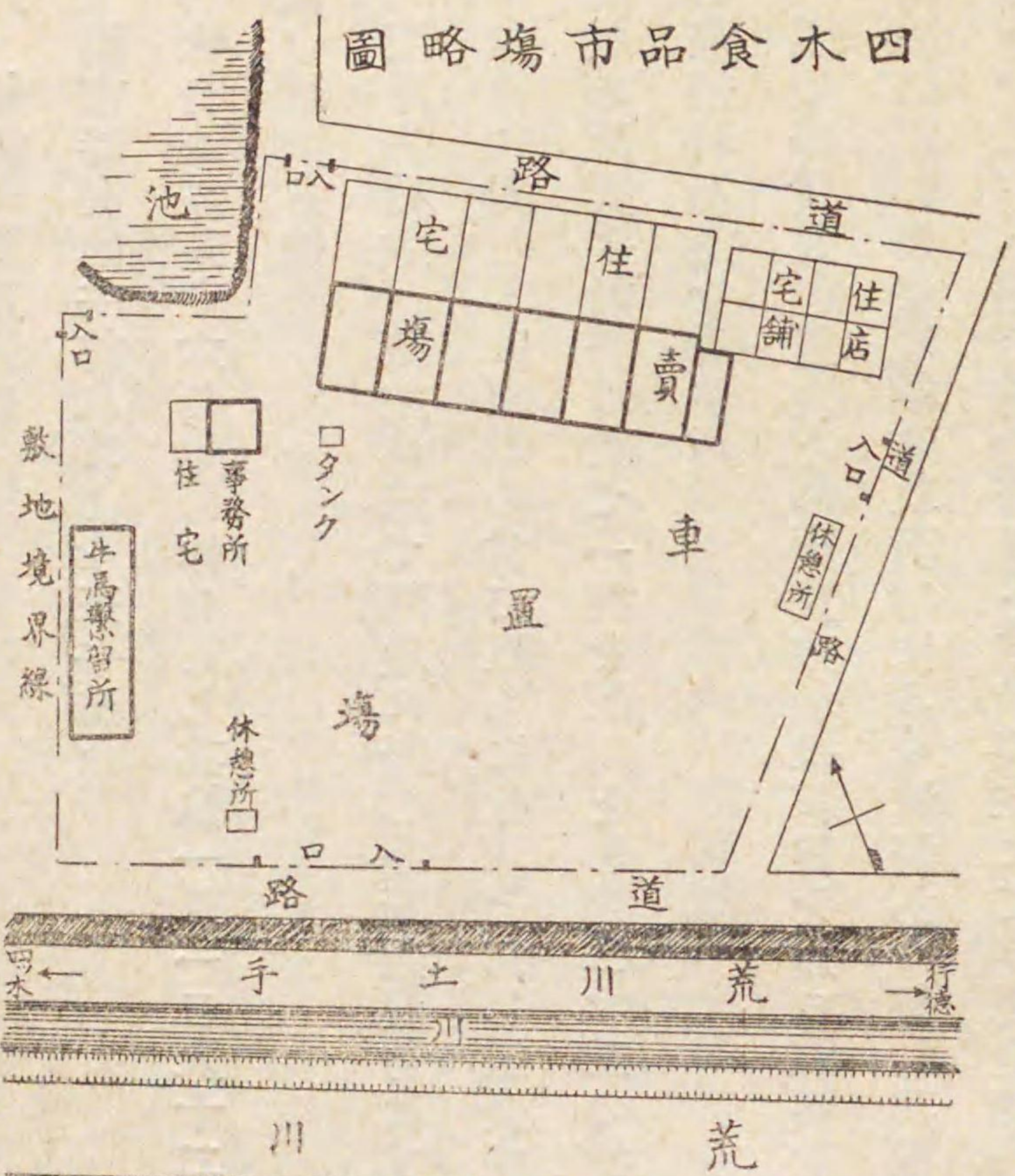
來場荷主は平均百名内外なり。

買人は吾嬭町、寺島町、隅田町、本田町、奥戸村等の小賣商人にして平均毎日百二十名の入場者あり。

六、運搬

旅荷の入荷は東武鐵道曳舟驛を經由し貨物自動車に依り搬入す、投師の出荷及埼玉千葉兩縣の内川越、所澤、習志野等比較的遠隔地より入荷は總て貨物自動車に依り平均一日三臺の入場あり、其他の荷主は牛車又は手挽車を使用するもの多く附近の生産

四木食品市場略圖



者は主としてリヤカーに依る。其入場數は平均牛車二十臺手挽車六十臺、リヤカー三十臺の割合なり、買人は大半手挽車を使用し其數一日約百臺、其他はリヤカーに依り約二十臺の入場あり。

七、取扱品目

蔬菜、果物各種の取扱を爲すも、果物は主として江東市場より入荷し、其取扱高は約二割に過ぎず。

八、営業時間及休日

開市時間は午前八時より正午迄。

休日は毎月十六日を公休日とし其他一月一日及十二月三十一日は休業を爲す慣行なり。

九、取引方法

問屋對荷主 荷主は總て問屋に對し委託販賣をなすものにして差値にて、出荷することなし、問屋は旅荷に對しては賣却の當日直ちに仕切を爲し送金す。來場の荷主に對しては取引終了後支拂を爲す、問屋の販賣手数料は總て一割を原則とし、二、三の投師に對してのみ特に八分とす、何れも代金支拂の際差引勘定を爲す。

問屋對買人 買人との賣買方法は符牒を用ひ糶賣を原則とすれども午前六時頃より開市に至る約二時間の間に於ては相等取引はるゝ慣習あり但し其數量は極めて少額なり、代金の決済は現金拂を原則とすれども翌日拂を普通とす、現在にては現金拂約三割、翌日拂約六割にして他の一割も大低四、五日間に回收を完了す、掛倒れは從來は相當の額に達したるも現在にては極めて僅少なりと云ふ。買人に對しては賣買代金の二分の歩戻を爲し代金決済の際之を控除す。

十、取扱高其他

取扱金高は昭和元年四十萬圓、同二年四十萬圓、同三年は多少増加の見込なりと云ふ。

市場の經費は一ヶ年約三萬一千圓を要し地代は坪二十錢の契約なり。

十一、市場内の掃除

市場内の會社に於て掃除を爲し塵芥は附近の窪地へ投棄す。

十二、會社ノ定款及最近ノ於ケル收支計算左ノ如シ

株式會社四ツ木食品市場定款

第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ商號ヲ株式會社四ツ木食品市場ト稱ス
 - 第二條 本會社ハ本店ヲ東京府南葛飾郡本町大字上木下川百四十九番地ニ置ク
 - 第三條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
 - 一、野菜、果實、川魚、鳥、獸肉、鶏卵、米穀類ノ賣買ヲ爲ス
 - 一、右營業ニ附帶スル一切ノ業務
 - 第四條 本會社ノ資本金ハ金五萬圓トス
 - 第五條 本會社ノ存立期間ハ會社設立ノ日ヨリ滿二十ヶ年トス
 - 第六條 本會社ノ公告ハ本店ノ店頭ニ三日間掲示スルモノトス
- 第二章 株 式
- 第七條 本會社ノ總株數ハ二千五百株トシ一株ノ金額ヲ金貳拾圓トス

第八條 株式ハ記名式トシ一株券、五株券、十株券ノ三種トス

第九條 株式ハ全額拂込ムモノトス

第十條 株金ノ拂込ヲ怠リタル者ハ其拂込期限ノ翌日ヨリ拂込當日ニ至ル迄金壹百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支拂ヒ且ツ之レカ爲メ生シタル損害ヲ賠償スベシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ義務ノ完済ニ至ルマテ其ノ株式ニ對シ名儀書換ヲ停止ス

第十一條 株主ハ住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ツヘシ之レヲ變更シタル時亦同シ此届出ヲ怠リタル爲メニ生シタル義務ニ付テハ當會社ハ其責ニ任セス

第十二條 賣買讓渡ニ因リ株式名儀書換ヲ要スル者ハ其株券ニ本會社所定ノ請求書及其株式取得ノ原因ヲ證明スヘキ書類ヲ添ヘ差出スヘシ名儀書換ノ手数料ハ一株ニ付金二十錢トス

第十三條 株券毀損又ハ分合ノ爲メ新株券ノ交付ヲ要スル者ハ本會社所定ノ請求書ニ其株券ヲ添ヘ差出スヘシ株券ノ喪失ニ依リ再交付ヲ要スル者ハ本會社所定ノ請求書ニ其實ヲ證明スヘシ

本會社ハ前項ノ請求ヲ受ケタル時ハ三日間以上其旨ヲ本店店頭ニ揭示シタル後六十日ヲ經過スルモ他ヨリ故障ノ申出ナキ時ハ株券ヲ再交付ス新株券交付ノ手数料ハ株券一枚ニ付キ金三十錢トス

第十四條 毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終結ノ日迄株式ノ名儀書換ヲ停止ス

第三章 株主總會

第十五條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年一月七月ニ之レヲ開キ臨時株主總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ル事ヲ得ス

第十六條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス

第十七條 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ本會社ノ株主ニ限ルモノトス

第十八條 總會ノ議長ハ社長又ハ專務取締役之レニ當ル若シ差支アル時ハ他ノ取締役之レヲ代理ス

第十九條 總會ノ議事ハ出席株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之レヲ決ス可否同數ナル時ハ議長之レヲ決ス
第二十條 總會ニ於テ議決シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主二名以上之レニ署名捺印スルモノトス

第四章 役員

第二十一條 本會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 五名以下

監査役 二名以下

第二十二條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ取締役ハ本會社ノ株式五十株以上監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主ヨリ之レヲ選任ス

第二十三條 取締役ノ任期ハ三ヶ年監査役ノ任期ハ二ヶ年トス但シ補欠員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス
前項ノ任期滿了スルモ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會ノ終結ニ至ル迄延長スル事ヲ得

第二十四條 取締役及監査役ニ欠員ヲ生シタル時ハ補欠選舉ヲ行フ法定ノ員數ヲ欠カサル限り取締役會ノ決議ヲ以テ之レヲ延期スルコトヲ得

第二十五條 取締役ノ互選ヲ以テ社長一名、專務常務取締役各一名ヲ選任ス

第二十六條 取締役會ノ決議ヲ以テ相談役又ハ顧問ヲ置クコトヲ得

第二十七條 社長ハ會社ヲ代表シ社務ヲ處理ス專務取締役ハ社長ヲ補佐シ一切ノ業務ヲ執行ス

第二十八條 取締役ハ在任中其ノ所有ノ本會社ノ株式五十株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第二十九條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム

第五章 計算

第三十條 毎年六月十二月ノ末日ヲ以テ決算期トス

第三十一條 毎決算期間ニ於ケル總收入金ヨリ營業上ノ諸經費及損失ヲ控除シ其殘額ヲ利益金トシ左ノ標準ニ據リ處分ス

- 一、法定積立金 利益金ノ百分ノ五以上
- 一、別途積立金 同上
- 一、役員賞與金 同 百分ノ十以下
- 一、從業者獎勵金 同 百分ノ十以上
- 一、從業者扶助金 同 百分ノ三以下
- 一、株主配當金 若干
- 一、後期繰越金 殘額

第三十二條 株主配當金ハ決算期ノ末日ニ於ケル株主ニ之レヲ配當ス

第三十三條 別途積立ハ本會社ノ事業一般ノ改良擴張其他必要ノ場合ニ於テ取締役會ノ決議ニ依リ之レヲ支出スルコトヲ得

第三十四條 株主配當金ハ支拂期日ヨリ滿三ヶ年經過スルモ猶受領セサル時ハ本會社ノ所得トス

當會社ノ第四期決算報告書左ノ如シ

貸借對照表(昭和二年十二月三十一日現在)

資産ノ部		負債ノ部	
建 物	一一、八二九、四六	資 本	五〇、〇〇〇、〇〇
營 業 權	一〇、四一〇、〇〇	諸 積 立 金	一、一〇〇、〇〇
地 上 權	一〇、三〇二、七〇	未 拂 金	四、九七八、九一
什 器	一、七四四、八九	未 拂 配 當 金	七〇一、五〇
地 上 工 作 物	九一、一八	借 入 金	一〇、九四〇、〇〇
賣 掛 金	二四、三三九、五六	前 期 繰 越 金	三三八、九六
受 取 手 形	六、六七九、七〇		

假 拂 金 三二八、四二 當期利益金 一、六七八、〇六

銀 行 預 金 二、一五八、八〇

現 金 一、二〇三、七二

計 六九、九〇九、四三 計 六九、九〇九、四三

損益計算書(自昭和二年一月一日 至同年十二月三十一日)

利益ノ部

口 錢 總 收 入 四〇、二二二、四〇

家 賃 收 入 二、〇七一、一〇

雜 收 入 一二七、一五

計 四二、四一〇、六五

損失ノ部

各店舖步渡金 一八、〇二二、九三

步 辰 金 八、〇四二、五一

諸 稅 九八五、六三

支 拂 利 息 一、一〇六、三二

借 地 料 一、二六八、〇〇

市 場 料 一、〇二〇、〇〇

重 役 報 酬 二、四八〇、〇〇

諸 給 料 二、三〇九、八五

修 繕 費 二一〇、四七

交際費	二一六、六八
印刷通信費	一〇二、一一
消耗品費	二三六、一四
諸雜費	八六五、四五
保險料	六六、五〇
當期利益金	一、六七八、〇六
建物減價償却	一、三〇〇、〇〇
創立費償却	一、五〇〇、〇〇
計	四二、四一〇、六五

從來年五分ノ配當ヲ爲シ來リシモ本期ハ無配當トシ後期ニ繰越ヲ爲セリ

第二十八 葛西食品市場

一、概況

名稱 葛西食品市場。

位置 府下南葛飾郡葛西村大字長島九六三番地に在り、幅員二間の道路に面し幅員二間の小運河に接す、約一丁を距て江戸川と荒川放水路を連絡する大運河宇喜田川在り、城東電車終點今井驛へ約二十丁。

規模 敷地四十六坪、建物は木造瓦葺平家建一棟にして建坪三十六坪五合あり之れを二戸の間屋店舗に分ち使用す、車置場其外何等の設備なし。

二、沿革

大正十四年四月二十七日組合組織を以て青果市場開設の許可を受け今日に至る現在組合員は梅原徳次郎、榎本福次郎、三橋花吉の三名にして梅原徳次郎組合長なり。

三、經營者及市場内營業者

榎本、三橋、二戸の間屋兼仲買業あり各別個に荷主及買人と取引をなす。

榎本商店は店主賣子となり帳場及雜役は家族之に當る、三橋商店は店主賣子をなし帳場は家族之に當り雜役一名を雇用す。

投師の入場者なく又小賣商組合の組織なし。

四、荷主及買人

荷主は主として葛西村の生産者にして其外瑞江村、松江村等より出荷あり。

問屋は毎日神田及船橋市場より蔬菜、果物を購入して之を搬入す其數量は附近の出荷と相半す。來場の荷主は平均二十名なり。

買人は砂町、葛西村、瑞江村、松江村等の小賣商にして其大半は行商人なり、買人の數は夏季盛時

には百名以上に達すれども平均四十名内外なり。

五、運搬

荷主は多くリヤカーを使用し、小船又は手挽車を用ふるもの數名あり。

神田及板橋市場より搬入の貨物は總て發

動機船に依る。

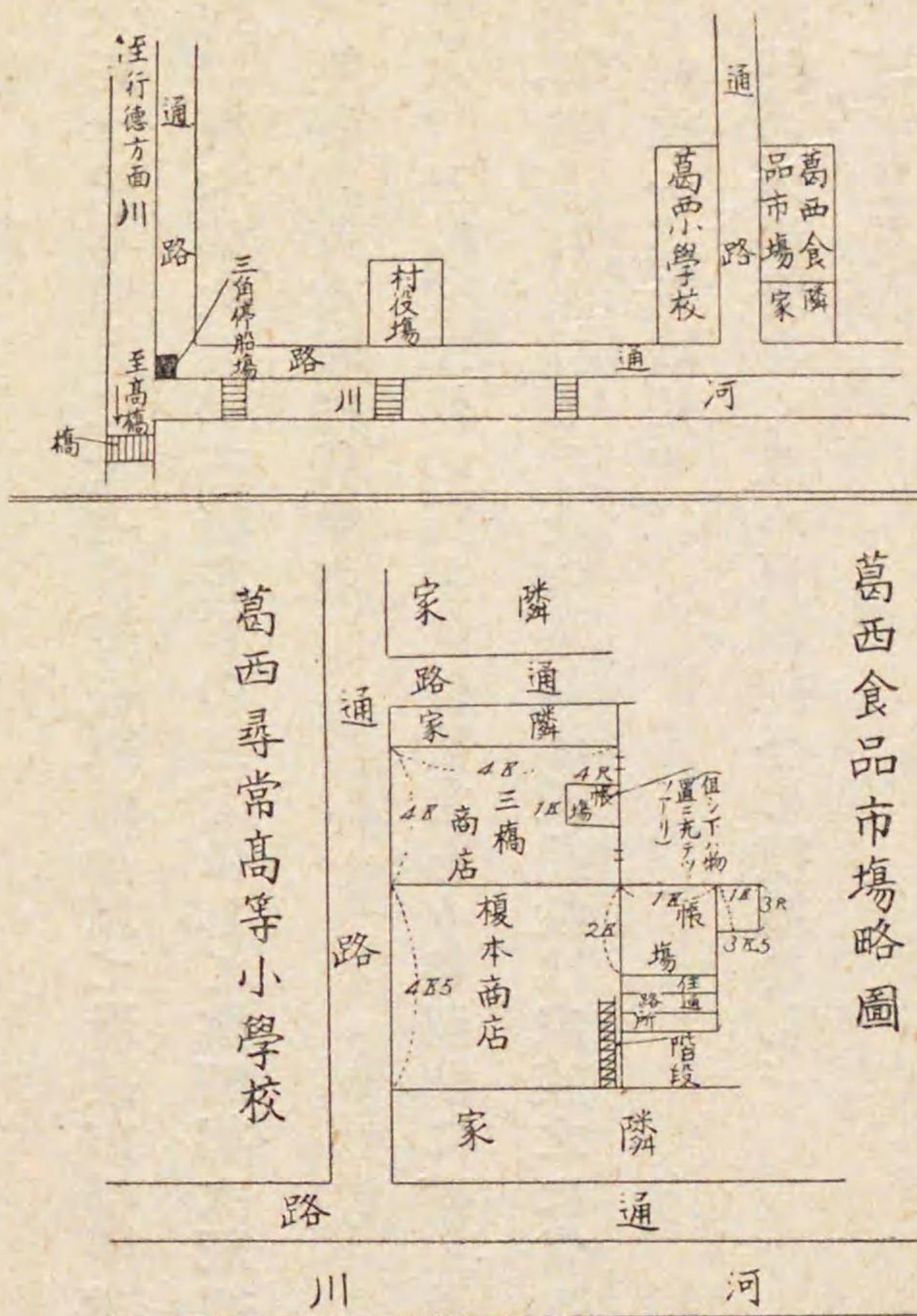
買人は殆んどリヤカーに依り少數のものは小舟を用ふ。

六、營業時間及休日

營業時間は午後五時より七時迄。

休日は毎月十五日を公休日とす。

此附近は海苔の産地にして農民は多く海苔採收業を兼ね毎月十一月より翌年五月頃迄は海苔の業務に従事し從て此期間は青果



葛西食品市場略圖

葛西尋常高等小學校

市場を休業す。

七、取引方法

荷主の出荷は總て委託販賣なり、問屋の手數料は一割にして荷主の請求に應じ代金の支拂をなし其の際手數料を差引計算をなす。

買人と問屋の取引は殆んど糶賣にして現在代金の決済は習日拂約五割其他は普通四、五日間にて回収を了す、回収不能のものは一ヶ年約二、三百圓なりと云ふ。

八、取扱高其他

取扱金額は大正十五年一萬五千圓、昭和二年一萬八千圓、三年は前年と大差なき見込なり。

市場敷地は問屋の所有地なれども普通此附近に於ける地代は坪五錢なり。

九、市場内掃除

問屋に於て各店舗の掃除をなし塵芥は附近の窪地へ投棄す。

第二十九 小島食品市場

一、概況

名稱 小島食品市場。

位置 府下南葛飾郡葛西村大字下今井四四一番地に在り、荒川放水路に通ずる幅員二間の運河及砂町に通ずる幅員二間半の道路に接す。

規模 敷地は約八十坪あれども市場に使用し居れるは住宅に接続して建設せられたる木造亞鉛葺
平家建の賣場十三坪及空地十五坪なり、左に異圖を示す。

二、沿革

大正元年組合員七名を以て青果市場を開始し問屋業務を営み今日に至りしが正式に警視廳の許可を
受けたるは大正十四年十月二十六日なり現在組合長小林寅吉、副組長梅原國藏外五名の組合員あり。

三、經營者及市場内營業者

組合長小林寅吉氏個人の經營にて問屋兼仲買の業務を営み賣子及帳場は主人之に當り雜役一名を使
役す。

投師は出入せず。

小賣商組合は組合長内非常松組合員三十二名あり。

四、荷主及買人

荷主は葛西村の生産者を主とし、其他隣村よりの出荷あれども極めて少量なり。

問屋に於て毎日京橋市場より蔬菜果物を購入して搬入す。

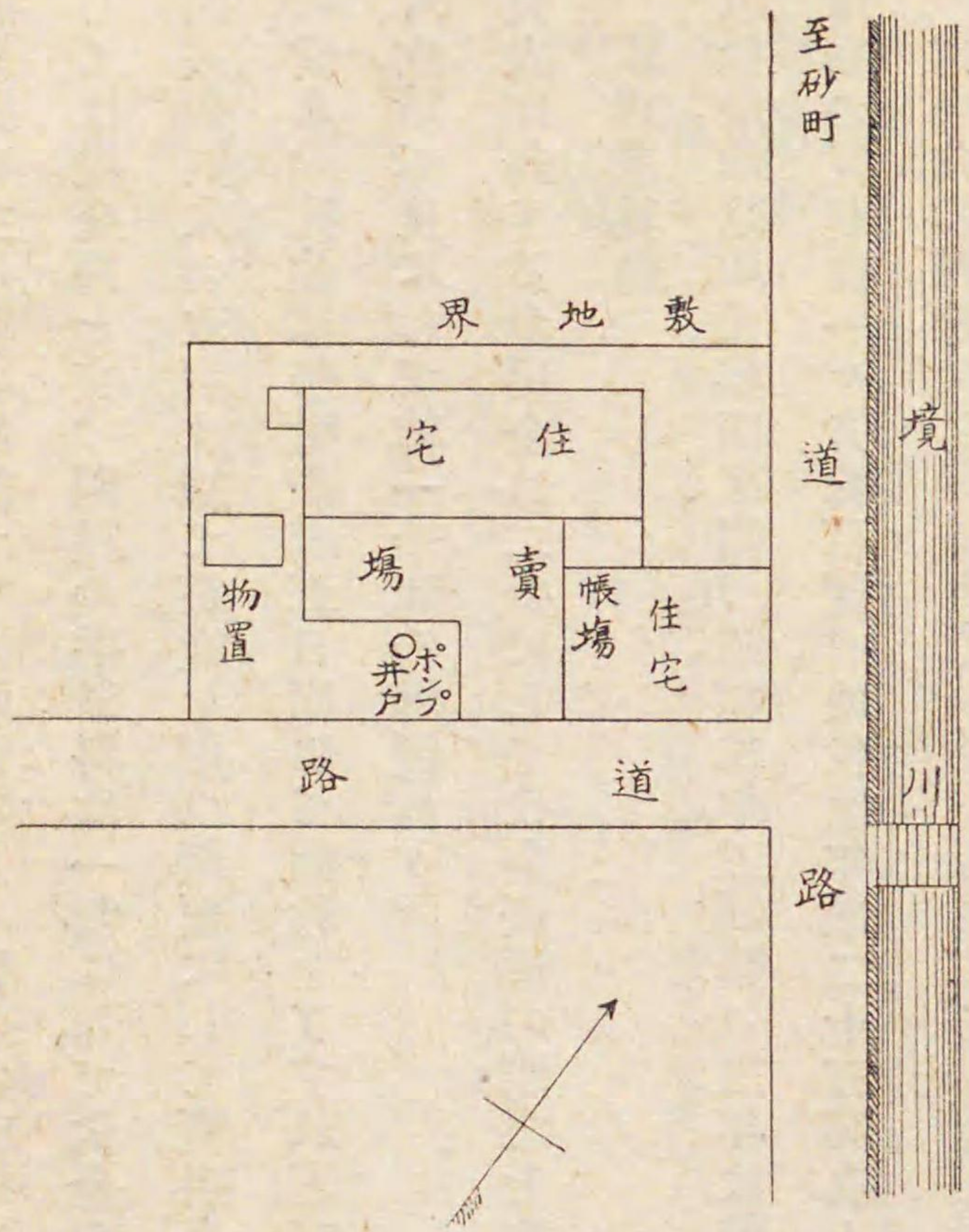
附近の出荷は總量の約六割にして京橋市場より搬入の貨物は四割に當る。

當市場は夏季六月より九月迄の間は相當出荷あり平均一日の來場荷主五十名に達すれども其他の季

節には出荷も少量にして荷主の來場も十名内外に過ぎず。

買人は主として附近の農家にして東京方面へ行商するもの多し其他砂町方面より數名の小賣商來場

小島青物市場略圖



五、運搬

荷主は多くリヤカーを用ひ又は擔送し來
る。

問屋にて京橋市場より搬入する貨物は發
動機船に依る、其船賃六圓を要す。

買人はリヤカー又は小舟を主とし平均リ
ヤカー三十臺、小舟十五艘にして手挽車を
用ふるもの二三名あり。

六、營業時間及休日

營業時間は午後六時より九時迄。

休日は毎月十六日を公休日とし一月は一

日より三日迄休業す。

- 一、會長 一名
- 二、副會長 一名
- 三、會計 一名
- 四、理事 五名
- 五、評議員 五名

第八條 本會役員ハ毎年六月ノ定時總會ニ於テ選任シ會長、副會長、會計ハ互選ヲ以テ定ム
但シ當選シタル役員ハ之ヲ辭任スル事ヲ得ス

第九條 會長ハ會務一切ヲ處理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス理事、評議員ハ會長及副會長ノ指揮ヲ受ケ會ノ事務ヲ分掌ス

第十條 會長及副會長並ニ會計ノ任期ハ滿二ケ年トシ理事及評議員ノ任期ハ滿一ケ年ト定ム
但シ再選ヲ防ケス

七、會員

第十一條 本會々員ハ會費ヲ納ムル義務ヲ負フ

- 一、間屋業者 一ヶ月 金五圓也
- 二、仲買業者 同 金貳圓也
- 三、附屬業者 一ヶ月 金貳圓也

但シ經常費ノ不足ヲシタル場合ニ於テハ定時總會ニ於テ決算報告ノ時ニ追加シテ按分徴收ス

第十二條 本會々員相互ノ取引ニ於ケル支拂期間ハ特別ノ場合ヲ除ク外一週間ト定ム、若シ支拂力延滞シタル時ハ金壹百圓也
ニ對シ日歩金四錢ヲ負擔スヘキモノトス

第十三條 本會々員ノ小賣業者ニ對スル取引ハ現金賣ヲ原則トス

八、入會及退會

第十四條 本會ニ新規加入セントスルモノハ本會々員二名以上ノ紹介ヲ要ス

第十五條 新規加入者ノ諾否決定ハ役員會ニ於テ決定ス

第十六條 役員會ニ於テ認諾シタル新規加入者ハ左ニ規定スル加入金ヲ本會ニ納付スヘキモノトス

- 一、加入金五拾圓也ト定ム

第十七條 本會々員ハ除名又ハ廢業スルニアラサレハ本會ヲ脫會スル事ヲ得ス

但シ廢業ニ依ラスシテ強テ脫會セントスル者又ハ除名處分ヲ受ケタル者ハ金三千圓ノ違約金ヲ納付スヘシ

九、會計

第十八條 本會ノ會計ハ役員之ヲ管理ス

第十九條 毎月ノ經常費及ヒ新規加入ニ依ル加入金並ニ各項ニ該當スル違約金ハ總テ本會ノ會計ニ編入ス

十、會議

第二十條 本會ノ定時總會ハ毎年一月、六月ノ二回ト定ム

但シ第二條ノ目的第六條ノ事業ヲ遂行センカ爲メ場合ニ於テ隨時役員會又ハ總會ヲ開催ス

- 一、會長必要ト認メタル時

- 二、會員二名以上ヨリ申出アリタル時

第二十一條 總會召集案内狀ハ協議事項及ヒ場所日時ヲ明記シ五日以前ニ本會員ニ通達スルモノトス
但シ急ヲ要スル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第二十二條 本會ノ定時總會及役員會議ノ議長ハ會長之ニ當リ臨時總會ノ議長ハ會長又ハ會員中ヨリ之ヲ推選ス
但シ定時總會及役員會議ニ於テ會長ノ指名ニ依リ議長ヲ役員中ヨリ推選スルコトヲ得

第二十三條 會議ハ會員ノ過半数以上出席スルニ非ザレハ議事ヲ開ク事ヲ得ス、會議ニ於テ議決シタル事ハ議長外出席會員二各
以上決議簿ニ記入ノ上會員記名捺印シ是レカ實行ヲ爲ス事
第二十四條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リ改廢スル事ヲ得

十一、罰 則

第二十五條 會員ハ會長並ニ小賣業者中取引上支拂フヘキ義務ヲ有スル賣掛代金ヲ滿一ヶ月以上支拂フ可キ誠意無キ者ハ不拂者
ト認メ會員各自ノ店舗ノ廣告板ニ本會興信部ノ發行スル取引中止ノ告示ヲナサシム可シ取引中止ヲ受ケタルモノニ對シテハ
本會々員ハ如何ナル事情アルモ一切ノ取引ヲ爲ササル事
但シ本條規定ノ期間内ト雖モ市場ノ秩序ヲ攪亂スルカ如キ行爲ヲ爲ス者且ツ成績不良ニシテ情ノ惡ム可キ者ハ其不拂ト否ト
ニ拘ラス取引中止ヲ爲スコトアル可シ
第二十六條 本會ノ取引中止處分ヲ受ケタル者ニシテ興信部ニ對シ其支拂ヲ履行シ或ハ改悛ノ情顯著ナル者ハ役員會ノ指揮ニ從
ヒ興信部ハ直チニ取引中止ノ告示ヲ解除シ會員ニ對シ從前通り取引ヲ爲ス事ヲ通告スルモノトス
第二十七條 本會ノ興信部カ小賣業者ニ對シ取引中止處分ヲ執行スル時ハ役員ノ承認ヲ得テ其効力ヲ發生ス
但シ此場合役員過半数ノ承諾ヲ要ス
第二十八條 第二十五條ノ規定ニ依リ取引中止處分ヲ爲シタル者ニ對シテハ本會々員ハ如何ナル事情アルモ絕對ニ取引ヲ爲ス事
ヲ得ス此規約ヲ無視シテ取引ヲナシタル者アル時ハ關係會會員ノ有スル債權全部辨償ス可キ義務ヲ負フモノトス
第二十九條 本會々員ニシテ本會並ニ本會々員ノ名譽ヲ毀損シ損害ヲ蒙ラシメタル者アル時ハ總會ノ決議ニヨリ除名又ハ金壹百
圓以上參千圓以下ノ違約金ヲ直チニ徵收ス違約者ハ違約金ノ納付ヲ拒ム事ヲ得ス
第三十條 本會々員ニシテ不拂者ノ債權額ヲ興信部ニ申告スル時ハ値引其他紛擾ヲ醸ササル程度ノ正味金額ヲ提示スル事
第三十一條 本會ニ不拂者トシテ申告シタル債權會會員ハ如何ナル事情アル共債務者ト直接和解スル事ヲ得ス總テ興信部ニ一任其

解決ヲ待ツ事

第三十二條 前條規定ノ違反者ニハ第二十八條ノ罰則ヲ適用ス
第三十三條 前條項ノ罰則ニシテ事情ニ依リ謝罪狀ヲ提出セシムル事アル可シ
第三十四條 本會々員カ他ヨリ故ナクシテ營業上ノ脅威ヲ蒙リタル場合ニ於テハ全會協力一致シテ是レカ援助ヲ爲ス事

十二、帳 簿

- 第三十五條 本會ノ事務所ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ會員ノ閱覽ヲ自由ナラシム
 - 一、會規約
 - 二、會計簿
 - 三、決議簿
 - 四、會員名簿
 - 五、前記其他

十三、

第三十七條 本會員並ニ祖父母及父母妻又ハ相續人ノ死亡シタル時、火災水害其他ノ災害アリタル時ハ吊慰金貳拾圓也ヲ本會ヨ
リ贈呈スルモノトス
本規約ハ昭和二年七月二十一日公證役場ニ於テ之ヲ締結ス

會 員 名 簿

品川町大字南品川宿四二九	相原光太郎	大井町四、一三一	高橋鐵二
同 四三三	伊澤金三	大崎町大字上大崎六〇三	田村喜八
同 一五六	加藤力太郎	六郷村大字八幡塚一、〇六五	竹内嘉吉

池上村大字徳持八三五
 松澤村字松原八三八
 品川町大字南品川宿五七
 麻布區永坂町四五
 品川町南品川宿四二八
 池上町大字堤方九九六
 蒲田町北蒲田八一六
 品川町南品川宿四二八
 池上町大字雪ヶ谷八一八
 神奈川縣橋本郡宮前村有馬五八二
 品川町大字南品川宿四二七
 大崎町大字白金猿町八〇

大山市太郎
 小川春吉
 吉田直次郎
 重條傳次郎
 天辻三郎
 青木とみ
 加藤三藏
 山本鐵五郎
 直井國三郎
 内田光春
 大久保喜三郎
 菅井貞治郎

大森町澤田四八一
 世田ヶ谷町池尻三六六
 同 太子堂四四四
 荏原町大字下蛇窪八三
 芝區二本榎西ノ町二
 平塚町大字戸越一、一九七
 入新井町大字新井宿一、三〇〇
 目黒町大字上目黒六六三
 駒澤町上馬四三 駒澤市場株式會社
 法定代理人同六〇二
 玉川村大字用賀一五六六 玉川食品
 市場株式會社 法定代理人

渡邊順太郎
 橋本誠一
 島田三之助
 櫻井會造
 藤原鍋吉
 滿島惣吉
 田中八郎
 樋口顯嗣
 高 山 末 吉
 高 山 末 吉

組合役員

會長 田村喜八
 會計 伊澤金三
 理事 島田三之助
 加藤裕康
 評議員 高橋鐵三郎
 櫻井會造

副會長 相原光太郎

菅井眞次郎 渡邊順太郎 橋本誠一

第三編 各魚市場及生花市場概説

第一 大森魚市場

一、概況

名稱 大森魚市場。
 位置 府下荏原郡大森町一四六、一四五、一五一に在り、京濱電車學校裏停留所より約四五町東北の位置にあり。
 規模 敷地は長さ八間幅三間半の百三十三坪なり、建物坪数は百十八坪にして賣場を中央に二間道路を離れて南北に一棟づゝあり、南方の賣場は八軒に區分せられ一軒分間口二間半奥行二間此坪數四十坪なり、北方の賣場は十三軒に區分せられ一軒分間口三間奥行二間此坪數七十八坪なり。
 尙大森町一四七、一四八に空地約四十坪あり、之を荷置場に充つ。
 市場の平面略圖左の如し。

二、沿革

明治二十四年十二月十六日其の筋の許可を受け營業を開始したる以前(明治十二三年頃)には單に住宅の軒下を借受け營業し現在の市場所在地には同所に火災あり其燒失跡を借受け茲に魚市場を移轉し

稍々市場の面目を呈するに至り以て今日に至る。

三、組織及經營者

當市場は組合組織にして現在の組合員は二十一名なり、役員の氏名左の如し

頭	取	田中佐治衛門	幹事	田中矢吉
副頭	取	田中角太郎	同	成島興吉
			同	大塚治太郎

四、市場内營業者

當市場の問屋業者は仲買兼業にして仲買、專業者は二、三名に過ぎず。

五、荷主及買人

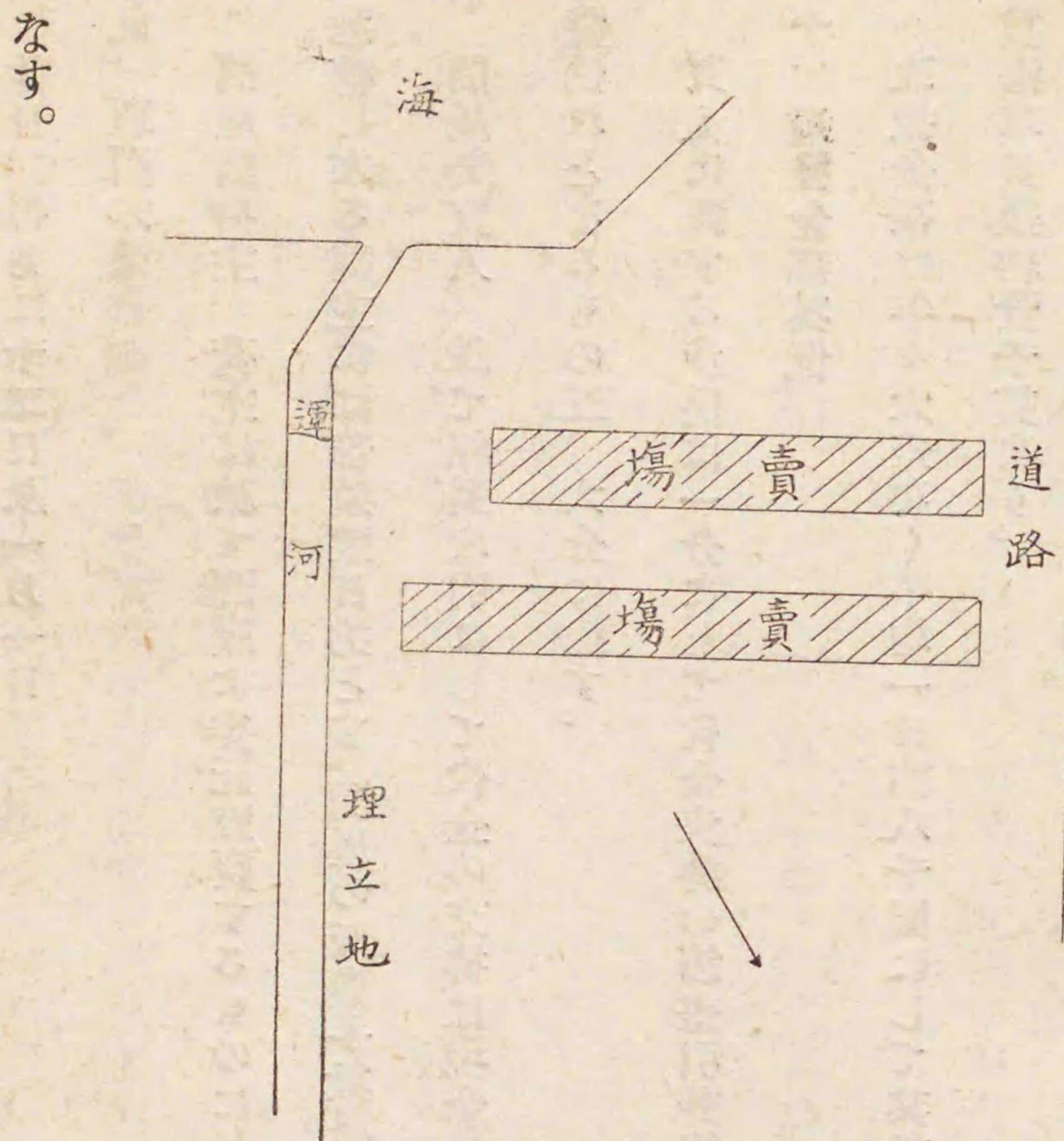
主なる出荷地は神奈川縣各地、静岡縣焼津、沼津、小田原、千葉縣上總勝浦、下總銚子、茨城縣波先、東京灣内の一部にして荷主より直送し來る。

關西、三陸、北海物は東京魚市場問屋經由のものと荷主直送のものあり前者は總額の六分にして荷主直送は四分なり、總入荷額に對する各出荷地の比較は大約神奈川縣三割、静岡縣二割、千葉縣銚子二割、勝浦一割、其他二割。

來場荷主は平均一日約百名。

買人は川崎、蒲田、羽田、大森、入新井、大井、品川、大崎、荏原町等の小賣業者にして平均一日

大森魚市場略圖



り。

六、取扱品目

鮮魚、鹽乾魚、海藻類、貝類

七、運搬

千葉縣よりの入荷は兩國驛より自動車にて搬入し、静岡縣及神奈川縣の一部は大森驛着にて手車にて搬入さる、東京灣のものは多く荷主自ら帆船にて入荷す。

八、營業時間及公休日

朝市にして午前五時頃開市九時頃閉市、但し夏季は午前四時より八時半頃迄取引を

なす。

休日、毎月二十二日及一月一日

九、取引方法

問屋對荷主 荷主は總て問屋に委託販賣するものにして問屋自ら來場するものは當日現金を支拂ひ送荷し來る荷主には普通翌日拂とす、問屋の販賣手数料は賣上高の七分とし代金決済の際差引計算す。

問屋對買入 總て相對取引にして代金の支拂は現金拂のもの約二割、月末計算のもの約六割にして貸倒れとなるもの五、六分に達す。

買入に對する歩戻は一分にして代金決済の節差引計算す。

十、取扱金額其他

取扱金額は年々大差なく平均一日約八千圓にして其數量の見込額平均一日五千貫にして内鮮魚四千貫海草貝類約壹千貫なり。

市場組合の經費は一ヶ月約二百圓にして各問屋は月八圓の負擔をなし仲買人全部より月十八圓の負擔をなす、地代は坪三十錢より六十錢迄區々なり。

十一、市場内掃除

塵芥は各問屋に於て其店先の掃除をなし、組合の人夫之を塵芥置場に集積し之れが搬出は大森町の塵芥取扱專業者に取扱はしむ。

十二、冷蔵庫

從來冷蔵庫の設備なかりしが現今市場東北隅の地に八坪の冷蔵庫新築中なり

第二 東京北魚市場

一、概況

名稱 株式會社東京北魚市場。

位置 府下南足立郡西新井村大字本木字堤外耕地三、一八三番地の二外四七筆

荒川放水路北岸堤防下に位置し千住大橋より西新井に通ずる櫻土堤に面す、北千住驛へ約十三丁の距離にあり。

規模及設備 敷地九千八百坪現在使用中のもの約五千坪。

建物は總て木造亞鉛葺平家建にて大正十五年三月本建築竣成し場内整然として清潔なり。

鮮魚賣場は市場中央にあり間口六間奥行二十間の建物四棟にして各棟共中央に三間の通路とし其兩側に間口二間奥行九尺の賣場各十軒あり。

鹽干魚賣場は鮮魚賣場の裏側にあり間口二十八間、奥行二間の建物を十四軒の賣場に區分せり。

汐待茶屋は鮮魚賣場の前にあり。市場の建物配置圖は左の如し。

二、沿革

大正十二年九月一日の大震災に由り日本橋魚市場は芝浦に移轉したるを以て隅田驛着の魚類は之を市場に運搬する上に於て距離遠く不便となり加之當時運搬車輛欠乏の爲め着驛の鮮魚を全部市場に運搬すること能はず且之れが貯藏の設備なく荷主は極めて困難に陥りたり茲に於て荷主、南千住町の有力者及千住製氷會社關係者等相謀り隅田驛附近に於て鮮魚賣場を開設せんと計畫し南千住町長岡崎直大氏初め町會議員、千住製氷會社々長今井秀吉氏外關係者並に産地荷主約十名にて一人出資金五百圓とし總資本四萬一千圓を以て南千住町地方橋場大字汐入(隅田驛構内の隣接地)に約一萬坪の土地を借入れ鮮魚販賣所を開設せり翌年株式會社に改め岡崎直大、今井秀吉兩氏を代表社員とし其經營に當

りしが大正十四年に至り同地は東京中央卸賣市場區域内なるが爲め移轉を命ぜられ同年二月二十六日現在の地に市場開設の認可を得、バラック建を急造して營業を繼續せり同年十月資本金十萬圓東京北魚市場株式會社を創立し前會社を解散して之を繼承し、社長中島守利事務取締役岡崎直大氏外取締役七名監査役三名の役員を置き翌十五年三月建物を本建築に改築し、類似市場として閉鎖を命ぜられたる淺草花川戸市場組合員の一部を加せしめ賣場を増設し水道其他諸設備を完成し冷蔵庫を建設し市場の面目を一新せり近く資本金を二十萬圓に増資し市場の整備發展を企圖することに決定せり。

三、組織及經營主體

株式會社東京北魚市場に於て建物其他諸設備をなし問屋仲買其他の市場内營業者に之を賃貸す、會社は現在資本金十萬圓壹株の金額二十圓全額拂込済にして取締役十二名、監査役二名、書記八名、傭員一名なり、近く資本金二十萬圓増資に決定せり其定期及増資計畫左の如し

株式會社東京北魚市場定款

第一章 總

第一條 本社ハ株式會社東京北魚市場ト稱シ本社ヲ東京府南足立郡西新井村ニ置ク

第二條 本社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、食品市場ノ經營

二、鮮魚其他海產物問屋業並ニ委託販賣

- 三、土地家屋ノ取得並ニ貸借
- 四、買取橋ノ經營
- 五、其他前項ニ附帶スル一切ノ事業
- 第三條 本社ノ營業所ヲ東京府南足立郡西新井村ニ置ク
- 第四條 本社ノ公告ハ中外商業新報ニ之ヲ掲載ス

第二章 資本株式

- 第五條 資本金ハ金二十萬圓ノ全額拂込拂トシ之ヲ一萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ金二十圓トス
- 第六條 株式ハ記名式トシ一株券十株券ノ二種トス
- 第七條 株式ノ名義書換ハ所定ノ書式ニ依ル名義書換請求書ニ双方連署ノ上株券ヲ添付シ之ヲ本社ニ差出スヘシ
相續遺贈等ニ因リ株式ヲ取得シタルモノハ其原因ヲ證スルニ足ル書類ヲ添付シ所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株券ヲ添付シ之ヲ本社ヘ提出スヘシ
- 第八條 名義書換手数料ハ一枚ニ付金二十錢ヲ徵ス
- 第九條 株券ノ分合又ハ汚損ノ爲メ新株券ノ交付ヲ請求セントスルモノハ所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株券ヲ添付シ之ヲ本社ニ提出スヘシ
株券亡失ノ爲メ新券ノ交付ヲ請求セントスルモノハ本社ノ承認スル證人二名以上連署ヲ以テ所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ本社ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テ本社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨三日間新聞紙ニ公告シ最終公告ノ日ヨリ三十日ヲ經テ他ヨリ故障ノ申出ナキトキハ新券ヲ交付ス
- 第十條 新券交付手数料ハ一枚ニ付金五十錢ヲ徵ス
- 第十一條 株主ハ住所及印鑑ヲ本社ニ届出ヘシ又其ノ變更アリタルトキハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ添ヘ其旨届出ツヘシ
亡失ニ依リ印章ヲ變更シタルトキハ本社ノ承認スル證人二名以上連署シタル證書又ハ公務所ノ印鑑證明書ヲ添付シ新ナル印

鑑ヲ届出ツヘシ

- 株主ヨリ本社ニ提出スル文書ニハ總テ印鑑ニ符號スル印章ヲ捺捺スル事ヲ要ス
- 第十條 株主前條各項ノ手續ヲ爲サ、ルカ爲メ生シタル結果ニ付テハ本社其實ニ任セス
- 第十一條 株式ノ名義書換ハ毎年六月一日ヨリ其定時株主總會終結ノ日迄之ヲ停止ス
臨時株主總會召集ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ其總會終結ノ日迄亦同シ

第三章 株主總會

- 第十二條 定時株主總會ハ毎年六月ニ開キ臨時總會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク
- 第十三條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス
- 第十四條 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スル事ヲ得
但シ代理人ハ本社ノ株主ニ限ルモノトス
- 第十五條 總會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル
- 第十六條 總會ニテハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉リ決議スル事ヲ得ス
- 第十七條 總會ノ決議ハ總テ法律ノ規定ニ從フ可同數ナルトキハ議長之ヲ裁決ス此場合ニ於テ議長ハ自己ノ議決權ヲ妨ケス
- 第十八條 總會ニ於ケル議事ノ要項ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主二名以上之ニ署名捺印シテ本社ニ保存ス

第四章 役員

- 第十九條 本社ニ左ノ役員ヲ置ク
取締役 十名以内
監査役 五名以内
- 第二十條 役員ハ本社ノ株式一百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉シ取締役ハ互選ヲ以テ社長及專務取締各一名ヲ選任シ本社ノ事務ノ都合ニ依リ常務取締役一名ヲ選任スル事ヲ得

第二十一條 役員ノ任期ハ取締役三年監査役二年トス但シ終了期ニ於ケル事業決算ノ定時總會終了迄其ノ任期ヲ伸張ス

第二十二條 役員欠員ヲ生シタル場合ハ補欠選舉ヲ行フ補欠選舉ニ依リテ役員トナリタルモノ、任期ハ前任者ノ任期ニ依ル但シ法定ノ員數ヲ欠ササル時ハ次ノ選舉期迄補欠選舉ヲ爲サ、ル事ヲ得

第二十三條 取締役ハ在任中其ノ有スル本社株式五十株ヲ監査役ニ供託スヘシ

第二十四條 社長ハ本社ヲ代表シ一切ノ業務ヲ統轄シ社長事故アルトキハ專務取締役代理シ專務取締役事故アルトキハ常務取締役之ニ代ル

第二十五條 本社ハ取締役會ノ決議ヲ以テ相談役及顧問ヲ置ク事ヲ得

相談役及顧問ハ共ニ重役會ニ出席シ意見ヲ述フル事ヲ得

第二十六條 役員ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第二十七條 本社ノ計算ハ前年六月ヨリ五月迄ヲ一營業年度トシ株主配當金ハ其計算期末日現在ノ株主ニ支拂フモノトス

以上

會社ノ徵收スル店舗使用料左ノ如シ

問屋仲買店舗一區劃 壹ヶ月金二十五圓

車茶屋 ヲ〃 金四十五圓

附屬商一軒ニ付 金二十圓

昭和二年度ニ於ケル決其報告書左ノ如シ

貸 借 對 照 表 (昭和二年五月三十一日現在)

資 産 ノ 部

土地建物 一金十萬五千九百九十一圓十錢

一金八百八十七圓三十三錢

一金一萬一千三百八十八圓四十六錢

一金四萬一千圓也

一金三百七十二圓也

一金九千九百九十七圓五錢

一金一千三百五十六圓五錢

一金三千三百四十圓也

一金千十七圓二十九錢

一金百五十八圓五錢

合計金十六萬九千五百五十三圓三錢

負債ノ部

一金十萬圓也

一金三百二十圓也

一金三千圓也

一金百二十圓也

一金八千五百圓也

一金六千五百圓也

一金二百圓也

一金三萬九千四百五十八圓八十三錢

一金五千六百圓也

什 器

土地供託保證金

株式會社千住鮮魚販賣所買收費

未經過保險料

未收入金

假拂金

受取手形

銀行預金

現金

株 金

法定積立金

別途積立金

家屋貸敷敷金

借入金

一時立替金

假受金

未拂金

支拂手形

一金三千十圓七十錢	前期繰越金
一金二千四百四十圓五十錢	當期利益金
合計金十六萬九千五百五十圓三錢	
損益計算書	
一金二萬八千三百二十五圓六十錢	當期總收入金
一金二萬五千八百八十五圓十錢	當期總支出金
差引	
一金二千四百四十圓五十錢	當期利益金
利益金虛分	
一金二千四百四十圓五十錢	當期利益金
一金三千十圓七十錢	前期繰越金
合計金五千四百五十一圓二十錢	
之ヲ處分スルコト左ノ如シ	
一金百三十圓也	法定積立金
一金二千圓也	別途積立金
一金三千三百二十一圓二十錢	後期繰越金
昭和二年五月三十一日	

株式會社東京北魚市場
 取締役社長 中島守利
 專務取締役 岡崎直大
 常務取締役 照井正吉

右監査ヲ遂ケ承認候也

取締役	林連
同	岩井爲吉
同	荒井次郎吉
同	今村定吉
同	三橋賢一郎
同	櫻田末吉
常任監査役	今井秀吉
監査役	赤羽房兵衛
同	吉田長司

株主總數ハ二百二十八名ナリ

四、市場内經營者

(一)問屋兼仲買

當市場には問屋專業者なく總て仲買人を兼業し産地荷主の委託を受けたる貨物及自己が仕入れたる品を仲買人に販賣すると共に一方自ら仲買人として小賣商に販賣す其數七十八名にして其内鮮魚を專業とするもの六十四名鮮魚及鹽乾魚を兼ぬるもの十名鹽乾魚專業のもの四名なり。

(二)仲買人

當市場の問屋より仕入れたる品を買入たる小賣商に販賣す其數現在七名なり。

(三) 附屬業者

當市場に於ける附屬業者は市場組合の認可を受くるを要し現在
車茶屋、附屬商、運送業、小揚及輕子業の五種あり。

車茶屋は六戸にして商品及荷車の整理保管を業とす、車保管料左の如し。

手挽車リヤカー 一臺十五錢

自轉車 同 十錢

自動車 同 一圓乃至一圓五十錢

飲食店其外附屬商は各種商品小賣業者にして現在四十戸あり。

五、市場營業者團體

東京北魚市場組合。

本組合は市場内問屋業者及仲買人にて組織され警視廳令食品市場取締規則に依り大正十五年一月十六日其設立許可を受けたり、規約の定むる所に依り營業時間委託販賣手数料を初め附屬業者取締其他一般市場内の取締に任ず。

附屬業者は市場組合規約に依り各種別に依り組合を組織す。

市場組合規約は左の如し。

東京北魚市場組合規約

第一章 總 則

第一條 當組合ハ東京北魚市場組合ト稱ス

第二條 當組合ハ左ノ業務ヲ營ムト同時ニ組合員相互ノ和親協同ノ實ヲ舉ケ取引上ノ信用ヲ増進スルコトヲ以テ目的トス

(1) 食品市場ノ經營

(2) 其他前項ニ附帶スル一切ノ事業

第三條 當組合ハ魚介類鹽乾魚及一般海産物ノ取引並ニ委託販賣ヲナス問屋業者及仲買人ヲ以テ組織ス

第四條 當組合員並ニ附屬業者ハ組合ノ規約及命令ヲ遵守スヘシ

第五條 當組合員ノ營業ヲナスヘキ地域ハ東京府南足立郡西新井村大字本木堤外耕地三千百八十三番地外五拾番地内トス

第六條 當組合ノ事務所ハ東京北魚市場内ニ置ク

第二章 組 合 員

第七條 組合員ノ新規加入者ニ對シテハ理事會ノ決議ヲ經テ總會ニ附議シ其筋ノ認可ヲ受クルモノトス但シ相續並ニ讓渡ニ因リ營業權ヲ繼承セントスル者亦同シ

第八條 新規加入又ハ相續並ニ營業權ノ讓渡人ヨリ組合ニ加入セントスルモノハ左記條項ヲ具備シタルモノニシテ第二項以下ノ書面ヲ提出シ理事長ノ許可ヲ受クヘシ

(1) 貳ケ年以上實地魚類取引ニ従事シタル者

(2) 新規加入又ハ承繼人ノ本籍及住所氏名年齢

(3) 營業ノ種類及商號

(4) 問屋ヲ營ム組合員參名ノ保證書

(5) 新規加入及承繼人ノ戸籍抄本、印鑑證明書

(6) 市町村長ノ證明書

(7) 被承繼人ノ連署

(8) 第一號ノ證明書

第九條 加入ヲ許可セラレタルモノハ其通知ヲ受ケタル日ヨリ五日間以内ニ左記身元保證金及手数料ヲ組合ニ納付シ組合鑑札ノ交付ヲ受クヘシ但シ相續ニヨルモノハ新ニ身元保證金ヲ要セス

一、身元保證金〔問屋ハ金參百圓也
仲買ハ金百圓也〕

一、手数料〔問屋ハ金拾圓也
仲買ハ金拾圓也〕

前項加入ヲ許可シタルトキハ理事長ヨリ組合一般ニ通告スルモノトス

第十條 加入ノ許可ヲ受ケタル者請求ニ關シ虚偽ノ行爲アリタルトキハ其許可ヲ取消シ手数料ハ之ヲ返還セス

第十一條 新規加入及營業權ノ讓渡ニ因リ組合ニ加入シタル者ハ組合ハ三日間組合事務所ニ其旨ヲ揭示ス

第十二條 組合加入ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ當組合ハ營業權ノ將來ニ付キ責任ヲ負ハサルモノトス

第十三條 組合員商號ヲ變更セントスル時ハ其理由ヲ明記シ理事長ノ承認ヲ受クヘシ

但シ理事長ニ於テ承認シタル時ハ各組合員ニ通知スルモノトス

第十四條 組合員ハ組合鑑札ヲ他人ニ貸與スルコトヲ禁ス

第十五條 左ノ場合ハ三日以内ニ之ヲ組合ニ届出テ更ニ鑑札ノ交付ヲ受クヘシ

(1) 氏名商號ニ變更ヲ生シタルトキ

(2) 紛失毀損又ハ文字不明トナリタルトキ

第十六條 組合員ハ新ニ同一同音又ハ類似ノ商號ヲ使用スルコトヲ得ス

第十七條 組合員廢業ヲ爲シタル時ハ五日以内ニ其旨ヲ組合ニ届出ツヘシ此ノ届出ヲ爲サ、ル者ハ組合費ノ負擔ヲ免ル、コトヲ得ス

但シ身元保證金アル者ハ同時ニ其ノ返還ヲ請フヘシ

第三章 組合ノ管理

第一節 役員及代議員

第十八條 當組合ニ左ノ役員及代議員ヲ置ク其任期貳ケ年トス

- 組合長 壹名
- 副組合長 貳名
- 理事長 壹名
- 副理事長 壹名
- 理事 參名
- 監事 貳名
- 代議員 貳拾壹名

第十九條 組合長、理事長、監事及代議員ハ組合中ヨリ組合員之ヲ選舉ス

第二十條 副組合長ハ組合中ヨリ組合長之ヲ選任シ副理事長、理事ハ組合員中ヨリ理事長之ヲ選任ス

缺員ノ場合又同シ

第二十條ノ二 前二條ニ依リ選舉セラレタル監事ヲ除キタル組合長以下ノ役員ハ當然代議員ニ選舉セラレタルモノト看做シ之レヲ兼任スルモノトス

監事ハ會議ニ臨ミ意見ヲ述フルコトヲ得

但シ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第二十一條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合事務一切ヲ統轄シ書記、事務員ノ任免及賞罰ヲ行フ

- 第二十二條 組合長ハ提出シタル議案ニ關シ總會ト甚シキ意見ノ杆格アルトキハ總會ノ休會ヲ命スルコトヲ得
- 第二十三條 組合長總會ノ休會ヲ命シタルトキハ遲滯ナク其理由ヲ組合員ニ告知スヘシ
- 第二十四條 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ重要問題ニ關シ組合長及理事長ノ諮問ニ應ス
- 第二十五條 理事長ハ組合長ニ代リ組合一切ノ業務ヲ執行スル權能ヲ有ス
- 第二十六條 副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ之ヲ代理ス理事長副理事長共ニ事故アル時ハ理事中ヨリ互選シテ之カ代理者ヲ定ム
- 第二十七條 理事ハ理事會ノ決議ニ基キ事務ヲ掌理ス
- 第二十八條 監事ハ組合ノ事務ヲ監査シ且ツ理事會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得猶理事ノ行爲ニ不當アリト認メタル時ハ臨時總會ノ請求ヲ爲スコトヲ得
- 第二十九條 代議員ハ 會ニ於テ組合員ヲ代表シ一切ノ議案ヲ議決ス
- 代議員ハ代理ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得ス
- 第二十九條ノ二 役員辭職ノトキハ總會ニ報告スルモノトス
- 第三十條 役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ補缺選舉ヲ行フコトヲ得
- 第三十一條 役員總辭職ヲ爲シタル時ハ一ヶ月以内ニ改選ヲ行フモノトス此場合ニ於ケル新任者並ニ補缺員ノ任期ハ前任者ノ任期トス
- 第三十二條 理事長及監事ノ選舉ハ單記無記名トシ評議員ノ選舉ハ連記無記名トス
得票同數ナル時ハ年長者ヲ以テ當選者トナシ同年ナル時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十三條 組會長理事長監事及代議員ノ選舉ハ組合員二分ノ一ノ投票ヲ要ス
但シ代理投票ヲ許サス
- 第三十四條 理事長ハ組合員全數ノ三分ノ一監事ハ六分ノ二代議員ハ貳拾票以上ノ得票アルコトヲ要ス

- 第三十五條 前條ノ得票ニ依リ役員所定數ニ充タサルトキハ得票多數ノ者ヨリ順次理事長ニ付テハ參名監事ニ付テハ六名ヲ選ビ之ニ對シ決選投票ヲ行フモノトス此場合ニ於テハ第三十三條、第三十四條ヲ適用セス
但シ同數ノ場合ニ於テハ第三十二條ノ例ニ從フ
- 第三十六條 代議員所定數ニ充タサルトキハ其缺員ニ對シ更ニ選舉ヲ行フモノトス
- 第三十七條 選舉ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三十八條 役員總辭職ヲ爲シタル時ハ總會ヲ開キ組合員中ヨリ七名以内ノ委員ヲ選舉シ後任者決定マテ其事務ヲ取扱ハシム
- 第三十九條 役員及代議員ノ滿期改選ハ一ヶ月以前ニ之ヲ行フ

第二節 會 議

- 第四十條 會議ハ定時總會、臨時總會理事會トス
- 第四十一條 組合總會ハ代議員ヲ以テ組織ス
總會ニ正副議長ヲ置キ代議員中ヨリ互選ス
- 第四十二條 總會ハ組合長之ヲ招集ス
- 第四十三條 議長ハ議事ヲ整理シ議場ノ秩序ヲ保持ス
副議長ハ議長ヲ補佐シ議長事故アル時ハ之ニ代ル
- 第四十四條 議長副議長共ニ事故アル時ハ代議員中ヨリ假議長ヲ定ム
- 第四十五條 議長及副議長ノ任期ハ代議員ノ任期ニ依ル
- 第四十六條 總會ハ代議員半數以上ノ出席ニ依リ成立ス
- 第四十七條 總會ノ決議ハ出席代議員ノ過半數ニ依ル
可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス出席代議員半數ニ滿タサル時ハ假決議ヲナシ更ニ七日以内ニ總會ヲ開キ其席員數ニ拘ラス假決議ヲ確定スルコトヲ得

第四十八條 定期總會ハ毎年一月ヲ以テ開催シ前年度ニ於ケル收支決算及事業ノ報告並ニ翌年度ノ收支豫算ニ付承認ヲ求ムルモ
ノトス

一四六

但シ豫メ通知シタル他ノ議案ヲ審議スルコトヲ得

第四十八條ノ二 臨時總會ハ組合長及監事ニ於テ必要ト認メ又ハ代議員七名以上ノ請求アリタル時之ヲ開會ス

第四十九條 臨時總會ノ請求ニハ會議ニ附スヘキ事項ヲ明記スルコトヲ要ス

第五十條 總會ノ招集ハ會議ニ附スヘキ事項開會期日及場所ヲ三日以前ニ通知スルモノトス
但シ緊急ノ場合ハ此ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第五十一條 總會ノ決議事項ニツキ特別利害關係ヲ有スル代議員ハ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第五十二條 理事會ハ理事長之ヲ開ク

第五十三條 理事長ハ理事會ノ議長トナリ諸般ノ事務ヲ協議ス

第五十四條 會議ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 營業取締

第五十五條 產地ヨリ直接送荷ヲ引受ケ之ヲ仲買ニ販賣スル者ヲ問屋業トシ問屋ヲ經テ之ヲ一般ニ販賣スル者ヲ仲買業トス
但シ問屋ハ仲買ヲ兼業スルコトヲ得

第五十六條 仲買業者ハ問屋行爲ヲ爲スコトヲ得ス若シ仲買業者又ハ組合員ニ非ラサル者ニ對シ市場ニテ販賣スルヲ目的ヲ以テ
荷主ヨリ第三條ノ商品ヲ送りタル場合ニ理事長ニ於テ適當ト認ムル問屋業者ヲシテ之ヲ賣捌カシメ其止切金ヲ荷主ニ送附セ
シム

第五十七條 前條ノ送荷ニ接シタル仲買業者ハ速ニ之ヲ組合ニ届出テ其指導ヲ受クルモノトス

第五十八條 仲買業者ハ組合外ノ者ヨリ商品ノ買入ヲ爲スコトヲ得ス

但シ舊來取引アル日本橋四日市組合及東京鯉節組合員ノ及扱ニ係ル鹽乾魚ニシテ理事長ノ承認ヲ經タルモノハ此限りニ非ス

第五十九條 同一地方ノ魚類ヲ引受ケ之ヲ販賣スル者ハ適當ナル申合規約ヲ作り理事長ノ認可ヲ受クルコトヲ得

第六十條 前條ノ問屋ハ其員數ニ從ヒ參名以內ノ總代ヲ選ビ之ヲ組合ニ届出ツヘシ

第六十一條 鹽乾魚ニシテ量目取引ヲ爲スモノハ百分ノ二ノ割合ヲ以テ入目引ヲ爲スコトアルヘシ

第六十二條 問屋ハ委託販賣ニ付荷主ヨリ手数料トシテ其實捌代金ニ對スル百分ノ七以上百分ノ拾以內ヲ收得ス

第六十三條 委託品ハ當市場ニ到着迄ノ費用及立替金、保管料其他諸費共荷主ノ負擔トシ仕切書ニ明記シ計算ヲ爲スヘシ

第六十四條 荷主ニ於テ組合員ニ委託ヲ爲サントスル時ハ前委託ヲ受ケタル問屋ハ委託品ノ時價ニ對スル百分ノ三ノ手数料及ヒ
之ニ附帶セル一切ノ費用ヲ荷主ヨリ徴收スルモノトス

但シ此場合ハ其手数料ノ支拂ヲ受ケタル後荷物ノ引渡ヲ爲スモノトス

第六十五條 問屋ハ委託品保管ノ責ニ任スト雖モ自然ニ生シタル性質減量若クハ不可抗方ニ依リ生シタル損害ニ付テハ其實ニ任
セス

第六十六條 問屋ハ量目ヲ爲ス荷物ニ對シ荷主ニ於テ其荷物ニ量目ヲ表記シ仲買ハ之ヲ以テ取引スルコトヲ承諾シタルモノノ外
ハ量目ヲ改檢スルモノトス

第六十七條 取引ハ總テ現金トス若シ不拂者アルトキハ理事長ニ申告スルコトヲ得

第六十八條 理事長前條ノ申告ヲ受ケタルトキハ不拂者ニ對シ警告ヲ爲シ之ニ應セサル場合ハ取引拒絕ノ旨ヲ通知スルコトヲ得

前項取引拒絕者ト取引ヲ爲ス組合員ニ對シテハ第九十五條ヲ適用ス

第六十九條 組合員ハ取引上其使用人ノ爲シタル行爲ニ付其責ニ任スルモノトス

但シ使用人ノ不正行爲ニ付テハ此限りニ非ス

第七十條 組合員ハ理事長ノ許可ナク附屬業ノ團體ニ加入シ其業務ヲ營ム事ヲ得ス

第五章 市場取締

第七十一條 開市時間ハ毎早朝ヨリ正午迄トス

一四七

但シ時期ニ依リ夕市ヲ開市スルコトヲ得

第七十二條 組合員ノ閉市後直ニ假設物ヲ撤去シ二時間以内ニ市場ヲ清潔ニ掃除スベシ

第七十三條 市場内ニ於テ腐敗シタル魚介並ニ貝殻、魚腸、空器、塵芥及汚水等ヲ道路若クハ下水ニ遺棄シ又ハ交通ノ妨害ヲナスベカラス

前項ノ魚腸骨類及汚水等ハ警察官廳ノ指示モ受ケ必要ニ應ジタル容器ヲ備ヒ閉市前マデニ腸屋ヲシテ之ヲ收拾掃除セシメ毎日停滯スルコトナク搬出セシムルモノトス

塵芥其他ノ廢物ハ速カニ常置ノ掃除夫ヲシテ毎日閉市後一定ノ場所ニ撤出セシムルモノトス

第七十四條 役員並ニ事務員ノ職務執行ヲ妨害スベカラス

第七十五條 當組合員ハ毎年壹月壹日及毎月廿二日休業ス緊急ノ場合ハ總會ノ決議ニヨリ臨時休業スルコトアルヘシ

第七十六條 組合員ハ道路其他指定外ノ場所ニ於テ商取引ヲ爲スコトヲ得

第七十七條 組合員ハ理事長ノ許可ヲ得シテ賣場所變更又ハ移轉若クハ他人ニ使用ヲ許シ又ハ讓渡スルコトヲ得ス

第七十八條 組合ノ定メタル取締事項ニ違反シ組合員全般ノ迷惑トナル行爲ヲ爲シ他ノ營業ヲ妨害スベカラス

第七十九條 組合員ハ中傷的行爲ヲ爲シ他ノ營業ヲ妨害スベカラス

第八十條 其筋ノ指令ニ基キ理事長ヨリ通達シタル事項ハ嚴ニ之ヲ遵守スヘシ

第八十一條 組合員ニシテ除名又ハ脱退シタルトキハ賣場使用ノ權利ヲ喪失スルモノトス

第八十二條 組合員ハ營業ヲ休止シ又ハ其他ノ事項ニ依リ賣場所ヲ使用セサルトキハ直ニ理事長ニ届出ツヘシ

第八十三條 組合員ハ交附セラレタル商號記載ノ標札ヲ必ス各自ノ店頭ニ掲クヘシ

第八十四條 當組合ニ於ケル附屬業者ハ左ノ五種トス

一、運 送 業

一、附 屬 商

一、車 茶 屋

一、小揚及輕子業

第八十五條 前條附屬業者ハ各業種別ニ依リ組合ヲ組織シ申合規約ヲ作り當組合ノ承認ヲ受クヘシ

理事長前項ノ承諾ヲ與ヘタルトキハ組合一般ニ通告スルモノトス

第八十六條 附屬業者ニシテ組合ノ通達ヲ履行セサルトキハ當組合ハ其ノ承認ヲ取消シ組合一般ニ通告スルモノトス

第八十七條 附屬業者取締規定ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 組合經費及會計

第八十八條 組合員ハ問屋ト仲買ノ區別ニ從ヒ毎月一定ノ組合費ヲ負擔スル義務ヲ有ス

第八十九條 組合費ノ負擔額及徵收方法ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第九十條 當組合ノ會計年度ハ其年壹月ヨリ拾貳月迄トス

第九十一條 保證金及其他ノ供託金ハ特別會計トシ總會ノ認ムル銀行ニ預金シ其收支ヲ總會ニ報告スルモノトス

第九十二條 特別會計ハ組合經費トシテ使用スルコトヲ得

但シ總會ノ決議ヲ經テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

第九十三條 脱退シ又ハ除名セラレタル組合員ハ組合ノ財産ニ對シ何等ノ權利ヲ有セス

第七章 違約處分及脱退

第九十四條 組合員ハ左ノ事由ニ因リ脱退ス

但シ繼承有無ノ届出ハ壹ヶ月以内トス

(1) 死 亡

(2) 破 産

(3) 禁 治 産

(4) 除名

第九十五條 組合員ニシテ組合員ノ體面ヲ毀損シ又ハ不法行為アリタル時及正當ノ事由アル場合ニ限り總會ノ決議ニ依リ組合ヨリ除名ス

第九十六條 組合規約ニ違反シ組合長又ハ理事長ノ命令ヲ背セサル者ハ總會ノ決議ニ依リ金拾圓以上貳百圓以内ノ違約金ヲ徴收ス此違約金ヲ差出ササル者ニ對シテハ組合ハ參ケ月所舖使用停止ヲ命ス但シ休業中ト雖モ店舖使用料ハ免除セズ

第九十七條 前條店舖使用停止期間ヲ經過スルモ猶違約金ヲ納付セサル者ハ總會ノ決議ニ依リ組合ヨリ除名スルコトアルヘシ

第九十八條 組合員ニシテ組合外ノ者ト共同シテ營業ヲ爲シ若クハ其者ノ爲ニ業務ヲ營ムモノアルトキハ第十六條及ヒ第九十七條ヲ適用ス

第九十九條 除名セラレタル組合員ニシテ身元保證金アリ且滯納賦課金若クハ違約金等アル時ハ之ヲ控除シ殘額ヲ返還ス

第一百條 除名セラレタル組合員ハ再ヒ當組合ニ加入スルヲ得ス

第一百一條 組合費貳ヶ月以上ノ滯納者ニ對シテハ揭示催告ヲナシ猶背セサル者ハ規約ニ依リ處分ス

補期

第一百二條 本規約ハ警視廳ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ施行ス

第一百三條 本規約ヲ變更セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經テ警視廳ノ認可ヲ受クルモノトス

第一百四條 組合ニ顧問ヲ囑託スルコトヲ得顧問ハ組合總會其他ノ會議ニ出席シテ發言スルコトヲ得

第一百五條 組合ノ目的ノ變更組合員ノ加入除名組合ノ解散ハ當組合ノ業務執行ノ範圍ニ入ラサルモノトス

第一百六條 本規約施行以前ノ決議ニシテ本規約ニ抵觸スルモノハ本規約施行ノ日ヨリ其効方ヲ失フモノトス

第一百七條 本組合ノ存續期間ハ滿五拾ヶ年トス

東京北
魚市場
組合印

會議ニ關スル細則

第一章 理事會

第一條 理事會ハ理事ヲ以テ組織ス

第二條 理事會ハ理事長ニ於テ必要ト認メタルトハ又ハ半数以上ノ理事ヨリ請求アリタルトキハ理事長之ヲ招集シ監事ニ通知スルモノトス

第三條 監事ハ理事會ニ臨ミ意見ヲ述フルコトヲ得但シ表決ノ數ニ加ラス

第四條 理事會ハ半数以上ノ出席アルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

第五條 理事會ハ會議毎ニ決議録ヲ作り出席者及決議事項ヲ記載シ出席員之ニ署名スルモノトス

第二章 總會

第一節 正副議長及書記

第六條 正副議長選舉セララルマテハ理事長ノ職務ヲ行フ

第七條 總會ニ書記ヲ置キ總會ニ關スル事務ヲ處理セシ

第二節 總會ノ招集

第八條 臨時總會招集ノ請求ヲナスニハ規約第四十八條第四十九條ニ依リ請求者之ニ署名スヘシ
第九條 組合長ニ於テ臨時總會招集ノ必要ヲ認メタルトキ又ハ代議員ヨリ總會招集ノ請求アリタル場合ハ五日以内ニ之ヲ招集スルモノトス

第十條 組合長總會ヲ招集スルトキハ其日時場所及議案ヲ通知スヘシ

第三節 總會ノ議事

第十一條 役員及代議員ハ總會ニ於ケル議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルコトヲ得

但シ役員ハ半數以上代議員ハ出席者三分ノ一以上ノ賛成アルニ非レハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 代議員總會ニ出席スルコト能ハサル時ハ其事由ヲ議長ニ届出ルモノトス

第十三條 代議員ノ發言中議長ニ於テ議題外ニ涉ルモノト認メタル時ハ之ヲ制止ス

第十四條 本條削除

第十五條 議長自ラ討論ニ與ラントスルトキハ議長席ヲ副議長ニ譲リ議員席ニ着クヘシ其議題ノ議決ニ至ル迄議長席ニ復スルコトヲ得ス

第十六條 議長ハ討論ノ終結休會及閉會ヲ宣告シ場合ニ依リ議事ヲ中止シ更ニ繼續會ノ期日ヲ指定スルコトヲ得

第十七條 議長採決ノ宣告ニ對シ異議アルトキハ無記名又ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲スヘシ

第十八條 議事中ハ議長ノ許可ナクシテ退席スルコトヲ得ス

第十九條 議事中會議ニ關スル諸規定ニ違反シ又ハ議場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ其ノ言動ニ對シ議長之ニ注意ヲ與ヘ猶從ハサルトキハ退場ヲ命スル事ヲ得

第二十條 總會ニハ會議錄ヲ作成シ議長並ニ理事壹名出席代議員貳名及書記之ニ署名捺印スルモノトス

第二十一條 會議錄ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、開會閉會ノ日時場所

二、會議ノ事項

三、出席役員及議員ノ氏名又ハ商號

四、議長及理事長ノ報告事項

五、決議事項

六、表決可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其數

七、其他必要ト認メタル事項

第二十二條 議長ハ速記法ニ依リ速記錄ヲ作成シ會議ノ顛末ヲ議錄セシムルコトヲ得

第二十三條 此規定ニ定メナキ事項又ハ疑義ニ對シテハ議長之ヲ決ス異議アルトキハ議場ニ諮リ表決セシム

第四節 委員

第二十四條 總會ニ於テ特別ノ事項ヲ調査審議スル爲メ委員ヲ置クコトヲ得

第二十五條 委員ハ總會ニ於テ選舉シ委員長取副委員長ハ委員中ヨリ委員會ニ於テ互選ス

第二十六條 委員長ハ委員會ノ議長トナリ委員長事故アルトハ副委員長ニ代ル委員長副委員長共ニ事故アルトキハ委員中ヨリ假議長ヲ定ム

第二十七條 委員會ハ委員半數以上ノ出席アルニ非レハ開會スルコトヲ得ス委員ハ代理ヲ許サス

第二十八條 委員會ハ代議員ノ外傍聽ヲ但シ委員會ハ其決議ヲ以テ其議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十九條 役員ハ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得但シ表決ノ數ニ加ラス

第三十條 委員會ハ開會毎ニ會議錄ヲ作成シ議長及立合書記之ニ署名捺印スルモノトス

第三十一條 委員會ノ會議錄ハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

一、開會ノ日時及場所

二、出席委員ノ氏名又ハ商號

三、調査審議事項

第三十二條 委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ總會ニ報告スルモノトス
第三十三條 委員會ノ招集及其議事ニ關シテハ第二章第二節及第三節ノ規定ヲ準用ス

第三章 傍聽ニ關スル事項

第三十四條 總會ハ組合員ニ限り傍聽ヲ許ス但シ役員議長及代議員ノ發議ニ依リ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ禁スルコトアルヘシ
第三十五條 總會ノ議事ヲ傍聽セントスル者ハ當市場組合員ニ限ル
第三十六條 傍聽者ニシテ左記事項ニ該當スル者ハ議事之ヲ退場セシム

一、役員及代議員ノ發言ニ對シ批評シタル者

二、喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害スルモノ

第三十七條 傍聽席騷擾スルトキハ議長總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第三十八條 傍聽席滿員ノ場合ハ入場ヲ禁止スルコトアルヘシ

第三十九條 傍聽人ハ如何ナル事由アルモ議席ニ立入り又ハ發言スルコトヲ得ス

第四十條 傍聽禁止ヲ決議シタル場合ハ直チニ退場ヲ命スヘシ

選舉ニ關スル細則

第一章 總 則

第一條 當組合役員及代議員ノ選舉ハ本規定ニ準據シ之ヲ行フ

第二條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ投票ハ役員ノ單記無記名トシ代議員ハ連記無名トス

第三條 選舉場ハ組合事務所ヲ以テ之ニ先ツ

第二章 選舉委員長及委員並ニ立會人

第四條 役員及代議員ノ選舉ハ理事長選舉委員長トナリ之ヲ執行ス

第五條 役員總辭職ノ場合ハ規約第三十八條ノ委員中ヨリ互選ヲ以テ定メタル選舉委員長之ヲ執行ス

第六條 選舉委員長ハ選舉場ノ秩序ヲ保持シ選舉ニ關スル一切ノ事務ヲ統轄ス

第七條 選舉委員ハ役員及代議員ヲ以テ之ヲ充ツ

第八條 選舉委員ハ委員長ヲ補佐シ選舉ニ關スル事務ヲ處理ス

第九條 選舉立會人五名ヲ置ク選舉立會人ハ組合員中ヨリ理事長之ヲ囑託ス

第十條 選舉立會人ハ選舉委員長ヲ補佐シ選舉人ノ資格調査及投票ノ効力ニ關シ選舉委員長ノ諮問ニ應シ選舉場ヲ監視ス

第十一條 委員及立會人ノ商號又ハ氏名ハ之ヲ揭示ス

第三章 投票及選舉場

第十二條 選舉委員長ハ選舉期日七日前ニ組合員臺帳ニ依リ選舉通知書ニ入場券ヲ添ヘ組合員ニ配布スルト同時ニ選舉ニ關シ

必要ナル事項ノ揭示ヲ爲スモノトス

第十三條 選舉通知書ニハ左ノ事項ヲ掲載スルモノトス

一、選舉ノ目的及員數

二、選舉ノ日時及場所

三、入場券ハ必ス持參スヘキコト

四、投票ハ本人ニ限り代人ヲ許ササルコト

五、投票用紙ニハ被選舉人定員數ノ商號又ハ氏名ヲ記載スルコト

六、投票用紙ニハ選舉人ノ商號又ハ氏名ヲ記入セサルコト

七、其他選舉人ノ参考トナルヘキ事項

第十四條 入場券ノ様式左ノ通りニ定ム

- 第一條 附屬業者ハ各所屬組合ノ規約ニ準據シ當組合ヨリ鑑札ノ交付ヲ受クルモノトス
- 第二條 組合ノ定メタル取締事項ニ違反シ附屬業者並ニ當組合全般ノ迷惑トナル行爲ヲ爲スヘカラス
- 第三條 附屬業者ハ中傷的行爲ヲ爲シ他ノ營業妨害ヲ爲スヘカラス
- 第四條 附屬業者ハ組合ノ承認ヲ受ケ會社ヨリ使用ヲ許サレタル店舗營造物ヲ破損滅失セサル様特ニ注意スヘシ
- 第五條 附屬業者ハ組合ニ於テ設置セシ器具器械ヲ故意ニ遺棄破壞シ若クハ下水内ニ物品ヲ填充シ下水ノ疏通ヲ害スヘカラス
- 第六條 附屬業者ハ當組合理事長ヨリ通達シタル事項ハ嚴ニ之ヲ遵守スシ
- 第七條 附屬業者ハ毎年壹月壹日及毎月廿貳日並ニ當組合ニ於テ臨時休業スル場合ハ休業スルモノトス
- 第二章 附 屬 商
- 第八條 附屬商ノ種類ハ當組合理事長之ヲ定ム
- 第九條 附屬商ハ當組合理事長ノ指定シタル場所以外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十條 食堂ニ於テ販賣スル品目及代價ハ當組合ノ認可ヲ受クルモノトス代價ヲ變更スルトキ亦同シ商品ノ代價ハ總テ揭示シ又ハ正札ヲ附スヘシ
- 第十一條 食堂ニ於テハ惡臭ヲ放ツモノ又ハ腐敗ニ傾キタルモノ其他不潔ナル原料ヲ使用シタル飲食物ヲ販賣スルコトヲ得ス
- 第十二條 食堂並ニ料理場ハ常ニ清潔ニシ食器類ハ熱湯ニテ清洗シタルモノヲ用ヒ努メテ衛生ニ注意スベシ
- 第十三條 附屬商ハ所屬組合ヨリ商號ヲ記載シタル標札ノ交付ヲ受ケ之ヲ各自ノ店頭ニ掲クベシ
- 第三章 車 茶 屋
- 第十四條 車茶屋ハ當組合理事長ノ指定シタル場所以外ニ於テ營業ヲ爲ス事ヲ得ス
- 第十五條 車茶屋ハ其取扱料金を定メ當組名ノ認可ヲ受クルモノトス

- 第十六條 其受託ノ荷車、自轉車、貨物自動車等ハ指定ノ場所ニ置キ通行ノ妨害ニナラサル様注意スヘシ
- 第十七條 受託ノ魚介類ハ周密ナル注意ヲ以テ保管シ渡シ違ヒ紛失又ハ盜難ニ罹リタル場合ハ其責任ヲ以テ解決スヘシ
- 第十八條 魚腹、骨、頭、鱭等ハ一定ノ容器ニ入レ猥リニ道路下水車置場等ニ放置又ハ遺棄スヘカラス
- 第十九條 汚水ハ下水内ニ流シ道路車置場等ニ撒布スヘカラス
- 第二十條 閉市後營業所及車置場等ノ掃除ヲ嚴重ニ爲シ努メテ清潔ニ洗滌スベシ
- 第二十一條 車茶屋ハ所屬組合ヨリ商號ヲ記載シタル標札ノ交付ヲ受ケ之ヲ各自ノ店頭ニ掲クヘシ

第四章 運 送 業

- 第二十二條 運送業者ハ取扱料金を定メ當組合ノ認可ヲ受クルモノトス
- 第二十三條 運送業者ハ一定ノ取扱料金を外何等ノ名義ニ係ハラズ取扱料類似ノ料金を荷主又ハ問屋ニ請求スルコト得ス
- 第二十四條 魚荷ノ運搬及取扱ヲ迅速且親切ニシ商機ヲ逸シ魚質ヲ損セサル様注意ヲ爲スベシ
- 第二十五條 當組合仲買業者ニ着荷アリタルトキハ之カ引渡ヲ爲サス直ニ當組合ニ其旨申出テ指揮ヲ受クベシ

第五章 小 揚 業

- 第二十六條 小揚業者ハ取扱魚荷ノ賃料ヲ定メ當組合ノ認可ヲ受クベシ
- 第二十七條 魚荷ヲ運搬スルニハ努メテ迅速ニ且取扱ニ注意シ第二十五條ヲ遵守スベシ
- 第二十八條 市場内人進車道ノ區別ヲ守リ大荷物ヲ運搬スル場合ハ車道ノ外通行スベカラズ
- 第二十九條 小揚業者ハ受持問屋ノ諾承ヲ得スシテ自己ノ業務ヲ他人ニ代ラシメ又ハ讓渡スコトヲ得ス

第六章 輕 子 業

- 第三十條 輕子業者ハ取扱魚荷ノ賃料ヲ定メ當組合ノ認可ヲ受クベシ
- 第三十一條 魚荷ノ配達ヲ迅速ニシテ且取扱ニ注意ヲ拂ヒ車茶屋トノ間ニ於ケル荷物ノ授受ヲ明確ニシ若シ紛失不足等アル場合ハ其責任ヲ以テ解決スベシ

第三十二條 入道車道ノ區別ヲ守リ負荷ノ場合ハ車道ノ外通行スヘカラス

第三十三條 輕子業者ハ受持問屋又ハ仲買ノ承諾ヲ得ズシテ自己ノ業務ヲ他人ニ代ラシメ又ハ讓渡スルコトヲ得ス

第七章 取 締

第三十四條 附屬業者ハ當組合役員及係員ノ職務執行ヲ妨害スベカラス

第三十五條 附屬業者ニシテ當組合理事長ノ通達ヲ背セス又ハ本規定ニ違背シタル者ハ注意ヲ爲シ尙應セサル時ハ業務停止又ハ承認ヲ取消スコトアルベシ

第三十六條 當組合ハ附屬業者ニ對シ必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトアルベシ

第三十七條 市場内ニ於テ水販賣ヲ許可セラレタル者ニ付テモ本規定ヲ適用ス

第三十八條 理事長ハ附屬業者取締ノ爲メ當組合役員ヨリ各附屬業組合ニ對シテ貳名若クハ參名ノ監督者ヲ選任スルコトアルベシ

昭和貳年 月 日

東京府下南足立郡西新井村大字本木堤外耕地
三千百八十三番地

東京北魚市場組合

現在組合長中島守利、理事長金子豊次郎、副理事長米山勇八外理事三名、監事二名なり。

組合の經費は組合員の負擔にして、一戸當り一ヶ月金三圓を徴收す。

六、荷主及買入

當市場に於て取扱はるゝ商品の約六割は築地魚市場より購入するものにして其數量平均一日十噸な

り。

直接入荷は北海道三陸、茨城、千葉、静岡の各地並に小笠原、臺灣等にして隅田驛經由のもの平均一日五噸。

兩國驛經由のもの平均一日二噸半。

汐留驛經由のものは小田原、沼津、焼津、清水方面よりの鯉、ナマリ等にして毎年五月より七月迄平均一日一噸半。

小笠原及臺灣の出荷は鮪類に限られ小笠原のものは毎年十一月より翌年二月迄にして年額約五千貫臺灣よりの入荷は年額約二千貫とす。

買入は東京市に於ては本所、淺草下谷の一部にして其他南葛飾郡、南足立郡北豊島郡及埼玉、茨城の諸縣に及び其入場者平均一日千五百人なり。

七、運 搬

入荷は築地市場にて購入のもの隅田驛及汐留驛經由のものは總て自動車に依り兩國驛經由のものは發動機船に依る小笠原の貨物は築地魚市場にて積替へ、臺灣の入荷は横濱港にて積替へ共に發動機船に依り搬入さる。

買入は主としてリヤカーに依り手挽車、自動車之に次ぐ其割合はリヤカー六割手挽車三割、自動車

一割に當る。

八、營業時間及休日

營業時間は組合規約に依り早朝より正午迄と定められ現在にては午前五時より十一時迄休日は毎月廿二日を公休日とし其外一月一日を休業す。

九、取引方法

產地荷主の出荷は總て委託販賣にして問屋は即日仕切をなすを原則とす。

問屋の手數料は其賣捌代金に對する百分の七とし、市場に到着迄の諸費は荷主の負擔とす。

荷主に於て組合員に委託したる荷物を他に委託替をなす場合には委託品の時價に對する百分の三の手數料及其他之に附帶せる一切の費用を荷主より徴收す。

市場内の取引は總て現金取引を原則とすれども現在問屋と仲買との取引は貸賣なり。

仲買と小賣商との取引は其三分の二は現金取引行はれ其他は掛賣なり、掛賣は普通月末計算にして翌月十五日頃迄に殆んど回收され掛倒れは約二三分に當る。

十、取扱高其他

當市場に於ける一ヶ年の取扱金額は左の如し。

大正十五年 百三十萬圓

昭和二年 二百萬圓

同 三年 二百萬圓(見込)

地代は坪十錢

問屋、仲買人及附屬業者も多くは二、三名の店員を雇傭す、附屬商の大部分は其店舗に居住す。

十一、市場内掃除

店舗内は各問屋に於て掃除をなし塵芥は會社に於て搬出し之を焼却して肥料とす、綿取扱所は別に建物を設けて之を處理す。

場内は一週一回大掃除をなし會社より消毒藥クレシンを支給し組合に於て之を行ふ。

十二、會社の増資に由る追加事業及其收支豫算

會社は其資本金十萬圓を倍加して二十萬圓とし其増加資本金十萬圓を以て計畫せる追加事業左の如し。

一金九千五百圓也	鮮魚賣場一棟新築及鹽乾魚賣場建増費
一金壹萬八千圓也	附屬商店輔新築費
一金二萬二千圓也	冷藏庫及製氷室
一金一萬五千圓也	土盛費
一金五千圓也	櫻堤ヨリ架橋豫定地點迄道路新設費

一金三千圓也 設備費
 一金五千六百圓也 車茶屋及荷扱所建築費
 一金二萬千九百圓也 準備金
 増資後ノ收支豫算
 收入之部 總收入金
 一金八萬二千八十圓也
 内譯
 一金六萬二千六百四十圓也 賣場及賣店貸付料
 一金一萬五千八百四十圓也 冷蔵庫及製氷販賣收入
 一金三千六百圓也 雜收入 指定地外土地賃貸料
 支出之部 總支出金
 一金三萬九千二百圓也
 内譯
 一金一萬一千三百圓也 地料
 一金二千圓也 諸稅
 一金二千圓也 消耗品
 一金三千圓也 交際費
 一金一千圓也 修理費
 一金四百圓也 保險料
 一金二千五百圓也 電力料

一金三千圓也 雜費
 一金五千圓也 役員報酬
 一金九千圓也 諸給料
 損益計算
 收入
 一金八萬二千八十圓也
 支出一
 一金三萬九千二百圓也
 差引金四萬二千八百八十圓也 純益金
 利益金處分
 一金二千二百圓也 法定積立金
 一金三萬四千圓也 株主配當金(年一割七分)
 一金四千二百圓也 役員賞與金
 一金二千四百八十圓也 後期繰越金

東京北魚市場建物坪數

鹽干魚賣場 八四坪 二四坪
 賣場 一棟六〇坪 四棟 二四〇坪 事務所並組合事務所
 附屬商 二四坪 茶屋 一二〇坪
 口、ハ、ニ、ホ、ハ 四〇坪 茶屋雨庇 九〇坪
 下 五五坪 氷賣場 六坪

冷蔵庫
魚腸骨整理場
便所

三〇坪 自動車置場
八坪 見張所
十二坪

一六六
八坪
一坪

第三 蒲田生花市場

蒲田青物市場内に於て毎日午後六時より八時頃迄生花市場を開業す。

一、沿革

大正十五年五月十日島田淺次郎外二名の組合組織にて生花市場を開業し今日に及べり。

二、荷主及買入

荷主は神奈川縣、千葉縣蒲田町の生産者にして神奈川縣は橋樹郡、都築郡にして遠きは五里に及ぶ
總出荷の四割を占む。

千葉縣は房洲富浦、保田方面より出荷あり總量の約三割を占む、蒲田町は残りの三割を出荷す。
其他東京横濱方面より仲買人の出荷あり。

買入は蒲田町及東京横濱方面の小賣商人なり。

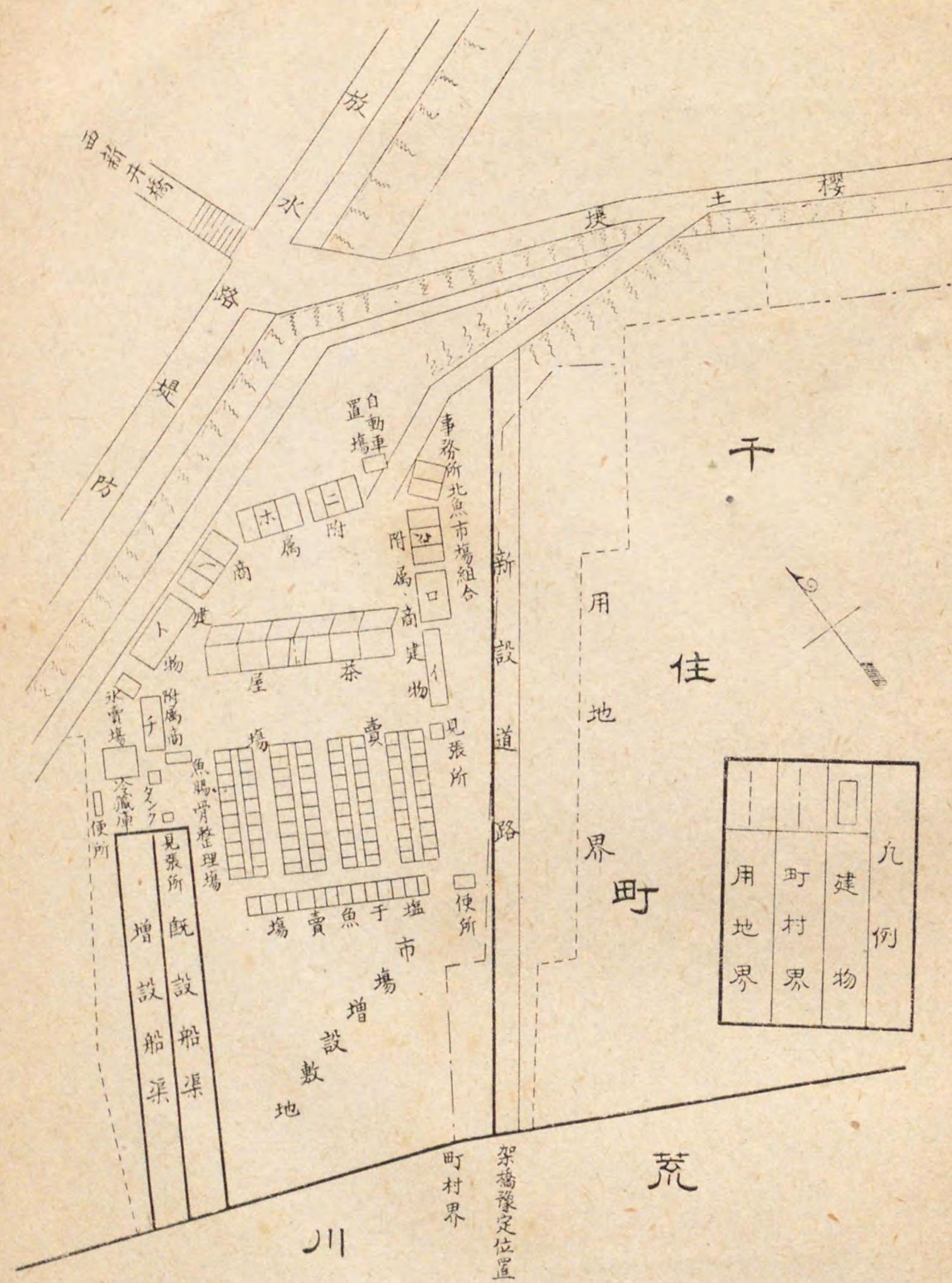
三、取引方法

荷主に對しては現金拂にして問屋手数料は一割一分とす。

買入の歩戻は三日以内に支拂ありたる場合に二分とし其以上延滞の者には歩戻をなさず。

四、取扱高其他

取扱高は一日多き日は三、四百圓より少き日は二三十圓にして冬季には殆んど出荷なし附近に生花市場新設され競争激しき爲め賣掛代金の回収極めて困難にして現今の状況にては市場を維持すること不能にして青物市場に對する家賃一ヶ月三十圓も支拂をなしたることなしと云ふ。



東京北魚市場建物配置圖 縮尺千貳百分之壹

九	例
建	物
町	界
用	地
界	

民國十七年四月...



